

「みやぎ環境税」の 活用実績と今後の在り方

令和2年7月
宮 城 県

目次

I	みやぎ環境税について	1
1	これまでの経緯	1
2	税の概要	2
3	みやぎ環境税活用の基本的な考え方	4
II	みやぎ環境税の税収等について	5
1	みやぎ環境税の税収の推移	5
2	環境創造基金の概要	5
III	現行の課税期間におけるみやぎ環境税の活用事業とその成果	7
1	新みやぎグリーン戦略プラン	7
2	県事業の概要及び成果	7
	＜視点1 低炭素社会の推進＞	8
	＜視点2 森林の保全・機能強化＞	10
	＜視点3 生物多様性・自然環境の保全＞	12
	＜視点4 環境共生型社会構築のための人材の充実＞	14
3	市町村事業の概要及び成果	16
	＜メニュー選択型事業＞	16
	＜市町村提案型事業＞	20
4	みやぎ環境税の活用事業による二酸化炭素削減量	23
IV	みやぎ環境税の今後の在り方	25
1	本県の環境を取り巻く状況	25
	(1) 地球温暖化に関すること	25
	(2) 森林・林業	33
	(3) 自然環境・生物多様性	37
2	社会情勢の推移	39
	(1) 県の財政状況	39
	(2) 国の地球温暖化対策の動向	40
	(3) 国の各白書から見る各種環境問題の動向及び今後の取組の方向性	42
	(4) 宮城県が策定した各種計画における環境分野の方向性	45
	(5) 環境に関する政策・施策評価の推移	53
	(6) 県民意識調査の推移	61
	(7) 気候変動への適応に関する意識調査	64
	(8) 環境に関する県民・事業者意識調査の結果	67
3	市町村の意見	76
	(1) 全市町村に実施したアンケート結果	76
	(2) 市町村担当課長会議の結果	84
4	環境課題の変化の状況	85
	(1) これまでの環境課題の状況	85
	(2) 新たな環境課題の状況	87
5	まとめ	89
	(1) 検討	89
	(2) 提案	89
V	資料集	92

I みやぎ環境税について

県では、宮城の自然豊かな環境を守り、次の世代に引き継いでいくために、通常ベースでの財源を超えて新たに実施又は拡充を図る環境施策に充当するための財源として、平成23年4月1日から県民税均等割の超過課税として、「みやぎ環境税」を導入し、喫緊の環境問題に対応する様々な環境施策を一体的・複合的に展開してきました。

その後、課税期間を平成28年4月1日から5年間延長し、令和3年3月31日までとしていることから、今回、活用事業の効果や本県の環境を取り巻く社会情勢などを総合的に見極めながら、制度を検証し、その在り方について検討しました。

1 これまでの経緯

県の環境行政には、我々の身近にある豊かな自然環境・生活環境の保全に加え、人類の生存基盤を脅かす地球温暖化問題など地球規模の課題に対して、多くの対応が必要であることから、これらの課題を早急に解決していくため、新規事業や既存事業の拡充を組み合わせた環境施策の展開と更なる充実を図ることのできる、新しい財源が求められていました。

県は、平成18年5月に「宮城県税制研究会」を設置し、地方分権の推進と歳入確保の観点から、課税自主権を活用した税制について検討しました。

この研究会において新税に関する検討が行われた結果、平成19年3月、「環境に関する政策・施策の推進のための財源として新たな税を導入する必要性は認められる」との最終報告がまとめられました。

平成21年6月には、県議会に設置された「地球温暖化防止対策調査特別委員会」において、「二酸化炭素の排出抑制及び吸収拡大に関する施策の充実強化」と、「財源確保策として新たな税の導入の実現が図られるよう具体的な検討に着手すること」について提言がなされました。また、同年9月には、宮城県森林組合連合会から「県レベルの独自課税」を早急に創設するよう要望が出されました。

県では、これら報告や県議会の提言等を受けて、超過課税の導入について県民向け説明会やパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえ、平成22年2月に宮城県県税条例を一部改正し、平成23年4月からみやぎ環境税を導入しました。

【参考】

平成19年3月	「宮城県税制研究会」からの環境税に関する最終報告
平成21年6月	県議会「地球温暖化防止対策調査特別委員会」から提言
平成21年9月	宮城県森林組合連合会から「県レベルの独自課税」創設の要望
平成21年11月	県議会定例会で知事が税の導入表明
平成21年12月 ～平成22年1月	地域説明会（7地域、延べ約800名参加）、パブリックコメントの 実施
平成22年2月	県議会定例会に「宮城県県税条例の一部を改正する条例案」上程
平成23年4月	同条例施行

その後、平成28年3月の課税期間の終期を迎えるに当たって、それまでの事業成果の検証や今後の在り方についての検討を行ったところ、喫緊に解決しなければならない様々な環境課題があり、その解決に向けた取組の継続が必要であるとして、みやぎ環境税の延長について県民向け説明会やパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえ、平成27年10月に宮城県県税条例を一部改正し、課税期間を令和3年3月末まで5年間延長しました。

【参考】

平成 27 年 4 月	政策・財政会議にて税の延長に向けて調整することを決定
平成 27 年 5 月	地域説明会（7 地域，延べ約 211 名参加）
平成 27 年 6 月 ～平成 27 年 7 月	パブリックコメントの実施
平成 27 年 9 月	県議会定例会に「宮城県県税条例の一部を改正する条例案」上程
平成 28 年 4 月	同条例施行

2 税の概要

(1) 税の目的

宮城の豊かな環境を適切に保全し，次の世代へ引き継いでいくために，喫緊の環境問題に対応する施策に充当する財源として導入するもの。

(2) 課税方式

個人及び法人の県民税均等割に上乗せして課税（超過課税）

(3) 納税義務者及び超過課税の税率

	個人	法人
納税義務者	県内に住所等を有する個人※	県内に事務所・事業所等を有する法人
税率	年 1,200円	標準税率の10%相当額 (資本金等の額により年2,000円～80,000円)

※ 1月1日現在で県内に住所等を有する個人。

※ 所得金額が一定の額以下など，県民税均等割が課税されない個人は非課税。

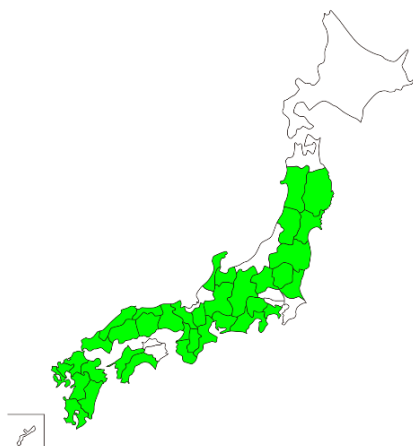
(4) 現行の課税期間

個人：平成28年度から令和2年度まで

法人：平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に終了する各事業年度

(5) 全国の導入状況

下図に示したとおり，令和元年4月現在で，本県も含め 37 県で導入されており，東北地方を見ると，青森県を除く 5 県で導入されています。本県では，地球温暖化対策のための財源としても活用されていますが，他県の多くでは森林環境保全を主たる目的としており，本県のような例は非常に少ない状況となっています。



各都道府県における環境の保全等を目的とした超過課税導入の状況

なお、全国の都道府県に対し、各都道府県における環境税の概要等について令和元年 6 月にアンケートを実施しました。その結果を以下に示します。

① 課税制度の導入状況

導入済み：37 自治体（本県含む）

導入なし：10 自治体

（北海道、青森県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、福井県、徳島県、香川県、沖縄県）

② 課税期間

期間を設けている⇒30 自治体

期間を設けていない⇒7 自治体（概ね 5 年ごとに制度の見直しを実施）

（秋田県、山形県、山梨県、三重県、滋賀県、福岡県、熊本県）

③ 超過課税（税率）の実施状況

個人	1,200 円	1 団体	宮城県
	1,000 円	6 団体	岩手県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県
	800 円	3 団体	秋田県、滋賀県、兵庫県
	700 円	3 団体	栃木県、群馬県、愛媛県
	600 円	1 団体	京都府
	500 円	20 団体	富山県、石川県、山梨県、長野県、愛知県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	400 円	1 団体	静岡県
	300 円	1 団体	大阪府
	300 円（所得割 0.025%）	1 団体	神奈川県
法人	2,200 円～88,000 円	1 団体	滋賀県
	2,000 円～80,000 円	8 団体	岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県、兵庫県
	1,000 円～80,000 円	1 団体	富山県
	1,600 円～64,000 円	1 団体	秋田県
	1,400 円～56,000 円	3 団体	栃木県、群馬県、愛媛県
	1,000 円～40,000 円	19 団体	石川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	500 円	1 団体	高知県
法人への超過課税なし			3 団体 神奈川県、京都府、大阪府

※出典：総務省及び林野庁資料

④ 施策の種類及び主要事業の概要

すべての自治体で森林整備に関する施策を実施

その他の取組（自治体数）：環境教育・普及啓発（29）、シカなどの有害鳥獣対策（13）、森林ボランティア活動への支援（12）、木質バイオマスの導入支援・利活用促進（6）など

⑤ 課税期間の見直し状況

課税期間終了（見直し）予定年度

（令和2年6月現在）

年度	H29	H30	R1	R2	R3
	延長⇒8	延長⇒4	延長⇒6	今後検討⇒10	今後検討⇒9
府県	秋田県，茨城県，栃木県，長野県，鳥取県，高知県，福岡県，佐賀県	群馬県，愛知県，三重県，岡山県	島根県，大阪府，山口県，愛媛県，熊本県，鹿児島県	岩手県， 宮城県 ，福島県，静岡県，滋賀県，京都府，兵庫県，奈良県，大分県，宮崎県	山形県，神奈川県，富山県，石川県，山梨県，岐阜県，和歌山県，広島県，長崎県

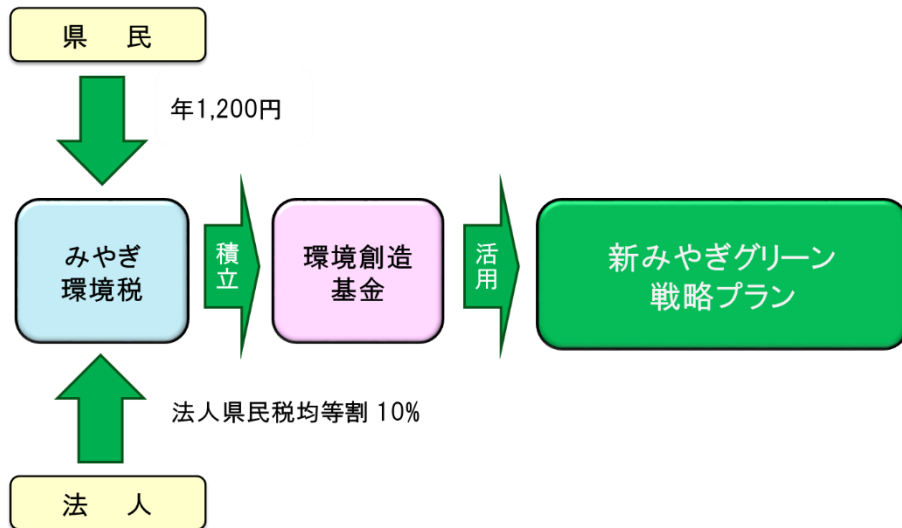
↑
森林環境譲与税導入

※ 平成29年度以降に延長を実施した18自治体（上記黒枠）において、税率の変更を行った自治体はありませんでした。また、超過課税の休・廃止はありませんでした。

3 みやぎ環境税活用の基本的な考え方

みやぎ環境税に基づく税収については、当該年度の税収額を明らかにし、また、その用途を環境関係施策に限り、一般事業の財源振替に充てられるものでないことを明確にする観点から、一般財源とは区分して「環境創造基金」を創設し、管理しています。このため、毎年度その税収については、基金に積み立て、みやぎ環境税の活用事業に充当することとしています。

その上で、みやぎ環境税に基づく各事業の実施に当たっては、「人と自然が調和した美しく安全な県土と環境づくり」の実現に向けて、「地球温暖化」や「生物多様性の確保」を始めとする環境問題に対応し、宮城の豊かな環境を守り、次の世代に引き継ぐために本県の良好な環境の保全及び創造に資する環境施策に活用することとし、それらの施策を「新みやぎグリーン戦略プラン」として取りまとめ、県民の方々に公表しています。



みやぎ環境税活用のイメージ

II みやぎ環境税の収税等について

みやぎ環境税のこれまでの収税の推移と、収税を環境課題のみに対して適切に執行するために設置した環境創造基金について説明します。

1 みやぎ環境税の収税の推移

みやぎ環境税は現在、平成28年度から令和2年度までの5年間の期限とする第2期課税期間にあります。

個人県民税は、課税第2期の初年度である平成28年度から平成30年度まで増加傾向が続いており、令和2年度も13億円台で推移すると見込まれます。

また、法人県民税については、年ごとの増減はあるものの、3億6千万円前後で推移しており、令和2年度も3億6千万円台となる見込みです。

みやぎ環境税の収税の推移

(単位：千円、単位未満四捨五入)

	個人県民税	法人県民税	計	対前年比
平成23年度(実績)	1,061,751	169,079	1,230,830	-
平成24年度(実績)	1,199,379	319,908	1,519,287	123.4%
平成25年度(実績)	1,269,872	333,805	1,603,677	105.6%
平成26年度(実績)	1,297,328	343,293	1,640,621	102.3%
平成27年度(実績)	1,307,230	349,229	1,656,459	101.0%
平成28年度(実績)	1,327,347	362,061	1,689,408	102.0%
平成29年度(実績)	1,347,962	359,976	1,707,938	101.1%
平成30年度(実績)	1,358,547	363,948	1,722,495	100.9%
令和元年度(見込)	1,367,740	360,270	1,728,010	100.3%
令和2年度(見込)	1,372,367	362,198	1,734,565	100.4%

※ 収税額について、令和元・2年度は見込額（R1年度2月補正予算・R2年度当初予算）を記載しています。

2 環境創造基金の概要

(1) 環境創造基金の設置

みやぎ環境税は、課税目的に沿った事業のみに使用し、その使い道を明らかにするため、平成23年に制定した環境創造基金条例（平成23年宮城県条例第17号）に基づき「環境創造基金」（以下「基金」という。）を平成23年4月1日から設置し、みやぎ環境税を基金に積み立てて管理、運用しています。

(2) 環境創造基金の活用額の推移

基金の年度ごとの積立額及び活用額の推移は、別表のとおりとなります。基金への積立額は、収税以外に環境創造基金の運用により生じた収入等も含まれるため、単純に収税額と同額にはなりません。

県事業における予算額と実際の請負金額との差や補助金事業での残額など、各年度で発生した残余额については、環境創造基金に戻し入れることにより一般財源とは区別して管理・運用しています。基金に積み立てられた残余额は、次年度以降に実施される環境課題に向け

た事業に対し、各年度税込と合わせて事業費に充当し、社会情勢の変化にも対応した事業を実施するなど有効に活用しています。

環境創造基金の活用額の推移

(単位：千円)

	当該年度 基金積立額(A)	当該年度基 金活用額(B)	残高(C) (前年度(C)+(A)-(B))
平成23年度(実績)	1,248,593	922,427	326,167
平成24年度(実績)	1,533,676	1,121,549	738,294
平成25年度(実績)	1,628,171	1,638,613	727,852
平成26年度(実績)	1,694,253	1,685,303	736,802
平成27年度(実績)	1,668,205	1,724,201	680,805
平成28年度(実績)	1,691,832	1,601,573	771,064
平成29年度(実績)	1,719,985	1,778,399	712,650
平成30年度(実績)	1,737,806	1,709,130	741,325
令和元年度(見込)	1,798,520	1,679,811	860,034
令和2年度(見込)	1,735,102	1,941,922	653,214

※四捨五入の都合で合計に誤差が生じている箇所があります。

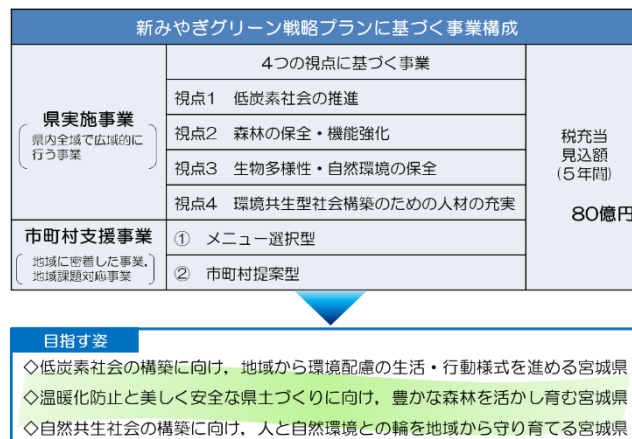
Ⅲ 現行の課税期間におけるみやぎ環境税の活用事業とその成果

みやぎ環境税は「新みやぎグリーン戦略プラン」に基づき、県事業と市町村支援事業に活用しており、ここではその事業概要と成果について説明します。

1 新みやぎグリーン戦略プラン

みやぎ環境税は、課税目的に基づき、その用途を明確にするために環境創造基金を設置しており、その活用事業については、明確な方向性を持った上で、根拠となる考えや各種事業の概要を県民の方々に分かりやすく説明するため、平成28年3月に「新みやぎグリーン戦略プラン」を策定し、その運用を図っています。

本プランは、宮城の将来ビジョンの政策推進の基本方向の一つとして掲げた「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」の実現に向けて、「低炭素社会の推進」、「森林の保全・機能強化」、「生物多様性・自然環境の保全」、「環境共生型社会構築のための人材の充実」を、みやぎ環境税を活用して県が行う環境施策の方針として定め、これら4つの視点に応じた施策を市町村支援事業と併せて展開することによって、3つの目指すべき姿を実現していくこととしています。



「新みやぎグリーン戦略プラン」の概要

2 県事業の概要及び成果

県事業は、下図のとおり、それぞれに目的を有した4つの視点に分類し、各事業を実施しています。ここでは、視点ごとにその実施事業の概要を説明します。

なお、各事業における検証結果については、巻末のV資料集にまとめました。

<p>視点1 低炭素社会の推進</p> <p>環境配慮と経済発展が両立する地域社会を構築するため、事業者や家庭における積極的な二酸化炭素排出の削減に向けた取り組みを推進する。</p> 	<p>視点2 森林の保全・機能強化</p> <p>二酸化炭素の吸収機能をはじめ、多面的機能を持つ森林や里山の管理・保全及び森林資源活用に資する取り組みを推進する。</p> 
<p>視点3 生物多様性・自然環境の保全</p> <p>生物多様性を育む豊かな自然環境の保全・再生のための取り組みを推進する。</p> 	<p>視点4 環境共生型社会構築のための人材の育成</p> <p>持続可能な地域社会構築に資する人材の育成や環境教育の一層の充実を図る取り組みを推進する。</p> 

<視点1 低炭素社会の推進>

本視点では環境配慮と経済発展が両立する地域社会の構築に向けて、事業者や家庭における積極的な二酸化炭素の排出削減の取組を推進するために、以下の事業を実施しています。これまで実施した事業は20事業に及び、令和2年度では新たに1事業を実施します（累計21事業）。令和2年度までの二酸化炭素排出削減量は約16万5千tと見込まれます。

- ◇ クリーンエネルギーみやぎ創造チャレンジ事業
- ◇ 再生可能エネルギー等設備導入支援事業（～H29：新エネルギー設備導入支援事業）
- ◇ クリーンエネルギー・省エネルギー関連新製品創造支援事業
- ◇ 公共インフラ省エネ推進事業（道路照明灯改修事業）
- ◇ スマートエネルギー住宅普及促進事業
- ◇ みやぎ新エネルギー・環境関連産業振興加速化事業
- ◇ 地球に優しい施設園芸推進事業（環境負荷低減モデル事業）
- ◇ 再生可能エネルギーを活用した地域復興支援事業
- ◇ 風力発電導入推進事業（～H29：海上再生可能エネルギー導入推進事業，～R1：洋上風力発電等導入推進事業）
- ◇ せせらぎ水路小水力発電普及推進事業（内川松沢地区他）
- ◇ 下水道施設における未利用資源のエネルギー活用推進事業
- ◇ 県有施設への再生可能エネルギー等の導入支援事業（H30：県有施設への新エネルギー設備等の導入支援事業）
- ◇ J-クレジット導入事業
- ◇ 太陽光発電設備メンテナンス等推進事業
- ◇ みやぎ地球温暖化対策地域推進事業
- ◇ 省エネルギー・コスト削減実践支援事業
- ◇ 低炭素型水ライフスタイル導入支援事業
- ◇ 既存住宅省エネルギー改修促進事業（H31～：「スマートエネルギー住宅普及促進事業」に統合）
- ◇ 燃料電池自動車導入推進事業
- ◇ スマート水素ステーション運営事業
- ◇ 水素エネルギー利活用普及促進事業

本視点において、二酸化炭素排出削減の観点から、主な事業としては再生可能エネルギー等設備導入支援事業、スマートエネルギー住宅普及促進事業、省エネルギー・コスト削減実践支援事業、燃料電池自動車導入推進事業が挙げられ、普及啓発の観点からはみやぎ温暖化対策地域推進事業、水素エネルギー利活用普及促進事業が挙げられます。

それぞれの事業の概要と令和2年度までに見込まれる事業成果については、別表に示しました。

視点及び各事業名	事業概要	事業実施状況					課税期間内の成果 (令和2年度までの見込)	
		H28	H29	H30	R1	R2	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	その他の効果
視点1：低炭素社会の推進								
方向性①：環境に配慮したグリーン経済の推進								
1 クリーンエネルギーみやぎ創造チャレンジ事業	事業者が行うクリーンエネルギーを活用した環境負荷低減モデル確立に向けた取組に要する経費の一部を助成する。	●	●	●	●	●	—	支援30件
2 再生可能エネルギー等設備導入支援事業 (～H29：新エネルギー設備導入支援事業)	県内事業者の再生可能エネルギー等設備導入経費の一部を助成する。	●	●	●	●	●	11,402.0	補助58件
3 クリーンエネルギー・省エネルギー関連新製品創造支援事業	県内企業が行うグリーンエネルギー・省エネルギー関連の新製品開発を支援し、環境・エネルギー分野の規模拡大や市場開拓を図る。	●	●	●			—	補助6件 共同開発6件
4 公共インフラ省エネ推進事業(道路照明灯改修事業)	県管理の国道及び県道における道路照明灯について、消費電力の少ない省エネルギー型へ改修し、普及啓発を図る。	●					235.0	改修基数104基
5 スマートエネルギー住宅普及促進事業	家庭からの二酸化炭素排出量の削減や災害時などに電気や熱を確保できる住まいの普及に向け、太陽光発電システム、蓄電池、家庭用燃料電池等の設置及び住宅の省エネ改修に対する助成などを行う。	●	●	●	●	●	117,878.0	普及啓発11回
6 みやぎ新エネルギー・環境関連産業振興加速化事業	環境負荷の低減と地域経済発展の両立を図るため、県内事業者による環境負荷の低減に資する環境関連設備、デバイス等の製品開発に要する経費の一部を助成する。					●	—	支援2件
7 地球に優しい施設園芸推進事業(環境負荷低減モデル事業)	温度・湿度・二酸化炭素濃等の環境数値の見える化による収量増加と、二酸化炭素の局所施用技術の導入による環境負荷低減との両立を図るための経費の一部を助成する。					●	31.7	導入範囲1.1ha
方向性②：地域特性を生かしたエネルギーの利用の推進								
8 再生可能エネルギーを活用した地域復興支援事業	再生可能エネルギー等を活用したまちづくり「エコタウンの形成」を促進するため、市町村を含む協議会組織に調査費等の助成を行うとともに、先進事例の情報共有等による市町村支援などを行う。	●	●	●	●	●	8.4	ガイドブック発行2回
9 風力発電導入推進事業(～H29：海上再生可能エネルギー導入推進事業、～R1：洋上風力発電等導入推進事業)	洋上風力発電の導入候補地域における関係機関との調整や、事業化に向けた合意形成を図る。その他ゾーニングにより抽出した、陸上風力発電の導入可能性エリア内の風況調査費の一部を助成する。	●	●	●	●	●	—	研究会開催4回 協議会開催10回 調査支援6件
10 せせらぎ水路小水力発電普及推進事業(内川松沢地区他)	農業用ダムや水路などの農業水利施設において、県内で実績の少ない小水力発電施設(10～200kw)の整備や管理に取り組むことにより、小規模水力発電の最適な整備手法を早期に確立するためのモデル効果の検証と普及を行う。	●	●	●	●	●	113.9	—
11 下水道施設における未利用資源のエネルギー活用推進事業	仙塩浄化センターにおいて、消化ガスを利用した発電事業の実施に向け、下水汚泥から効率よくメタンガスを発生させるための消化工程運転条件最適化を検討する。			●			—	—
12 県有施設への再生可能エネルギー等の導入支援事業(H30：県有施設への新エネルギー設備等の導入支援事業)	大規模事業者の一つである宮城県が率先して新エネルギー設備を導入し、地球温暖化対策に取り組む姿勢を示すことにより、県民や県内事業者による設備導入を促進するため、県有施設への新エネルギー設備導入を支援する。				●	●	—	導入可能性調査1式、ガイドライン策定1式
13 J-クレジット導入事業	住宅用太陽光発電設備で発電された電力を自家消費することで生み出される環境価値を「J-クレジット制度」により見える化・売却し、売却益を活用して環境教育事業等を実施することで環境意識の向上を図る。					●	—	みやぎスマエネ倶楽部入会者4,406人
14 太陽光発電設備メンテナンス等推進事業	太陽光発電設備の保守点検等研修を実施し、技術の高度化を図るとともに、長期安定的な発電環境を整備する。					●	—	研修出席者72人 チラシ等22,810枚配布
方向性③：省エネルギー対策の推進								
15 みやぎ地球温暖化対策地域推進事業	民生部門における二酸化炭素排出量削減や気候変動適応策推進のため、一般家庭を対象とした「うちエコ診断」の実施支援・省エネを促進するアプリの運用、関係団体・企業等との連携による気候変動や省エネに関する普及啓発イベント、温暖化に関する顕著な功績への表彰などを実施する。	●	●	●	●	●	669.6	—
16 省エネルギー・コスト削減実践支援事業	県内事業者の省エネルギー設備導入経費の一部を助成する。	●	●	●	●	●	32,618.0	補助236件
17 低炭素型水ライフスタイル導入支援事業	家庭部門での二酸化炭素排出量の削減効果が見込まれる節湯・節水機器と低炭素社会対応型浄化槽を併せて住宅に導入する場合、設置費用の一部を助成する。	●	●	●	●	●	1,846.0	節水意識啓発3,500人
18 既存住宅省エネルギー改修促進事業(H29年度～：「スマートエネルギー住宅普及促進事業」に統合)	断熱化が進んでいない既存住宅の断熱改修を支援し、冷暖房等に要するエネルギーの省エネ化を促進する。	●					309.8	補助226件
方向性④次世代エネルギーの普及促進								
19 燃料電池自動車導入推進事業	水素エネルギーの積極的な利活用を進めるため、認知度向上や有用性の普及啓発に効果的な燃料電池自動車(FCEV)の導入拡大やFCEVのカーレンタル及びタクシー・燃料電池バスの導入実証を行う。	●	●	●	●	●	309.1	—
20 スマート水素ステーション運営事業	県が整備した再生可能エネルギーを活用した小型・自家用のスマート水素ステーション(SHS)の保守点検などの維持管理を行う。	●	●	●	●	●	—	再エネ水素製造量853.6kg
21 水素エネルギー利活用普及促進事業	水素エネルギー発電設備等を活用した体験イベントや教員向け研修会を開催するほか、情報誌やフリーペーパー等への記事の掲載や啓発用パンフレットの作成・配布等により水素エネルギーの安全性や有用性に関する普及啓発を進める。	●	●	●	●	●	—	パンフレット12,000部作成 シンポジウム等開催9回
合計：							165,421.5	

＜視点2 森林の保全・機能強化＞

本視点では、二酸化炭素の吸収機能をはじめ、多面的機能を持つ森林や里山の管理・保全及び森林資源活用に資する取組を推進するために以下の事業を実施しています。これまでに実施した事業は12事業に及び、令和2年度までの二酸化炭素吸収量は、約13万7千tと見込まれます。

- ◇ 森林マネジメント認証普及促進事業（～H29：地域森林再生マネジメント推進事業）
- ◇ 温暖化防止間伐推進事業
- ◇ 温暖化防止森林更新推進事業
- ◇ 環境林型県有林造成事業
- ◇ 特別名勝「松島」松林景観保全対策事業
- ◇ 里山林健全化事業
- ◇ みんなの森林づくりプロジェクト推進事業
- ◇ みやぎ防災林パートナーシップ事業
- ◇ 県産材利用エコ住宅普及促進事業
- ◇ 木の香るおもてなし普及促進事業
- ◇ 木質バイオマス広域利用モデル形成事業
- ◇ CLT建築普及促進事業（～H30：県産材・木のビルプロジェクト推進事業）

本視点の中の主要な事業として、森林整備による二酸化炭素吸収源増加の観点から、温暖化防止間伐推進事業、温暖化防止森林更新推進事業が挙げられます。また、木材の積極的な利活用促進により森林整備の活性化を促し、森林の健全な育成を図る観点から、県産材利用エコ住宅普及促進事業、木質バイオマス広域利用モデル形成事業、CLT建築普及促進事業が挙げられます。

それぞれの事業の概要と令和2年度までに見込まれる事業成果については、別表に示しました。

視点及び各事業名	事業概要	事業実施状況					課税期間内の成果 (令和2年度までの見込)	
		H28	H29	H30	R1	R2	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	その他の効果
視点2：森林の保全・機能強化								
方向性①：森林の多面的機能の維持・強化								
1 森林マネジメント認証普及促進事業（～H29：地域森林再生マネジメント推進事業）	適正な森林管理を促進するため森林認証の取得等を支援するほか、森林吸収オフセットクレジット制度の普及啓発を推進する。	●	●	●	●	●	—	森林認証取得面積12千ha、クレジット売却量9,500t-CO ₂
2 温暖化防止間伐推進事業	国庫補助の対象とならない小規模分散地等の間伐に対する助成を行うと共に、これらと一体的に行う作業道の整備に要する経費の一部を助成する。	●	●	●	●	●	72,632.0	間伐面積2,776ha
3 温暖化防止森林更新推進事業	適正な森林管理を進めるため、伐採後の確実な森林更新に要する植栽・保育等の経費を助成する。また、海岸防災林復旧のためのクロマツ種苗の増産及び花粉症対策に資するスギ苗木の増産を行う。	●	●	●	●	●	1,768.5	植栽面積248ha
4 環境林型県有林造成事業	森林の多面的機能の発揮が特に求められる県行造林地伐採跡地の一部で再造林を実施した箇所について、森林整備を行い二酸化炭素吸収機能の強化や災害発生の未然防止を図る。	●	●	●	●	●	49.8	—
5 特別名勝「松島」松林景観保全対策事業	松くい虫被害や海鳥繁殖の影響で、景観維持が憂慮される特別名勝「松島」において、被害跡地へのマツノサイセンチュウ抵抗性マツ植栽や樹幹注入による枯損予防を行い、本県の優れた自然環境の象徴としての松林を次世代に引き継ぐ。	●	●	●	●	●	14.7	薬剤樹幹注入本数6,735本、抵抗性マツの植栽本数8,832本
6 里山林健全化事業	増加傾向にあるナラ枯れの被害拡大防止のため、被害木の駆除に対して助成を行う。また、景勝地の景観向上のため、現地集積されている松くい虫被害処理材の搬出、処理等に対して助成を行う。	●	●	●	●	●	574.6	ナラ枯れ木伐採駆除10,517m ³ 、被害材搬出948m ³
7 みんなの森林づくりプロジェクト推進事業	県民が自主的かつ主体的に取り組む植林活動や森林整備などの森林づくり活動等への支援を通じて、多様な主体による県民参加の森林づくりを推進する。	●	●	●	●	●	1,719.2	自伐林家養成等100人
8 みやぎ防災林パートナーシップ事業	海岸防災林の効果・重要性を普及啓発するために、県民等を対象にシンポジウムや育林体験ツアーを開催する。また、防災林管理方針の検討を行う委員会の開催、実際に活動を行っている団体に対して作業講師派遣等の支援を行い、活動の継続を促す。	●	●	●	●	●	74.6	シンポジウム等開催31回
方向性②：持続可能な森林づくりに向けた木材利用の推進								
9 県産材利用エコ住宅普及促進事業	県産材を一定以上使用した新築戸建て木造住宅建築に対し、経費の一部を助成する。	●	●	●	●	●	34,574.0	—
10 木の香るおもてなし普及促進事業	公共的な施設において、県産材による木質化のモデル施工を支援し、広くPRすることにより、県内森林資源の積極的な利用を推進する。	●	●	●	●	●	129.2	—
11 木質バイオマス広域利用モデル形成事業	未利用間伐材などの木質バイオマスの利用促進に向けた取組を推進し、地域資源の循環利用と二酸化炭素排出抑制を図る。	●	●	●	●	●	24,436.0	—
12 C L T 建築普及促進事業（～H30：県産材・木のビルプロジェクト推進事業）	県産材 C L T 製品の定格化や需要拡大への取組を支援することにより、新たな木材需要の創出による温暖化対策（CO ₂ 固定化）や森林資源活用、エネルギーロスの少ない建物の普及を図る。	●	●	●	●	●	1,144.0	—
合計：							137,116.6	

＜視点3 生物多様性・自然環境の保全＞

本視点では、生物多様性を育む豊かな自然環境の保全・再生のための取組を推進するため、以下の事業を実施しています。令和元年度までに実施した事業は17事業に及び、令和2年度では新たに3事業を実施します（累計20事業）。令和2年度までの二酸化炭素排出削減量は、約72tと見込まれます。

- ◇ 生物多様性総合推進事業
- ◇ みやぎの世界湿地魅力発信事業（～R1：みやぎラムサールトライアングル魅力発信事業）
- ◇ 希少野生動植物保護事業
- ◇ 野生鳥獣適正保護管理事業（ニホンジカ、イノシシ個体数調整・有害鳥獣捕獲担い手育成）
- ◇ 野生鳥獣保護管理事業（ツキノワグマ生息域解析）
- ◇ 狩猟者確保対策事業
- ◇ 絶滅危惧種（薬用植物）復活プロジェクト
- ◇ 野生鳥獣適正管理事業（鳥獣被害対策専門指導員等配置）
- ◇ 野生鳥獣生息状況調査事業（カワウ生息状況調査）
- ◇ 海水温上昇に対応した持続的養殖探索事業
- ◇ 伊豆沼・内沼よみがえれ在来生物プロジェクト事業
- ◇ 金華山島生態系保護保全対策事業
- ◇ 環境緑化推進事業（百万本植樹事業）
- ◇ セツ森里山環境学習林保全事業
- ◇ 蒲生干潟見守り事業
- ◇ 自然景観保全修復事業
- ◇ 自然公園湿原植生回復推進事業
- ◇ 持続可能なみやぎの漁場環境づくり推進事業
- ◇ 昭和万葉の森管理事業（アカマツ林保全事業）
- ◇ 公共用水域における水質の気候変動影響調査

本視点における主要事業としては、生物多様性の保全の観点から、みやぎの世界湿地魅力発信事業、希少野生動植物保護事業、野生鳥獣適正保護管理事業が挙げられます。また、自然生態系の保全の観点から、伊豆沼・内沼よみがえれ在来生物プロジェクト事業、金華山森林復元事業、蒲生干潟見守り事業が挙げられます。加えて、大きな環境課題となっている気候変動への適応の観点から、令和元年度から海水温上昇に対応した持続的養殖探索事業を実施しているほか、令和2年度から公共用水域における水質の気候変動影響調査を実施します。

それぞれの事業の概要と令和2年度までに見込まれる事業成果については、別表に示しました。

視点及び各事業名	事業概要	事業実施状況					課税期間内の成果 (令和2年度までの見込)	
		H28	H29	H30	R1	R2	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	その他の効果
視点3：生物多様性・自然環境の保全								
方向性①：生物多様性の総合的推進								
1 生物多様性総合推進事業	平成26年度に策定した「宮城県生物多様性地域戦略」の総合的な推進を図るとともに、県民の理解促進につながる普及啓発を行う。	●	●	●	●	●		フォーラム参加者478名
2 みやぎの世界湿地魅力発信事業（～R1：みやぎラムサールトライアングル魅力発信事業）	県内にあるラムサール条約登録湿地の魅力を広く発信し、来訪者の誘致を図るとともに、湿地の賢明な利用（ワイズユース）について、普及啓発を行う。	●	●	●	●	●		ワイズユース体験会参加者96名
3 希少野生動物植物保護事業	希少な野生動物植物の保護管理を推進するため、現地生息の現状や変化を継続的に調査し、データ管理を行うとともに、保護方針について専門家からの意見を聴取する。	●	●	●	●	●		—
4 野生鳥獣適正保護管理事業（ニホンジカ、イノシシ個体数調整・有害鳥獣捕獲担い手育成）	生息数が急増又は生息域拡大が著しい野生鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）を適正に管理するとともに、地域の生態系保全を図るため、狩猟者育成にも支援を行い、適正な個体数を維持し、人と野生鳥獣の棲み分けを図る。	●	●	●	●	●		ニホンジカ等捕獲7,855頭 養成講座受講者98人
5 野生鳥獣保護管理事業（ツキノワグマ生息域解析）	第三期宮城県ツキノワグマ管理計画に基づく生息状況把握に関する調査を実施し、農業被害等の軽減策に反映させる。	●	●	●	●	●		—
6 狩猟者確保対策事業	野生鳥獣の増加による農作物・森林被害の増加に対し、減少・高齢化している狩猟者を確保し、育成するため、狩猟者の負担を軽減することにより狩猟意欲を高め、新たな捕獲の担い手確保を図る。	●	●	●	●	●		狩猟免許取得経費支援5,049名、市町村担い手育成7件
7 絶滅危惧種（薬用植物）復活プロジェクト	県レッドデータブック記載の絶滅危惧種である薬用植物ムラサキ等の自生復活に向け、系統保存や地域住民向けセミナーを実施する。	●	●					—
8 野生鳥獣適正管理事業（鳥獣被害対策専門指導員等配置）	野生鳥獣の生息数を適正に管理し地域の自然生態系を保全するとともに、狩猟者の確保・育成を図るため、鳥獣被害対策専門指導員を地方振興事務所に配置する。		●	●	●	●		指導員等配置8人
9 野生鳥獣生息状況調査事業（カワウ生息状況調査）	水産業に影響を与えているカワウについて、県内での分布域や繁殖コロニー等の生息状況を調査し、保護管理策を検討する。		●	●		●		カワウ生息状況調査56箇所
10 海水温上昇に対応した持続的養殖探索事業	海水温上昇が本県養殖業に与える影響やブルーカーボン（海藻等によるCO2吸収効果）の考え方について漁業関係者に普及啓発を図るとともに、海水温上昇に対応した海藻等の養殖試験に取り組む。					●	●	研修会対象関係者3,700人
方向性②：自然環境の保全・再生と次世代への継承								
11 伊豆沼・内沼よみがえり外来生物プロジェクト事業	外来生物増加促進対策と併せ、外来生物の駆除を行うことで、外来生物が生息・生育しやすい環境を作るとともに、外来生物の駆除技術を、県内の他の湖沼へ普及させる取組を行う。	●	●	●	●	●		外来魚駆除数5,577匹
12 金華山島生態系保護保全対策事業	防鹿柵の維持・補修等を継続的にを行い、植生回復をとおして生物多様性の保全を図る。	●	●	●	●	●		防鹿柵設置管理905m
13 環境緑化推進事業（百万本植樹事業）	市町村、地域住民、ボランティア及び企業等が行う植樹活動を支援し、みどり豊かな県土と潤いある生活環境を創造する。	●	●	●	●	●	12.6	緑化木配布5,861本
14 セツ森里山環境学習林保全事業	「里山環境学習林」として散策コースなどの利用環境を整備したセツ森里山環境学習林において、生物多様性を保全し、里山とふれあい、関心を高める機会を創出する。	●	●	●			55.2	刈払い面積7.22ha、天地返し面積785.5ha
15 蒲生干潟見守り事業	県内の希少な干潟である蒲生干潟を保全するため、干潟の現状調査のほか、関係者と連携して、干潟の生物多様性の保全を図る取組を行う。	●	●	●	●	●		保全面積5ha
16 自然景観保全修復事業	蔵王：登山道周辺における荒廃区域の確定と土留、緑化等の保全対策検討のための環境調査を実施する。 蛭塚：植生や湿地の水環境復元対策等を実施し、自然が有する再生力を高めることで、自然環境の復元を図る。		●	●				H29：対策検討基礎調査3ha、H30：湿地保全対策0.8ha
17 自然公園湿原植生回復推進事業	湿原の乾燥化防止及び泥炭地層流失防止策を講じ、保全対策の検討・検証を行っていくことで、着実な植生回復を推進し、観光資源利用と環境保全の両立を図る。				●	●	2.0	モニタリング調査6回
18 持続可能なみやぎの漁場環境づくり推進事業	海の砂漠化と言われる「磯焼け」対策として、現況調査・食害生物の除去・海藻種苗投入や母藻移植を実施し、早期の藻場回復を図る。					●	1.8	活動組織支援5件
19 昭和万葉の森管理事業（アカマツ林保全事業）	昭和万葉の森内の「お手植えの松」をはじめとしたアカマツ林を松くい虫被害から守るため、薬液の樹幹注入などの防除作業を実施し、保全を図る。					●		—
20 公共用水域における水質の気候変動影響調査	公共用水域において、気温上昇に伴う水質悪化の傾向が懸念されることから、気象条件と水質との関係性を解析し、今後、関連分野の対策検討に資するための資料を作成する。					●		—
合計：							71.6	

<視点4 環境共生型社会構築のための人材の充実>

本視点では、持続可能な地域社会の構築に資する人材の育成や環境教育の一層の充実を図る取組を推進するために以下の事業を実施しています。これまでに実施した事業は12事業に及びます。令和2年度までの二酸化炭素排出削減量は、約303tと見込まれます。

- ◇ 環境教育指導者育成事業
- ◇ クリーンエネルギー利活用実践推進事業
- ◇ グリーン購入普及拡大事業
- ◇ 児童・生徒のための環境教育推進事業（H29：環境教育実践「見える化」事業）
- ◇ みやぎ環境税広報事業
- ◇ こもれびの森森林科学館改修事業
- ◇ みやぎエコ・ツーリズム推進事業
- ◇ ルルブル・エコチャレンジ事業
- ◇ 自然の家人と自然の交流事業
- ◇ 蔵王野鳥の森自然観察センター施設改修事業
- ◇ パリ協定温暖化対策強化事業（R1～：「みやぎ地球温暖化対策地域推進事業」に統合）
- ◇ 介護予防に関する事業評価・市町村支援事業

本視点の中の主要な事業として、児童・生徒のための環境教育推進事業、自然の家人と自然の交流事業、パリ協定温暖化対策強化事業が挙げられます。加えて、大きな環境課題となっている気候変動への適応の観点から、介護予防に関する事業評価・市町村支援事業を実施しています。

それぞれの事業の概要と令和2年度までに見込まれる事業成果については、別表に示しました。

視点及び各事業名	事業概要	事業実施状況					課税期間内の成果 (令和2年度までの見込)	
		H28	H29	H30	R1	R2	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	その他の効果
視点4：環境共生型社会構築のための人材の充実								
方向性①：環境立県を支える人材の充実								
1 環境教育指導者育成事業	小学校で環境教育に携わる教員を対象に、環境教育分野の現状や先進事例研究等の研修を行い、環境教育指導者のスキルアップを図る。	●	●					- 研修会開催1回
2 クリーンエネルギー活用実践推進事業	高校カリキュラムのクリーンエネルギーの活用促進などの実践的な教育活動を推進し、環境に配慮した産業分野（太陽光発電施設、風力発電システム、LED照明等）の学習や人材育成を推進する。	●	●	●			16.0	環境教育取組時数36時間
3 グリーン購入普及拡大事業	グリーン購入を普及促進するため、持続可能な開発目標（SDGs）の視点からグリーン購入の意義を考察するワークショップを開催する。				●			- セミナー開催2回
(再掲) みやぎ温暖化対策地域推進事業	民生部門における二酸化炭素排出量削減や気候変動適応策推進のため、地球温暖化防止活動推進員や、気候変動への適応に関するサイエンスカフェやワークショップ・セミナーなどの開催により、地域からの適応策推進のための人材の育成や活動支援を行う。	●	●	●	●	●		-
方向性②：環境教育の一層の充実								
4 児童・生徒のための環境教育推進事業（H29：環境教育実践「見える化」事業）	県内の児童・生徒を対象として、NPO等と協働した環境教育に関する出前講座を実施するなど、質の高い環境教育の機会を提供する体制を確保し、自主的・継続的に環境にやさしい行動を実施する人材の育成を図る。	●	●	●	●	●		- 出前講座実施校数191校
5 みやぎ環境税広報事業	みやぎ環境税を活用する事業の内容や実績について、新聞・広報誌等を活用し県民への周知・啓発を行う。	●	●	●	●	●		広報回数15回 - 広報資料発行1回
6 こもれびの森森林科学館改修事業	森林・林業の役割や生物多様性について学べる環境教育の拠点施設である「こもれびの森森林科学館」（栗原市）の展示・視聴覚設備等を改修し、環境教育の充実を図る。	●	●	●			1.4	内装木質化2.92㎡
7 みやぎエコ・ツーリズム推進事業	自然環境への影響や負担を少なくする新しい観光スタイルが求められる中、観光地の環境保全を図りながらエコ意識の向上を促すため、県内各地の取組支援や環境に関する観光施策を実施する。	●	●	●	●	●	6.8	シャトルバス等 運行支援15件
8 ルルブル・エコチャレンジ事業	子供の基本的な生活習慣の確立に向けた取組と併せて、節電による二酸化炭素の削減効果などエコ活動の大切さを伝える環境教育を実践し、各家庭での環境配慮行動の動機付けを図る。	●	●	●	●	●	279.0	ルルブル・エコ チャレンジ認定 109,313名
9 自然の家人と自然の交流事業	社会教育施設として様々な自然体験活動を行う「自然の家（蔵王・松島・志津川）」で、自然体験活動プログラムを展開し、環境配慮実践の普及促進を図る。	●	●	●	●	●		- 講座等1,362名参加
10 蔵王野鳥の森自然観察センター施設改修事業	開館から25年が経過して古くなった展示物を、環境教育の観点に配慮し、蔵王地域の自然環境と動植物の関連性をわかりやすく視覚的にも楽しめる展示内容に改修する。		●		●			- 来館者数見込5万人
11 パリ協定温暖化対策強化事業（R1年度～：「みやぎ地球温暖化対策地域推進事業」に統合）	地球温暖化防止の国際的な枠組みである「パリ協定」を受け閣議決定された「地球温暖化対策計画」で設定された民生部門（家庭部門および業務部門）の温室効果ガス削減目標達成に向け、県民一人ひとりの地球温暖化防止に向けた環境配慮行動を促進するため、環境人材の育成や普及啓発事業を実施する。			●	●			- 普及啓発イベント13回
12 介護予防に関する事業評価・市町村支援事業	介護予防の普及啓発事業において、熱中症予防に関する情報提供、普及促進用品の配布を行い、熱中症に関する正しい知識の普及啓発を図る。				●	●		- 普及促進用品配布者6,000名
合計：							303.2	

3 市町村事業の概要及び成果

市町村事業については、税収の概ね2割程度を事業費として、県内35市町村に対し、「みやぎ環境交付金事業」として、交付金を交付しています。本事業は別表のとおり、メニュー選択型事業と市町村提案型事業とに大別し、実施しています。

それぞれの事業における二酸化炭素の削減量の結果を別表に示しました。令和2年度までの間に累計（合計）で約15,500tが削減される見込みとなっています。

市町村事業における二酸化炭素削減量

(削減量の単位：t-CO₂)

1	メニュー選択型事業	H28 (実績値)		H29 (実績値)		H30 (実績値)		R1 (実績値)		R2 (計画値)		合計
		実施市町村数	削減量	実施市町村数	削減量	実施市町村数	削減量	実施市町村数	削減量	実施市町村数	削減量	
	① 公共施設、学校等におけるCO ₂ 削減対策	19	2,433	21	771	19	1,365	20	288	19	145	5,002
	② 照明（街灯、商店街等）のLED化	21	1,182	18	932	20	669	16	770	17	422	3,975
	③ 自然環境保全（イベント、環境教育を含む）	4	5	4	4	4	3	4	0	3	0	12
	④ 野生鳥獣対策	7	0	7	0	7	0	7	0	9	0	0
	⑤ 環境緑化	1	4	1	18	1	5	1	11	1	5	43
	⑥ 省エネ機器導入支援	4	1,840	4	1,222	4	1,401	4	660	4	768	5,891
	メニュー選択型小計		5,464		2,947		3,443		1,729		1,340	14,923
2	市町村提案型事業	4	153	4	236	5	81	5	71	5	49	590
	合計		5,617		3,183		3,524		1,799		1,389	15,513

※ 複数のメニュー選択が可能のため、実施市町村数を足しても35にならない

<メニュー選択型事業>

○ 事業の概要

市町村が地域の実情に応じて、喫緊の環境課題解決に向けて実施する事業を支援するものです。事業は各市町村が以下の6つのメニューから選択し、交付額は市町村の人口等を基準として配分しています。

メニュー① 公共施設等CO₂削減対策

メニュー② 照明のLED化

メニュー③ 自然環境保全

メニュー④ 野生鳥獣対策

メニュー⑤ 環境緑化

メニュー⑥ 省エネ機器導入支援

○ 成果

各市町村におけるこれまでの取組状況は、以下の一覧のとおりであり、令和2年度までの二酸化炭素排出削減量は、約14,900tと見込まれます。

<メニュー選択型事業一覧>

自治体名	実施メニュー	事業実施状況					概要
		H28	H29	H30	R1	R2	
1 仙台市	①公共施設等におけるCO ₂ 削減	●	●	●	●	●	E V・P H V導入, 公共施設LED化など
	②照明のLED化				●	●	街路灯LED化
	③自然環境保全	●	●	●	●	●	環境出前講座, 次世代エネルギーに関する普及啓発など
	④野生鳥獣対策	●	●	●	●	●	野生鳥獣による農林業被害軽減対策, ニホンザル行動範囲調査など
	⑥省エネ機器導入支援	●	●	●	●	●	低炭素型ボイラー転換補助
2 石巻市	①公共施設等におけるCO ₂ 削減	●	●	●	●	●	E V導入, 公共施設照明LED化
	②照明のLED化	●	●	●	●		街路灯・公園灯LED化
	④野生鳥獣対策	●	●	●	●	●	有害鳥獣捕獲
3 塩竈市	①公共施設等におけるCO ₂ 削減	●	●	●	●	●	公共施設・学校照明LED化
	②照明のLED化	●	●	●			街路灯LED化
4 気仙沼市	①公共施設等におけるCO ₂ 削減	●	●	●	●	●	学校照明LED化
	②照明のLED化	●	●	●	●	●	街路灯・公園灯LED化
	③自然環境保全	●	●	●	●	●	地球温暖化に関する普及啓発
	④野生鳥獣対策	●	●	●	●	●	鳥獣捕獲用器具購入補助
5 白石市	①公共施設等におけるCO ₂ 削減	●	●	●	●	●	P H V導入, 公共施設・学校照明LED化
6 名取市	①公共施設等におけるCO ₂ 削減	●	●	●	●	●	公共施設照明LED化
	②照明のLED化	●	●	●	●	●	街路灯・公園灯LED化
7 角田市	①公共施設等におけるCO ₂ 削減	●	●	●	●	●	公共施設照明LED化
	②照明のLED化	●	●	●	●	●	街路灯LED化
8 多賀城市	①公共施設等におけるCO ₂ 削減	●	●	●			公共施設照明LED化
	②照明のLED化	●	●		●	●	街路灯LED化
9 岩沼市	①公共施設等におけるCO ₂ 削減	●	●	●	●	●	公共施設・学校照明LED化
10 登米市	②照明のLED化	●	●	●	●	●	街路灯・公園灯LED化
	③自然環境保全	●	●	●	●		市民参加型植樹祭
11 栗原市	②照明のLED化	●	●	●	●	●	街路灯LED化
	④野生鳥獣対策	●	●	●	●	●	鳥獣捕獲用器具購入補助
	⑥省エネ機器導入支援	●	●	●	●	●	高効率給湯器・ペレットストーブ設置補助
12 東松島市	②照明のLED化	●	●	●	●	●	防犯灯LED化
	⑥省エネ機器導入支援	●	●	●	●	●	高効率給湯器等設置補助
13 大崎市	①公共施設等におけるCO ₂ 削減	●	●	●	●	●	E V・P H V導入
	②照明のLED化	●	●	●			街路灯・防犯灯LED化
	③自然環境保全	●	●	●	●	●	環境教育, 環境フェア実施
	④野生鳥獣対策	●	●	●	●	●	鳥獣捕獲用器具購入補助
	⑤環境緑化	●	●	●	●	●	グリーンカーテン設置
14 富谷市	①公共施設等におけるCO ₂ 削減	●					公共施設LED化
	②照明のLED化	●	●	●	●	●	街路灯LED化
15 蔵王町	①公共施設等におけるCO ₂ 削減	●	●			●	公共施設LED化
	②照明のLED化			●	●		公園灯LED化
16 七ヶ宿町	①公共施設等におけるCO ₂ 削減	●	●	●	●	●	公共施設・学校照明LED化
17 大河原町	②照明のLED化	●	●	●	●	●	街路灯LED化
18 村田町	①公共施設等におけるCO ₂ 削減				※	●	公共施設LED化
	②照明のLED化	●	●	●			街路灯LED化
19 柴田町	②照明のLED化	●	●	●	●	●	街路灯LED化

※ 当該年度分を次年度に積み立て

自治体名	実施メニュー	事業実施状況					概要		
		H28	H29	H30	R1	R2			
20	川崎町	①公共施設等におけるCO ₂ 削減	●	●	●	●	●	公共施設LED化	
21	丸森町	④野生鳥獣対策	●	●	●	●	●	鳥獣捕獲用器具購入補助	
22	亘理町	①公共施設等におけるCO ₂ 削減	●	●	●	●	●	公共施設LED化	
23	山元町	②照明のLED化	●	●	●	●	●	街路灯LED化	
24	松島町	①公共施設等におけるCO ₂ 削減				●	●	公共施設・学校照明LED化	
		②照明のLED化	●	●	●	●		街路灯LED化	
25	七ヶ浜町	②照明のLED化	●	●	●	●	●	街路灯LED化	
26	利府町	①公共施設等におけるCO ₂ 削減	●	※	●	※	●	学校照明LED化	
27	大和町	①公共施設等におけるCO ₂ 削減		●	●	●	●	●	学校照明LED化
		②照明のLED化	●						街路灯LED化
		④野生鳥獣対策					●		鳥獣被害防止器具購入補助
28	大郷町	①公共施設等におけるCO ₂ 削減		●	●	●			PHV導入
		②照明のLED化					●		街路灯LED化
29	大衡村	①公共施設等におけるCO ₂ 削減	●	●	●	●			公共施設・学校照明LED化
		②照明のLED化					●		道路照明LED化
30	色麻町	②照明のLED化	●	●	●	●			街路灯LED化
		④野生鳥獣対策					●		鳥獣被害対策アドバイザー事業
31	加美町	②照明のLED化	●	●	●	●	●	街路灯LED化	
32	涌谷町	①公共施設等におけるCO ₂ 削減	●	●	●	●	●	公共施設・学校照明LED化	
33	美里町	①公共施設等におけるCO ₂ 削減	●	●	※	●	●	公共施設LED化	
34	女川町	④野生鳥獣対策	●	●	●	●	●	●	有害鳥獣捕獲
		⑥省エネ機器導入支援	●	●	●	●	●	●	高効率給湯器等設置補助
35	南三陸町	①公共施設等におけるCO ₂ 削減		●	●	●	●	●	PHV導入、学校照明LED化
		②照明のLED化	●						街路灯LED化

※ 当該年度分を次年度に積み立て

<事業例>



LED化した体育館の照明



環境教育事業



有害鳥獣被害防護柵

<市町村提案型事業>

○ 事業の概要

各市町村独自の環境課題への取組やメニュー選択型事業の複合的な取組、NPO等との連携・協働による取組、震災復興における環境に関する取組など市町村が創意工夫して行う地域課題の解決に向けた事業を支援するものです。平成28年度から令和2年度までに、延べ23自治体が本事業を実施しています。

○ 成果

各市町村におけるこれまでの取組状況は、以下に示した一覧のとおりであり、令和2年度までの二酸化炭素排出削減量は、約590tと見込まれます。

<市町村提案型事業一覧>

R2	気仙沼市	E C Oシェアサイクルによる環境共生型の観光地創造事業	市内のオルレコースにE C Oシェアサイクル（電動自転車）を設置し移動手段（二次交通）を確保することに加え、太陽光発電による充電機能を備えたサイクルステーションを併せて整備するもの。
	東松島市	予約型乗り合いタクシー「らくらく号」における高環境性能車両導入に対する補助金交付事業	高齢者など移動の手段を持たない市民のために予約型乗合いタクシー「らくらく号」に高環境性能車両を導入するもの。
	大崎市	「大崎耕土」の生物文化多様性普及啓発事業	「大崎耕土」の生物、自然環境、歴史、文化的背景を紹介する映像資料を作成するとともに、世界農業遺産等の資源の普及啓発用に看板を設置するもの。
	利府町	地域エネルギーの有効活用及び啓発事業	新たな文化複合施設へ地中熱利用設備及び利用状況モニターを導入し、地域エネルギーを有効活用するとともに、地域エネルギーを普及促進する発信拠点として整備するもの。
	仙台市	仙台市公共施設低炭素化検討業務委託	学校へのエアコン導入に際し、断熱・気密改修のランニングコストの削減状況の省エネルギー化の実証実験を行い、断熱技術と断熱の必要性を広く普及し、健全な公共施設マネジメントを目指すもの。
R1	気仙沼市	ソーラー街路灯及びソーラー充電スポット設置による人と環境にやさしい観光創造事業	市内の国立公園に太陽光発電による電力を電源とした独立型のソーラー街路灯設置と地域の観光拠点にバイクスタンド一体型のソーラー充電スポットを整備するもの。
	多賀城市	史跡自然環境保全活用プロジェクト	市内の動植物の実態調査をスーパーサイエンスハイスクールの多賀城高校の協力を得ながら実施。また、実態調査の展示・説明ブースを設置し、参加・体験型イベントやパネルディスカッションなどの環境イベントを実施するもの。
	大崎市	「大崎耕土」の生物文化多様性普及啓発事業	「大崎耕土」の生物、自然環境、歴史、文化的背景を紹介する映像資料を作成するとともに、世界農業遺産等の資源の普及啓発用に看板を設置するもの。
	富谷市	富谷市低炭素水素プロジェクト「純水素燃料電池導入及び市民啓発事業」～未来水素エネルギーフォーラム in TOMIYA運営事業～	「中高生のための学会サイエンスキャッスル」、「超異分野水素カンファレンス」、「水素エネルギー産業展及び親子フェスタ」等の水素関連イベントの開催及び市内小中高と連携した水素利用に関する環境教育や研究支援を実施するもの。
	利府町	地域エネルギーの有効活用及び啓発事業	「利府町文化複合施設」に地中熱利用設備等を導入し、地域エネルギーの有効利用・普及促進の発信拠点とするほか、施設見学会、環境フェア、再エネ出前講座等開催するもの。

H30	石巻市	太陽エネルギーを活用した魚市場への電動フォークリフトの導入支援事業	高度衛生管理型魚市場である石巻市魚市場の場内で事業者が利用する電動フォークリフト（6台）の導入経費を支援するもの。
	気仙沼市	国立公園内への独立型ソーラー街路灯設置事業	再生可能エネルギーで発電された街路灯（独立型ソーラー街路灯）を設置し、CO ₂ 削減効果を定量的に示していくことで、地域住民・観光客に自然環境保全への貢献について意識づけ、低炭素社会の実現に向けた取組みを行うもの。
	大崎市	「化女沼」ラムサール条約湿地登録10周年記念事業～化女沼・湿地・里山再生プロジェクト及びラムサールフェスティバルの開催～	ラムサール条約湿地である化女沼周辺エリアの里山と湿地環境の再生を行うとともに市民参加型による維持・保全を担う仕組みを構築するもの。
	富谷市	富谷市低炭素水素プロジェクト「純水素燃料電池導入及び市民啓発事業」～環境省 地域連携・低炭素水素技術実証事業連携プロジェクト～	市内公共施設に純水素燃料電池を設置し、水素の利活用を通じた低炭素社会の実現への取組。小中学校での環境教育や市民シンポジウムを開催するもの。
	七ヶ浜町	「電気自動車による環境にやさしい町・七ヶ浜町」事業	電気自動車の購入と充電スタンドを整備し、町をPRしつつ、送迎を行うことで町の交流人口の増加を図るもの。
H29	塩竈市	再生可能エネルギーを活用した電動フォークリフト導入支援事業 ※H28～29年度（2ヶ年事業）	高度衛生管理型魚市場である塩竈市魚市場（新魚市場）の場内で事業者が利用する電動フォークリフト（10台）の導入経費を支援するもの。
	石巻市	持続可能型魚市場実現に向けた太陽エネルギーの活用 ～同時並行処理型市場での電動フォークリフト導入支援事業～	高度衛生管理型魚市場である石巻市魚市場の場内で事業者が利用する電動フォークリフト（6台）の導入経費を支援するもの。
	大崎市	市民参加型化女沼・湿地・里山再生プロジェクト ※H29～30年度（2ヶ年事業）	ラムサール条約湿地である化女沼周辺エリアの里山と湿地環境の再生を行うとともに市民参加型による維持・保全を担う仕組みを構築するもの。
	大崎市	木質バイオマス供給体制強化事業	年間を通して品質の安定した木材由来チップを生産・供給できる体制を整備するため、チップ保管庫を設置するほか、自伐林家による素材供給、木材利用の推進に向けた研修会の取組を支援するもの。
H28	塩竈市	再生可能エネルギーを活用した電動フォークリフト導入支援事業 ※H28～29年度（2ヶ年事業）	高度衛生管理型魚市場である塩竈市魚市場（新魚市場）の場内で事業者が利用する電動フォークリフトの導入経費を支援するもの。
	大崎市	大崎地域生物多様性保全モニタリング手法構築事業	大崎地域の生物多様性を良好に維持するため、市民参加型による持続可能なモニタリング調査手法の検討と実施体制の構築を図るもの。
	涌谷町	PHEVを活用した自然エネルギーによる環境まちづくり事業	町立病院にPHEV及び太陽光発電を活用した充電設備を導入し、環境に配慮した訪問診察を行うとともに、災害時や緊急時に「簡易ドクターカー」として活用を図るもの。
	加美町	バイオガス事業実現に向けた普及啓発事業	やくらい土産センターに生ごみを原料としたメタン発酵のミニプラントを導入し、バイオマスを活用した地域エネルギー創出に関する地域住民・事業者への効果的な理解促進、意識醸成を図るもの。

<事業例>



「化女沼」ラムサール条約湿地登録 10 周年記念事業
～化女沼・湿地・里山再生プロジェクト及びラムサールフェスティバルの開催～（大崎市）



地域エネルギーの有効活用及び啓発事業（利府町）

4 みやぎ環境税の活用事業による二酸化炭素削減量

県事業及び市町村事業による二酸化炭素削減量は、別表のとおりとなります。

みやぎ環境税の活用事業における二酸化炭素削減量

(単位：t-CO₂)

県事業	H28	H29	H30	R1	R2	期間合計	予定量	達成率	
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(計画)				
視点1	60,115	46,687	28,715	19,887	10,020	165,424			
視点2	42,374	38,284	23,949	16,595	15,914	137,117			
視点3	34	17	15	3	4	72			
視点4	67	54	57	60	66	303			
小計	102,589	85,041	52,736	36,545	26,004	302,915	348,000	87%	
市町村事業	H28	H29	H30	R1	R2	期間合計	予定量	達成率	
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(計画)				
	メニュー選択型	5,464	2,947	3,443	1,729	1,340	14,923		
	市町村提案型	153	236	81	71	49	590		
小計	5,617	3,183	3,524	1,799	1,389	15,513	16,000	97%	
県・市町村事業 期間合計	108,206	88,224	56,260	38,344	27,393	318,427	364,000	87%	

※各年度の二酸化炭素削減量は、令和2年度までの効果累積量を記載しています。

<県事業について>

視点1では、スマートエネルギー住宅普及促進事業による家庭部門での再生可能エネルギーの導入・省エネルギー化の推進、再生可能エネルギー等設備導入支援事業及び省エネルギー・コスト削減実践支援事業による産業部門及び業務部門での再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギー設備への更新により、二酸化炭素排出量の削減が図られています。また、再生可能エネルギーを活用した地域復興支援事業や風力発電導入推進事業などにより、地域の特性を活かしたエネルギーの利用拡大を推進しています。その他、みやぎ温暖化対策地域推進事業による家庭部門における省エネ普及啓発や、水素エネルギー利用普及促進事業による次世代エネルギーである水素利活用の普及促進を図っています。これらにより、環境配慮と経済発展が両立する地域社会を構築するための二酸化炭素の排出源対策が進んでいる状況となっています。

視点2では、温暖化防止間伐推進事業や温暖化防止更新推進事業により手入れが遅れている森林の間伐や皆伐後の造林を推進し、二酸化炭素吸収源である森林の健全な育成を図っており、本視点での二酸化炭素削減の多くを占めています。また、県産材利用エコ住宅普及促進事業や木質バイオマス広域利用モデル形成事業により、県産木材の利用拡大・木材需要の増加を促し、持続可能な森林づくりを推進しています。これらにより、二酸化炭素の吸収源対策をはじめ、多面的機能を持つ森林や里山の管理・保全及び森林資源活用に資する取組などが推進されている状況となっています。

視点3では、生物多様性の総合的推進を図るため、生物多様性総合推進事業やみやぎラムサールトライアングル魅力発信事業により本県特有の生物多様性などについて普及啓発を図っています。併せて、野生鳥獣適正保護管理事業や同適正管理事業、狩猟者確保対策事業等により近年問題となっているニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣の個体数調整を実施し、生物多様性・生態系のバランスが崩れないよう対策を進めています。また、伊豆沼・内沼よみがえれ在来生物プロジェクト事業や金華山森林復元事業などにより、バランスの崩れた自然環境の保全・再生を推進し、次世代へ豊かなみやぎの自然環境を継承することを推進しています。

視点4では、環境教育指導者育成事業による環境教育に携わる教員のスキルアップや、みやぎ地球温暖化対策地域推進事業により地域からの気候変動への適応策推進のための人材の育成・活動支援を実施し、環境立県を支える人材の充実を図っています。また、児童・生徒のための環境教育推進事業での次世代に向けた環境教育に関する出前講座の実施や、自然の家人と自然の交流事業で自然体験活動プログラムを展開し自然環境に触れる場を増やすなど、環境教育の一層の充実を図っています。

<市町村事業について>

メニュー選択型事業では、多くの市町村で「公共施設、学校等における二酸化炭素削減対策」、
「照明のLED化」が取組まれているほか、実施市町村数は少ないものの「省エネ機器導入支援」の3事業で、当事業の二酸化炭素削減量のほぼ全量を占めています。また、防犯灯や街路灯のLED化は、県民生活に密接したものであり、町内会費の縮減、地域の防犯等にも貢献しています。

市町村提案型事業では、市町村の創意工夫により、地域課題の解決に向け、重点的・一体的に取り組む事業であり、必ずしも二酸化炭素削減に直結する事業は多くはありませんが、石巻市や塩竈市の魚市場における作業機械等の省エネ・再エネ化のような地域の産業・商業と関連した環境配慮型の取組や、富谷市の次世代エネルギーである水素利活用の普及促進や利府町での町施設への地中熱設備の導入など新たな利活用が期待されるエネルギー利用等に取り組まれてきており、今後の二酸化炭素の削減が期待されます。また、多賀城市や大崎市などの地域の自然環境を再評価し、環境教育に活用するなど広く普及啓発を図ることにより、県全体で環境保全意識が醸成されていくことが期待されます。

<削減見込量の達成状況>

新みやぎグリーン戦略プランに掲げた県事業及び市町村事業の削減見込量は、合計で36.4万t-CO₂としており、みやぎ環境税の活用事業における二酸化炭素削減見込量は約31.9万t-CO₂であり、当初予定していた削減量の達成は難しい状況ですが、概ね順調に事業を実施できたといえます。

IV みやぎ環境税の今後の在り方

ここでは、みやぎ環境税の今後の在り方を検討するに当たり、温室効果ガス削減の状況や宮城県を取り巻く環境の状況、現行の課税期間における社会情勢の推移を検証します。また、県内市町村の意見や環境課題の変化の状況について整理し、今後の在り方について提案します。

1 本県の環境を取り巻く状況

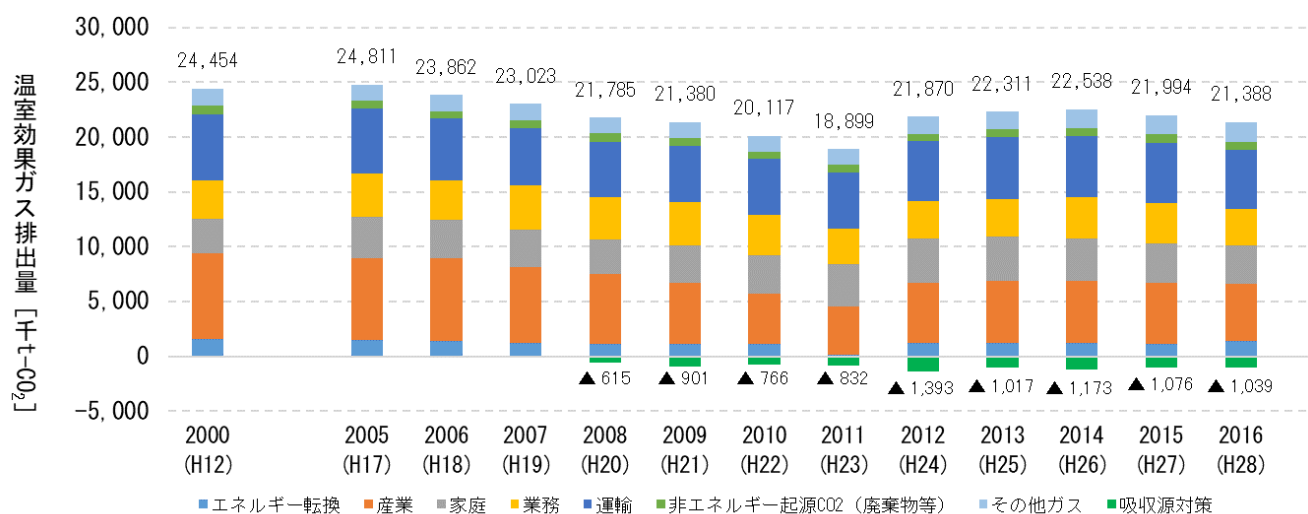
(1) 地球温暖化に関すること

<温室効果ガス排出量及び吸収量の推移>

2016（平成28）年度における温室効果ガス排出量は、図表に示したとおり、二酸化炭素換算で2,138万8千t-CO₂となっており、そのうち、二酸化炭素が1,958万8千t-CO₂と全体に占める割合が約92%となっています。

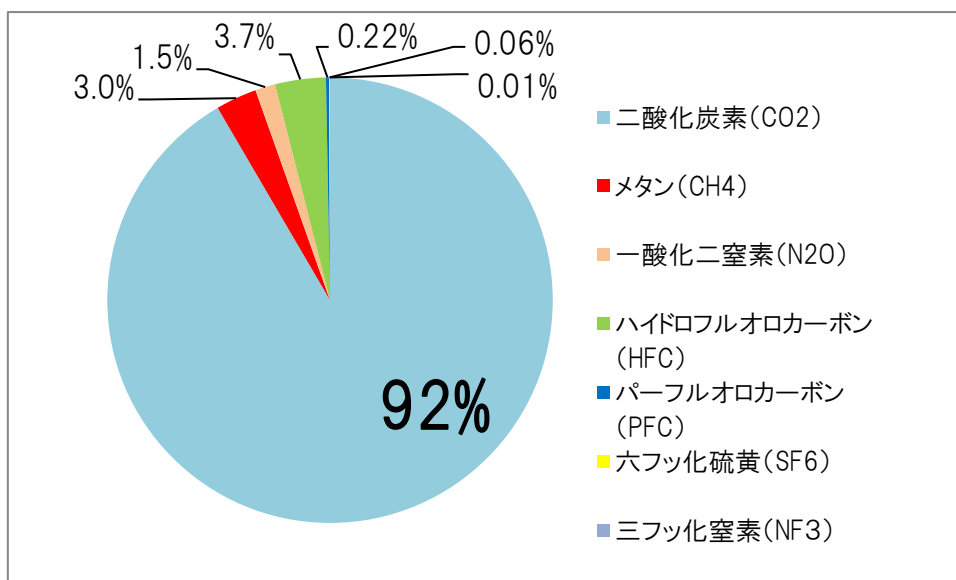
県内の温室効果ガス排出量の推移（単位：千 t-CO₂）

	2000 (H12)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
総排出量	24,454	24,811	23,862	23,023	21,785	21,380	20,117	18,899	21,870	22,311	22,538	21,994	21,388
二酸化炭素	22,886	23,342	22,383	21,559	20,351	19,929	18,695	17,466	20,321	20,689	20,845	20,238	19,588
その他ガス	1,568	1,469	1,479	1,464	1,434	1,451	1,422	1,434	1,549	1,622	1,693	1,756	1,800
メタン	851	770	753	729	694	693	682	635	682	687	679	659	639
一酸化二窒素	344	330	328	330	319	325	321	313	303	318	316	314	311
ハイドロフルオロカーボン	122	202	230	275	315	355	385	421	501	559	641	729	787
パーフルオロカーボン	200	120	122	105	84	61	27	43	40	41	44	41	48
六フッ化硫黄	47	44	42	19	17	14	7	20	20	17	11	11	13
三ふっ化窒素	3	4	4	5	4	4	0	2	2	1	1	1	2

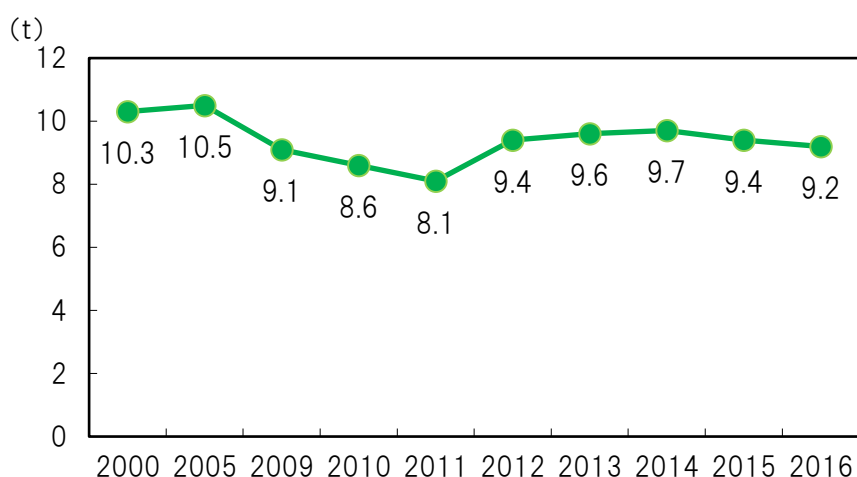


※値は四捨五入の関係で合計値が一致しない箇所がある。

※なお、以下の本文及び図表において温室効果ガス排出量は、断りのない限り二酸化炭素換算での値を示す。



県内の温室効果ガス排出構造 (2016年)

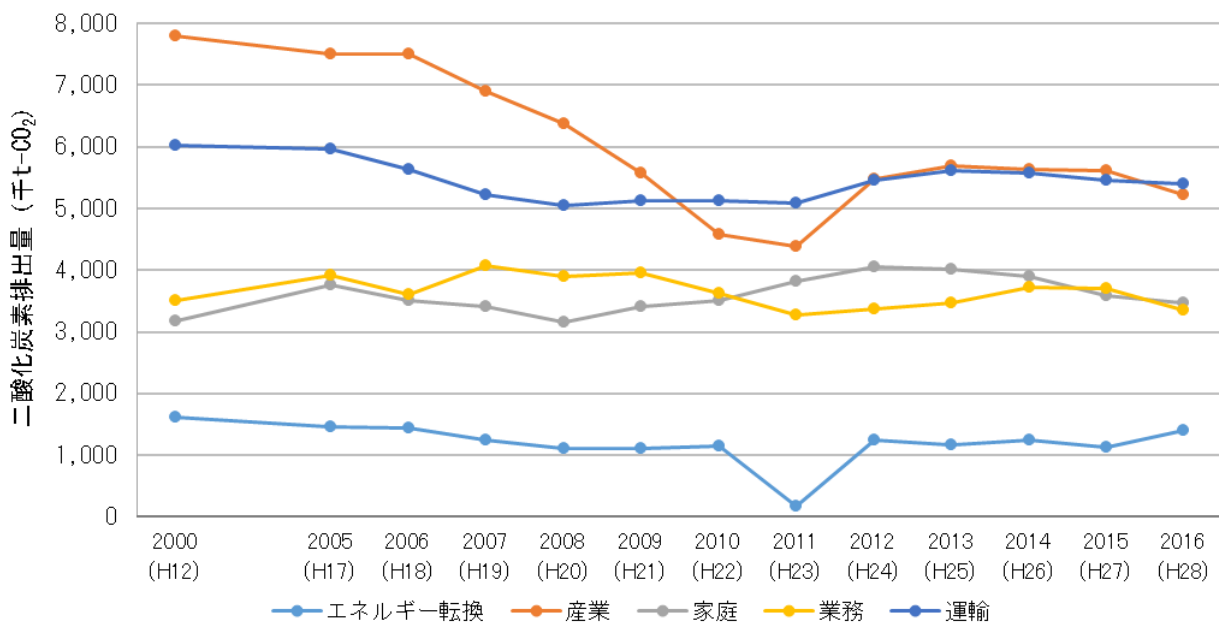


県民一人当たりの温室効果ガス排出量の推移

県内の温室効果ガスの排出量を一人当たりで見ると、東日本大震災以降、2014（平成26）年まで増加していますが、その後は減少傾向にあります。

県内の部門別二酸化炭素排出量の推移（単位：千 t-CO₂）

	2000 (H12)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
総排出量	24,454	24,811	23,862	23,023	21,785	21,380	20,117	18,899	21,870	22,311	22,538	21,994	21,388
二酸化炭素	22,886	23,342	22,383	21,559	20,351	19,929	18,695	17,466	20,321	20,689	20,845	20,238	19,588
エネルギー起源CO ₂	22,110	22,632	21,683	20,820	19,587	19,172	17,991	16,741	19,610	19,968	20,078	19,476	18,844
エネルギー転換	1,617	1,465	1,439	1,241	1,110	1,110	1,156	176	1,253	1,177	1,249	1,120	1,406
産業	7,795	7,512	7,512	6,895	6,376	5,570	4,580	4,386	5,476	5,696	5,636	5,621	5,230
家庭	3,168	3,769	3,499	3,406	3,158	3,408	3,510	3,816	4,056	4,010	3,892	3,586	3,463
業務	3,509	3,924	3,607	4,065	3,891	3,958	3,627	3,277	3,375	3,464	3,720	3,696	3,347
運輸	6,022	5,963	5,627	5,213	5,052	5,126	5,117	5,085	5,450	5,620	5,580	5,453	5,399
非エネルギー起源CO ₂	775	709	700	739	764	757	704	725	711	721	767	762	744



部門別の排出割合の推移を見ると、エネルギー転換部門は、2011（平成23）年度は、東日本大震災の影響により排出量が減少しましたが、それ以外はほぼ変化がありません。産業部門は、東日本大震災以降、増加傾向にありましたが、近年は減少傾向にあります。家庭部門では、2008（平成20）年度を底にして増加していましたが、2012（平成24）年度以降、節電意識の高まり等が要因となって減少傾向にあります。業務部門は、東日本大震災以降、増加傾向にありましたが、2016（平成28）年に減少へ転じています。運輸部門では、2011（平成23）年度以降、自動車保有台数の増加や震災復興関連工事に伴う軽油の消費量の増加等により、増加していましたが、2014（平成26）年度以降はやや減少に転じました。

産業部門及び業務部門の温室効果ガス排出量が、東日本大震災以降増加した要因として、震災復興過程における事業所数の増加や稼働率の回復などが要因と考えられます。また、震災後、原子力発電所が停止したことにより、火力発電への依存度が高まり、電力由来の温室効果ガス排出量が増加したことなども要因の一つと考えられます。

一方、家庭部門が産業部門及び業務部門よりも早く減少傾向となった要因として、震災時の電力供給逼迫の経験を経て、省エネ・節電意識が高まったことや、固定価格買取（FIT）制度の後押しによる太陽光発電などの再エネ設備の導入が増加したことなどによるものと考えられます。

なお、温室効果ガス排出量における排出区分（部門）は、下記によります。

- エネルギー転換部門
発電所や石油製品製造業等における自家消費や送配電ロス等に伴う排出
- 産業部門
製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費等に伴う排出
- 家庭部門
家庭におけるエネルギー消費に伴う排出（自家用車の排出は、運輸部門）
- 業務部門
事務所・ビル、商業・サービス業施設等におけるエネルギー消費に伴う排出
- 運輸部門
自動車（自家用含む。）、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出

温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素は間伐等の適切な森林経営や都市の緑化を促していくことで、植物が持つ炭酸同化作用により大気中から吸収されていくことが分かっています。

温室効果ガスの吸収量を加味した2016（平成28）年度における県内の温室効果ガス排出量は2,034万9千t-CO₂であり、前年度比で2.7%（56万9千t-CO₂）減少し、宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における基準年である2013（平成25）年度比で4.4%（94万5t-CO₂）減少しました。

県内の温室効果ガス排出・吸収量の推移（単位：千t-CO₂）

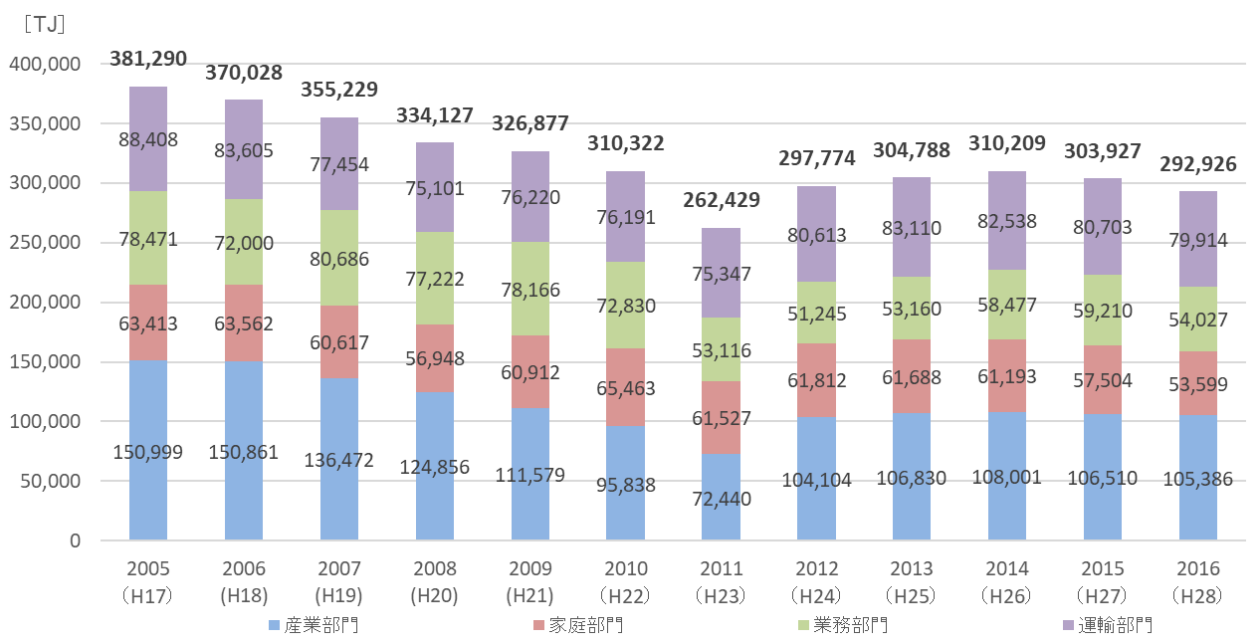
	2000 (H12)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
総排出量	24,454	24,811	23,862	23,023	21,785	21,380	20,117	18,899	21,870	22,311	22,538	21,994	21,388
二酸化炭素	22,886	23,342	22,383	21,559	20,351	19,929	18,695	17,466	20,321	20,689	20,845	20,238	19,588
その他ガス	1,568	1,469	1,479	1,464	1,434	1,451	1,422	1,434	1,549	1,622	1,693	1,756	1,800
吸収源対策					▲ 615	▲ 901	▲ 766	▲ 832	▲ 1,393	▲ 1,017	▲ 1,173	▲ 1,076	▲ 1,039
排出量(吸収源対策含む)	24,454	24,811	23,862	23,023	21,170	20,479	19,351	18,067	20,477	21,294	21,365	20,918	20,349

＜エネルギー消費量の推移＞

温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素は化石由来の燃料消費に依存していることから、エネルギー消費抑制の観点で、近年の県内エネルギー消費量の推移を見ていきます。

その推移は、図に示したとおり、2010（平成22）年度までは、リーマンショック等の経済的要因や省エネ家電の普及等の技術的要因を受け、エネルギー消費量は低下傾向にありました。

2011（平成23）年度は、震災の影響等によりエネルギー消費量が前年度と比べ大きく減少しました。震災後は、復旧・復興工事、復興に伴う製造出荷額、建築着工量、自動車保有台数、特殊車両数等が増加したことから、2012（平成24）年度から増加に転じました。2014（平成26）年度まで増加が続いていましたが、2015（平成27）年度以降、減少に転じています。

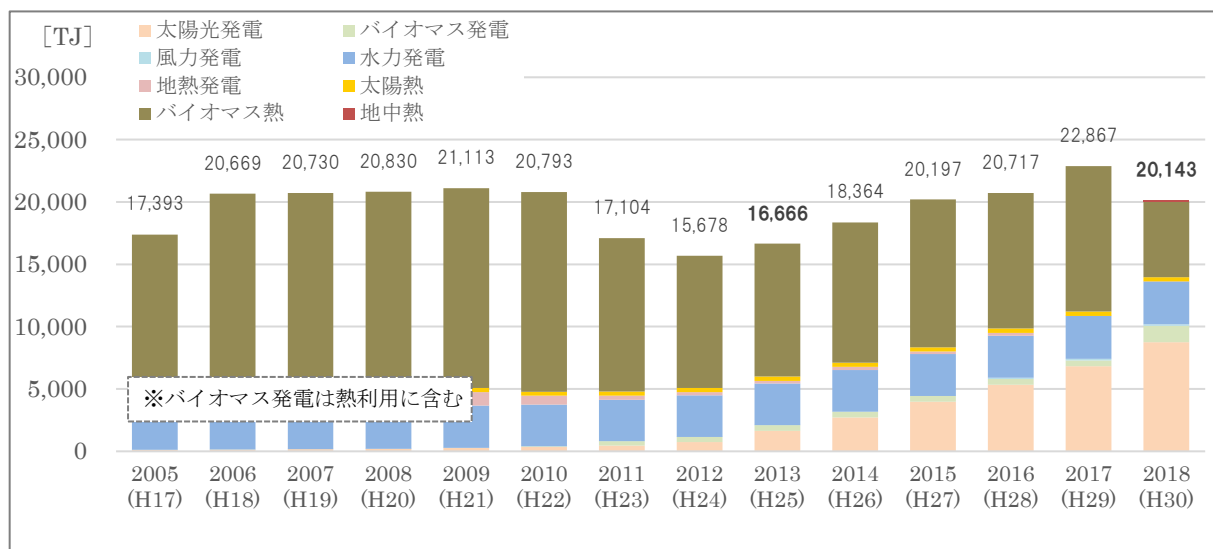


県内のエネルギー消費量の推移（部門別）

<再生可能エネルギーの全体の導入量>

再生可能エネルギーの導入量は、震災の影響等により、2011（平成23）年度以降、一時的に減少したものの、2013（平成25）年度以降は、2012（平成24）年7月から導入されたFIT制度などの国の政策による後押しや、地理的に優位性をもつ太陽光発電の導入が順調に進んだこと等により、再生可能エネルギー導入量は継続して増加傾向となっており、2016（平成28）年度には、震災前の2010（平成22）年度の水準まで回復しました。

2018（平成30）年度には、再生可能エネルギー・省エネルギー計画の改定に伴い、県内の再生可能エネルギー導入量として計上する対象を、県内産資源を活用したものに限定することとしたため、最新の導入量は20,143TJとなっています。



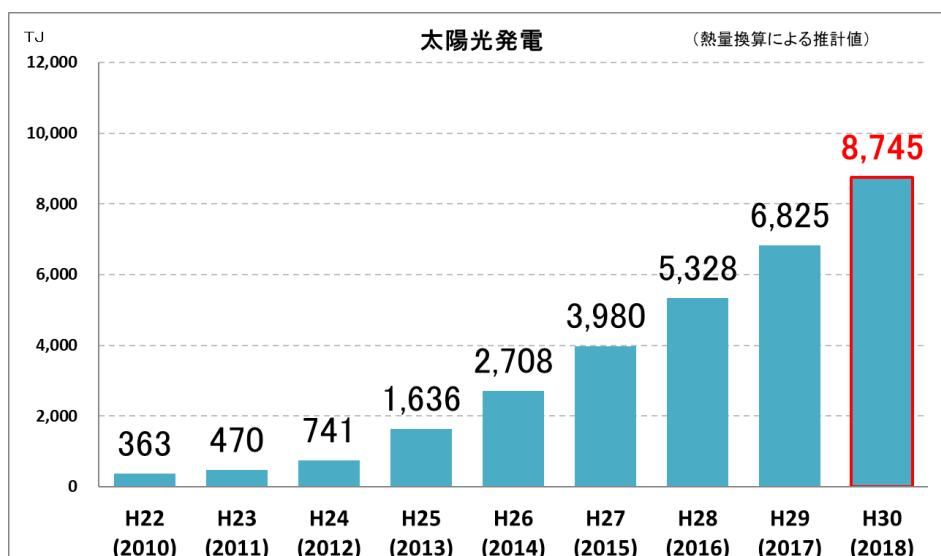
県内の再生可能エネルギー導入量の推移

<再生可能エネルギーの導入量（種別毎）>

エネルギー種別毎の導入実績は、以下のとおりとなります。

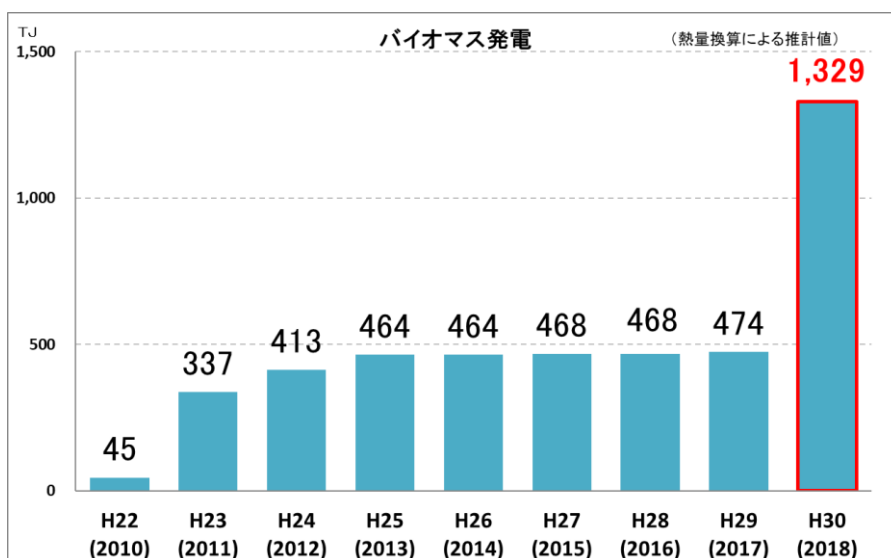
①太陽光発電

2018（平成30）年度の導入量は8,745TJ。2012（平成24）年7月からFIT制度が創設されたことに加えて、震災による自立電源の確保に対する県民の意識が高まりや、国等の補助制度の後押しもあり導入が進んでいます。



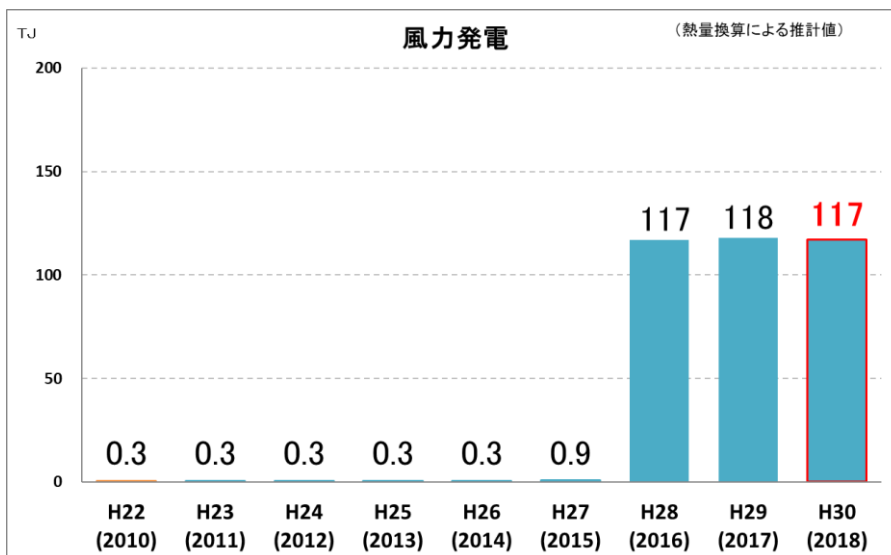
②バイオマス発電

2018（平成30）年度の導入量は1,329TJ。2018（平成30）年度から県内産資源による導入量に限定したものの、把握施設数の増加と、これまで計上していなかった施設の自家消費分を加えたことにより増加しています。



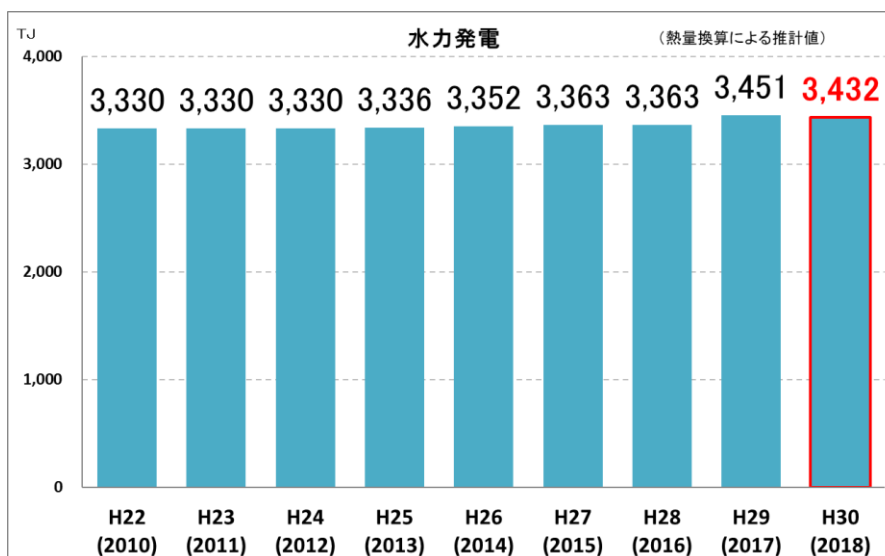
③風力発電

2018（平成30）年度の導入量は117TJ。風況など導入可能性の調査や、環境影響評価の手続きが進められるなど、事業者の導入に向けた動きが進んでおり、今後の導入量の増加が見込まれます。



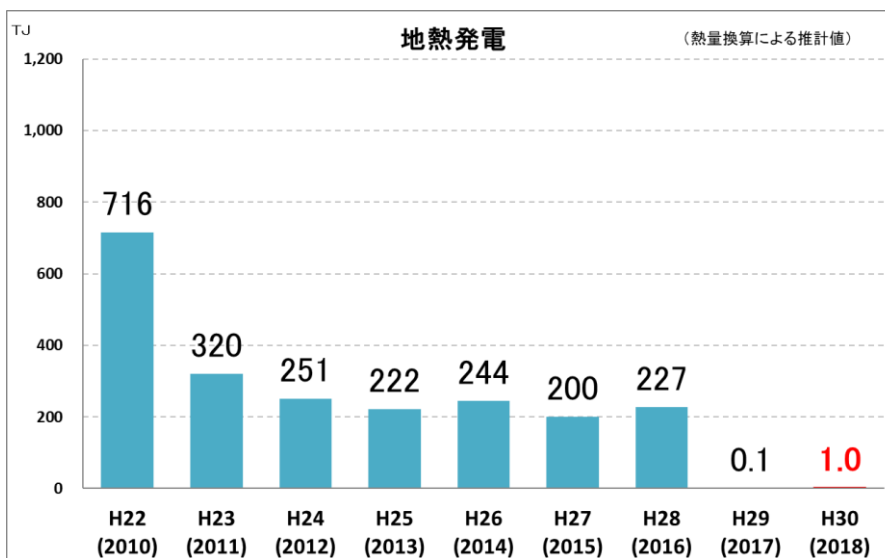
④水力発電

2018（平成30）年度の導入量は3,432TJ。主な適地での開発は既に行われているため、ほぼ横ばいで推移しています。今後は小規模な発電施設の導入が見込まれます。



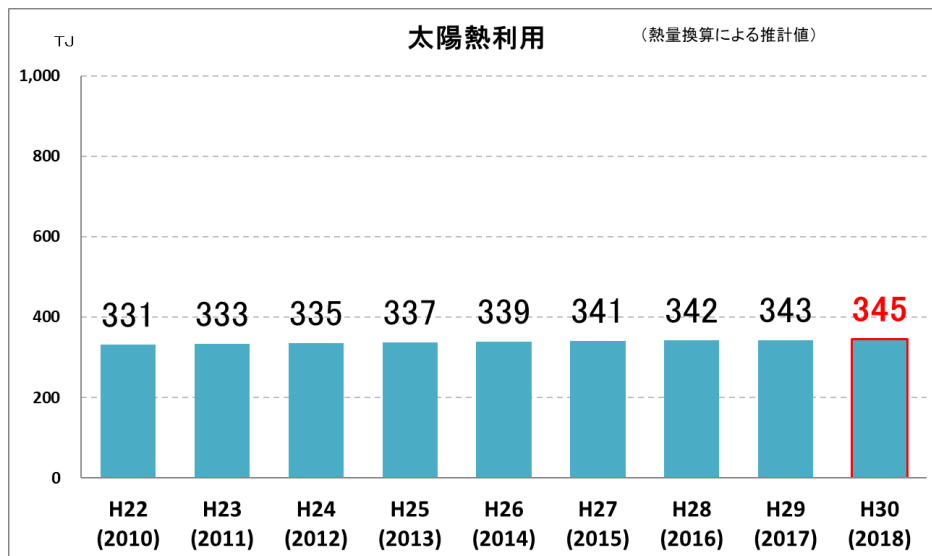
⑤地熱発電

2018（平成30）年度の導入量は1.0TJ。2017（平成29）年に運転を停止した地熱発電所は、現在設備更新中で、このほかはバイナリー発電による実績があります。設備更新中の地熱発電所の運転再開後に、停止前の状態まで導入量の回復が見込まれます。



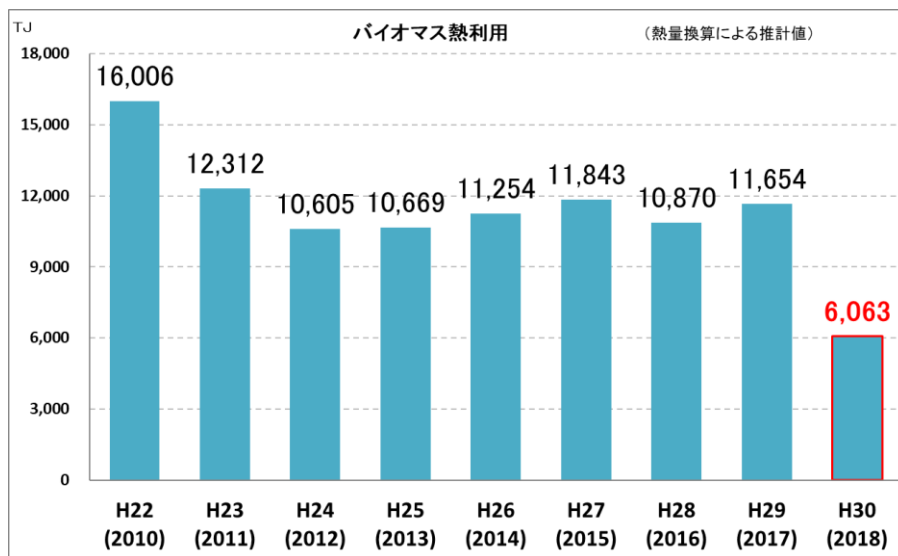
⑥太陽熱利用

2018（平成30）年度の導入量は345TJ。太陽熱温水器などによる導入量ですが，導入コストの高止まりや競合する他の熱利用技術の普及，同じく屋根を利用した太陽光発電システムの導入との競合等により普及は進んでいません。



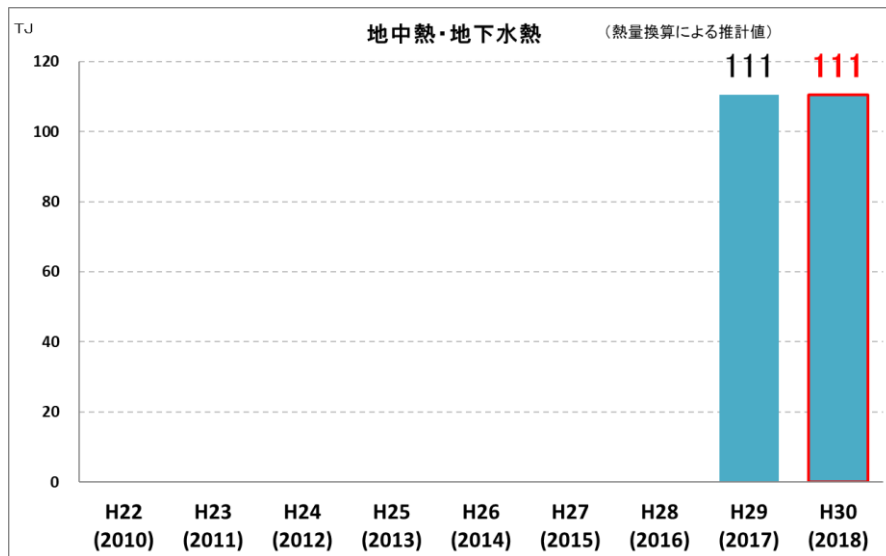
⑦バイオマス熱利用

2018（平成30）年度の導入量は6,063TJ。バイオマス発電同様，2018（平成30）年度から県内産資源による導入量に限定したため，把握施設数は増加したものの，導入量は大きく後退した形となっています。



⑧地中熱・地下水熱

2018（平成30）年度の導入量は111TJ。新たに追加した項目であり、2017（平成29）年度から導入量を把握しています。

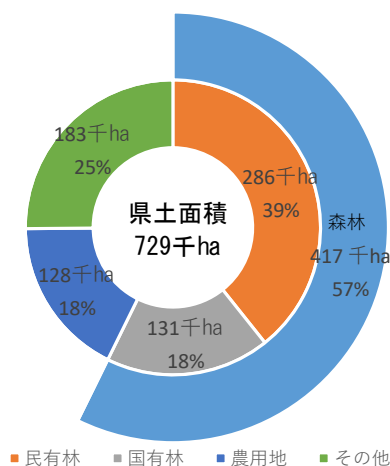


(2) 森林・林業

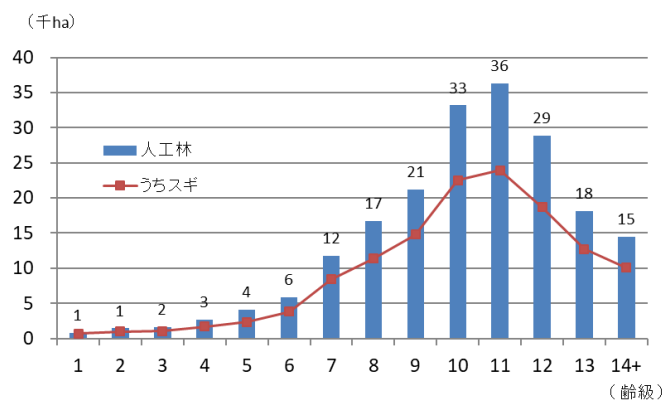
<森林資源>

本県の森林面積は、民有林286千ha、国有林131千ha、合計417千haで、県土面積の57%を占めています。

森林のうち人工林は197千haで、森林面積に占める人工林の割合（人工林率）は47%となっており、全国平均の41%を6ポイント上回っています。また、人工林の86%に当たる169千haが8齢級以上（36年生以上）の林分となっており、多くが利用期を迎えています。



土地利用の現況



人工林の齢級別面積

<公益的機能>

県土面積の約6割を占める森林は、木材の生産のみならず、

- ◇洪水や渇水を防ぎ、おいしい水を提供する
- ◇自然災害を防ぐ
- ◇二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止する

◇レクリエーションや教育の場を提供する

◇様々な野生生物のすみかとなる

など、県民の生活に欠かせない様々な公益的機能を有しています。

<林業・木材産業の現状>

① 木材価格

国産材の価格は、外材の輸入量増加や変動相場制移行に伴う円高の進行等の影響を受け、昭和55年頃をピークに、その後は長期にわたって下落傾向が続いています。

本県の平成30年の素材価格（スギ中丸太）は、1m³当たり11,900円となっており、平成3年の27,200円に比べると44%の水準まで値下がりしています。

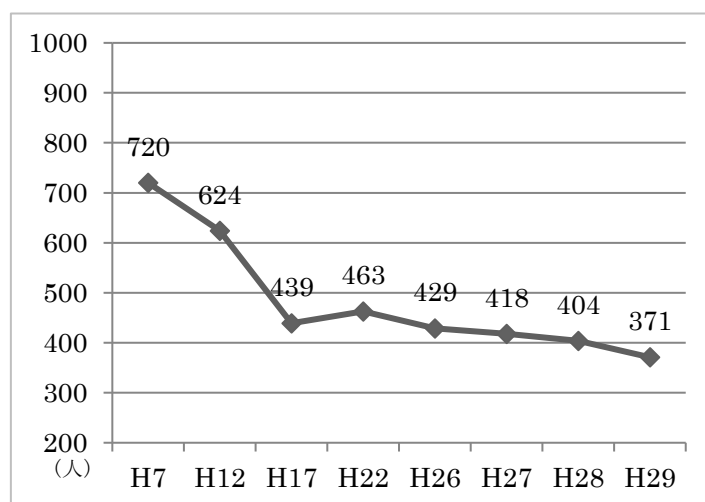
② 木材生産額

本県の木材生産額は、昭和39年の木材輸入全面自由化以降の急激な外材供給量の増加や木材価格下落、第2次オイルショックの影響等により、昭和55年をピークに大きく減少し、その後も減少傾向が続いています。平成29年の木材生産額は45.1億円で、昭和55年と比べ約3割に止まっています。

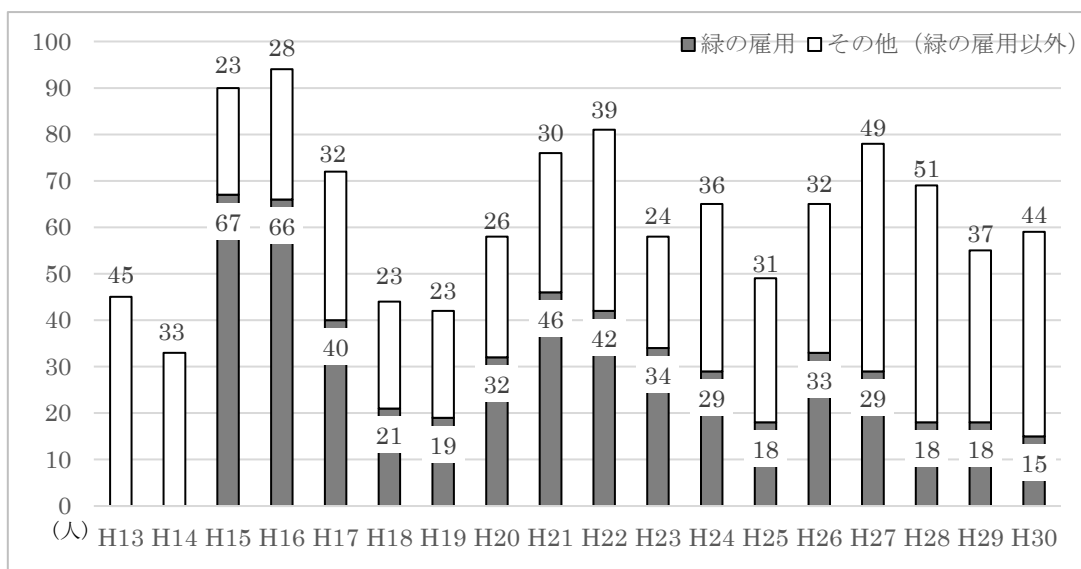
③ 林業就業者数

本県の林業就業者数は、長期的に減少傾向が続いており、地域林業の担い手である森林組合の作業班員数は、平成29年時点において371人で、平成2年（838人）の約半数以下まで減少しています。

新規林業就業者については、平成15年度から、国の就業支援対策である「緑の雇用」事業がスタートし、県内の新規林業就業者数は一旦増加に転じましたが、社会情勢の変化や震災の影響等により、近年は再び減少傾向となっています。



県内の森林組合作業班員数の推移



県内の新規林業就業者の推移

<森林整備の状況>

① 造林面積

木材価格の長期的な低迷に加え、林業採算性の悪化や林業労働力の減少など、林業を取り巻く厳しい情勢を反映して、近年の民有林における造林面積は年間200ha程度で推移していましたが、平成29年度は14年ぶりに年間300ha台に回復しています。

経営形態別人工造林実績

(単位：ha)

区分	S60年度	H2年度	H7年度	H12年度	H17年度	H22年度	H27年度	H28年度	H29年度
県	194	124	26	23	30	19	21	35	12
市町村	149	160	54	61	50	42	34	54	50
森林整備センター	164	115	133	124	88	47	44	54	91
林業公社	437	285	201	120	0	2	0	0	0
国(民有林直轄)	-	-	-	-	-	-	37	27	58
その他	730	369	307	142	90	93	80	68	109
総数	1,674	1,053	721	470	258	203	216	238	320

資料：森林整備課業務資料

注：天然林改良(植込み)を除いた実績。

海岸防災林復旧事業の開始により、「国(民有林直轄)」を追加した。

② 間伐面積

間伐は、健全な人工林を育成するとともに、地球温暖化防止等の森林の多面的機能発揮に大きく寄与するものであり、民有林においてはこれまで5,600ha/年の目標面積を掲げて取組を強化してきましたが、近年は震災復興事業の進捗に伴って伐採事業者の労務確保が困難であったことなどから、3,000ha台で推移しています。

間伐面積の実績

(単位：ha)

区分	S60年度	H2年度	H7年度	H12年度	H17年度	H22年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
面積	5,010	5,997	4,653	4,658	4,680	4,089	2,714 (585)	3,661 (582)	3,197 (556)	3,555 (510)

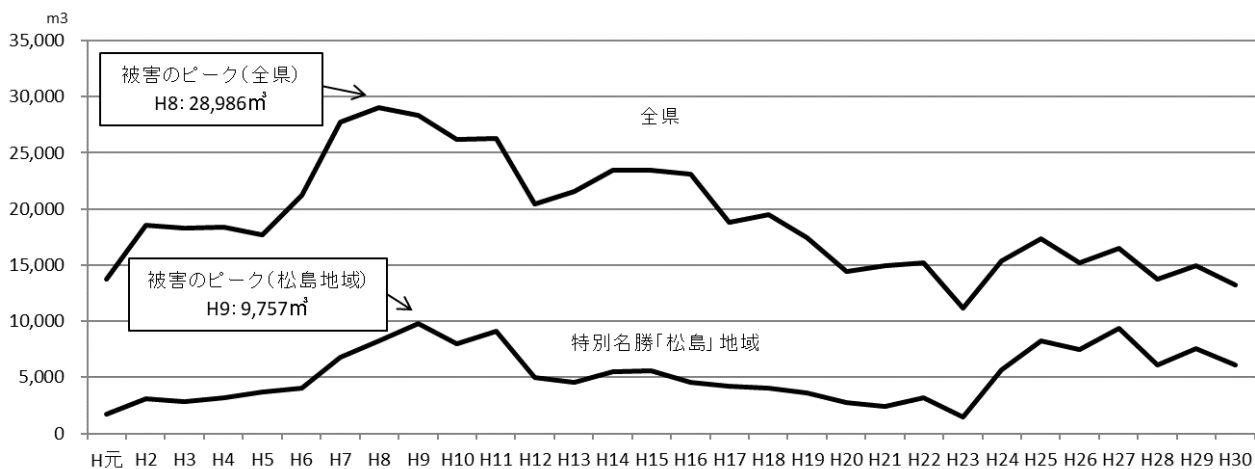
注1：森林整備課業務資料

注2：括弧内の数値は、みやぎ環境税活用事業で実施した面積

<森林病虫獣被害>

① 松くい虫被害

民有林における松くい虫被害量は、平成8年度の28,986m³をピークに減少傾向にありましたが、東日本大震災の影響で薬剤空中散布の中止など十分な防除対策ができなかったことなどにより、平成24年度に被害量が増加に転じ、平成25年度の被害量は17,335m³（前年比113%）まで増加しました。その後、各種防除対策を徹底した結果、被害量は減少傾向を示しており、平成30年度の被害量は13,215m³と前年度比88%に減少しています。



県内の松くい虫被害量の推移

② ナラ枯れ被害

カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害は、県内では平成21年度に初めて確認されました。被害は、平成25年度から大河原・仙台管内で拡大しており、平成29年度には過去最大となる4,730m³の被害量を記録しましたが、平成30年度は対前年度比67%の3,157m³に減少しました。

圏域別では、仙南地域の被害量が減少する一方で、その他の地域では増加傾向にあり、17市町で被害が発生しています。

③ 獣害

県内では、ニホンジカによる造林木の食害が牡鹿半島などの沿岸部から内陸部へと拡大しているほか、奥羽山系に近い地域でツキノワグマによる造林木の剥皮被害が発生しています。

(3) 自然環境・生物多様性

<本県の現状>

① 本県の自然環境の概観

動植物や、その生存基盤となる土壌、地形・地質、大気や水など、自然環境を構成する要素を総合的に組み合わせて本県の自然環境を概観すると、大きく「高山帯・亜高山帯（山岳地域）」、「山地帯（奥山地域）」、「丘陵帯・平野帯（里地里山、田園地域）」及び「海岸帯（沿岸地域）」の4つの地域に区分でき、変化に富んだ自然環境に恵まれています。

「高山帯・亜高山帯」は、標高が概ね1,200mを超える山岳地域で、本県では、奥羽山脈に連なる蔵王連峰や船形山、栗駒山などが該当し、優れた自然景観に加え、多くの高山性野生生物が生息・生育しています。

「山地帯」は、標高が概ね300mから1,200mまでの範囲で、北上山地と阿武隈山地、奥羽山脈の山腹を占め、冷温帯落葉広葉樹林をはじめとする森林に広く覆われており、低標高域では、戦後植栽されたスギやアカマツなどで構成される人工林が広範囲に見られます。

「丘陵帯」は、標高が概ね300m以下で県土のほぼ中央部を占め、古くから開発の手が加えられ、自然林の伐採跡地に生じたコナラ、クリの二次林やスギ、アカマツの人工林と農耕地が混在する里地里山の自然景観が広がっており、藩政時代以降、生活の基盤として利用されてきた「平野帯」では、県中部から北部に広がる仙台平野を中心に水田や畑地が広がっています。これらの地域帯では、社会経済活動の進展に伴う道路整備や林地開発、山村の過疎化などにより、在来野生生物の生息環境に変化が生じており、特に、イノシシ、ニホンジカなどの生息域が拡大し、農林業被害が増加する事態も生じています。

「海岸帯」は、海岸線が複雑で断崖の多いリアス式海岸の北部沿岸地域（岩手県境の気仙沼市から石巻市まで）と川や隣接海岸から運ばれた土砂が波や風の働きによって海岸線に沿ってたい積した砂浜海岸の中南部沿岸地域（石巻市から福島県境の山元町まで）に二分されます。



変化に富んだ自然環境（左から蔵王芝草平，唐桑巨釜半造，伊豆沼）

② 自然公園等の指定状況

県土の約 26%が自然公園等に指定されており、地域内での開発行為等が地域の区分に応じて制限されています。自然公園が県土面積に占める割合は全国 10 位、環境保全地域面積が県土面積に占める割合は全国 2 位となっており、本県における良好な自然環境は概ね保たれています。

近年では、自然公園・環境保全地域内での再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱など）の開発相談が増加しており、適切な事前指導や許認可を行い、自然環境を保全していく必要があります。

イ 自然公園

優れた自然の風景地の保護・利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与することを目的に、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく国立公園（我が国を代表する傑出した自然の風景地）1 か所、国定公園（国立公園に準ずる優れた自然の風景地）2 か所、県立自然公園条例に基づく県立自然公園（国立・国定公園以外で県内にある優れた自然の風景地）8 か所、計 11 か所、171,201ha（県土面積の約 23.5%）が指定されています。

これら地域における優れた自然の風景地を保護するため、地域内での開発行為等について、特別地域内の場合は許可、普通地域内の場合は届出の制度を設けており、令和元年度の許可・届出の総件数は 309 件です。また、貴重な高山植物等を保護するため、特別地域内の一定植物を指定し、その採取等を原則として禁止し、盗掘の防止を図っています。

ロ 県自然環境保全地域・緑地環境保全地域

優れた自然環境や市街地周辺の緑地を保全するため、自然環境保全条例に基づき、県自然環境保全地域として 16 地域 8,574ha、緑地環境保全地域として 11 地域 10,922ha、計 27 地域 19,497ha（県土面積の約 2.7%）が指定されています。

自然公園と同様、地域内において一定の行為を行う場合の許可・届出の制度を設けており、令和元年度の許可・届出の総件数は 12 件です。

自然公園等の指定状況

区 分	箇所	面積 (ha)
国立公園	1	14,884
国定公園	2	50,273
県立自然公園	8	106,044
県自然環境保全地域	16	8,574
緑地環境保全地域	11	10,922
鳥獣保護区（国指定）	4	12,190
鳥獣保護区（県指定）	95	144,531
ラムサール条約登録湿地	4	6,809 (うち海域 5,793)

2 社会情勢の推移

ここでは、はじめに県の財政状況について確認し、次に、みやぎ環境税活用事業の方向性である「新みやぎグリーン戦略プラン」における4つの視点、「低炭素社会の推進」、「森林の保全・機能強化」、「生物多様性・自然環境の保全」、「環境共生型社会構築のための人材の充実」に関して、国の政策及び各種白書や宮城県が策定した各計画から、その情勢を確認します。その後、みやぎ環境税の活用事業に関連した政策・施策に関する評価の推移や県民意識調査等の結果について確認します。

(1) 県の財政状況

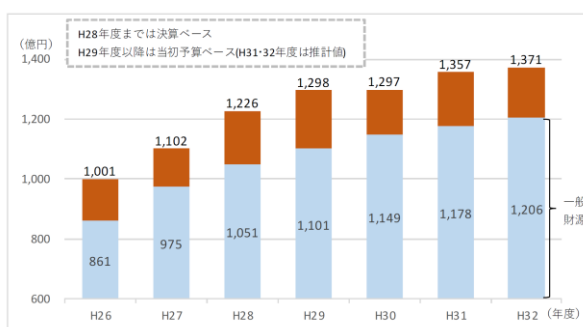
① 財政運営の現状

我が県では、平成11年の財政危機宣言以降、投資的経費の抑制、独自の給与・職員数の削減による人件費抑制、徹底した事務事業の見直しなど、絶え間ない行財政改革に取り組み、財政再生団体への転落を回避してきました。また、東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、国の特例的な制度や支援を最大限活用するとともに、県の独自財源も積極的に活用し、必要な事業に確実な予算配分に努めてきた結果、災害公営住宅建設やインフラ整備などの復興まちづくりは着実に進んでいます。

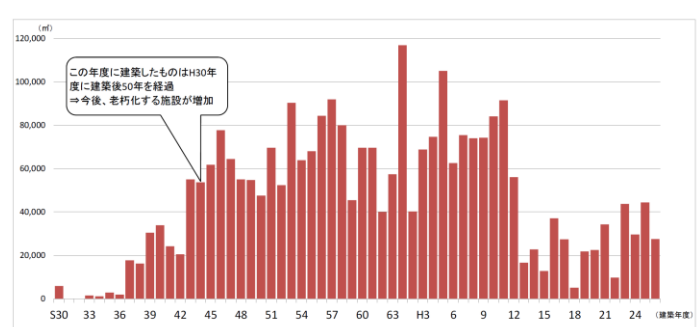
しかしながら、人件費や公債費などの義務的経費が一般財源の大半を占めるなど、財政の硬直化が常態化している上、今後は県税収入などの地方一般財源総額の大幅な伸びを期待しにくい中、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策など増加が避けられない経費への対応も一層求められています

令和2年度当初予算をベースに試算した「中期的な財政見通し」では、今後も各年度において財源不足が生じ、県の貯金に相当する財政調整関係基金を取り崩さなければ収支均衡予算を編成できない状況が続くと見込まれます。その結果、令和5年度末には財政調整関係基金残高は約22億円まで減少する見通しとなっています（令和2年2月時点）。

社会保障関係経費の見通し



建築年度別延べ床面積の推移【公用・公共用施設】



出典：「新・みやぎ財政運営戦略」（宮城県（平成30年2月））

② 改善に向けた取組

みやぎ環境税が導入された平成23年度以降も、県では、第3期財政再建推進プログラムや新定員管理計画等に基づく行財政改革を推進してきました。

平成30年2月には、宮城県震災復興計画「発展期」における財政運営の方針を示す「新・みやぎ財政運営戦略」を策定し、「財政の健全化と持続可能な財政運営の実現」及び「復興の総仕上げと復興後を見据えた課題解決のための予算重点配分の実現」を目標に掲げ、安定

した歳入基盤の確立や県有資産の活用，事務・事業の無駄の排除と徹底した効率化を一層積極的に進めていくこととしています。



出典：「新・みやぎ財政運営戦略」（宮城県（平成30年2月））

③ 環境関連施策の財源について

様々な環境関連施策を推進する上で、みやぎ環境税は大変貴重な財源となっています。税導入の目的である二酸化炭素吸収源確保対策及び排出削減対策は、着実に推進しており、東日本大震災の発生後は、課税目的の範囲内で、被災地のエコタウン形成を支援するなど、創造的な復興のための財源としても活用されています。

「新・みやぎ財政運営戦略」では、安定した歳入基盤の確立に向けて、できる限りの自主財源の確保に努めることとしており、みやぎ環境税についても、これまでの税を活用した事業の効果を検証しつつ、喫緊の環境課題の解決に向けた事業へ積極的に活用してきました。

(2) 国の地球温暖化対策の動向

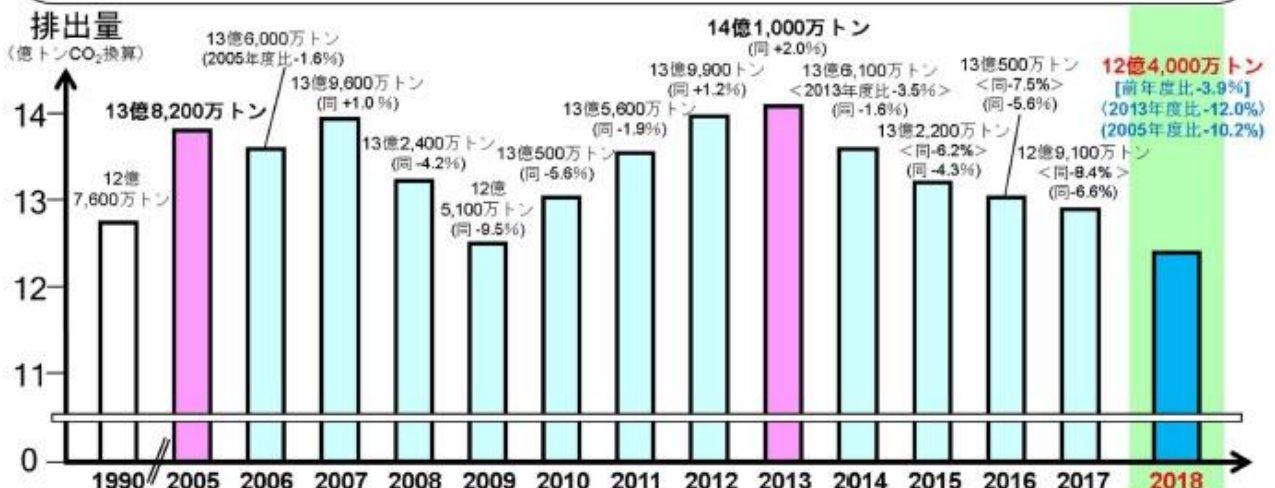
地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つです。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、豪雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

国では、平成27年にCOP21で採択されたパリ協定や同年に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が平成28年に閣議決定されました。同計画では、2030年度に2013年度比で26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けており、我が国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となっています。

また、令和元年6月には、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を閣議決定しており、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までに80%の温室効果ガスの削減に大胆に取り組むため、ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現を目指すとともに、エネルギー、産業、運輸、地域・暮らし等の各分野のビジョンとそれに向けた対策・施策の方向性を示し、加えて、ビジョン実現のためのイノベーションの推進、グリーンファイナンスの推進、ビジネス主導の国際展開、国際協力といった横断的施策等を推進することとしました。

我が国の温室効果ガス排出量（2018年度確報値）

- 2018年度（確報値）の総排出量は12億4,000万トン（前年度比-3.9%、2013年度比-12.0%、2005年度比-10.2%）
- 温室効果ガスの総排出量は、2014年度以降5年連続で減少しており、排出量を算定している1990年度以降で最少。また、実質GDP当たりの温室効果ガスの総排出量は、2013年度以降6年連続で減少。
- 前年度、2013年度と比べて排出量が減少した要因としては、電力の低炭素化に伴う電力由来のCO₂排出量の減少や、エネルギー消費量の減少（省エネ、暖冬等）により、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したこと等が挙げられる。
- 2005年度と比べて排出量が減少した要因としては、エネルギー消費量の減少（省エネ等）により、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したこと等が挙げられる。
- 総排出量の減少に対して、冷媒におけるオゾン層破壊物質からの代替に伴う、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の排出量は年々増加している。



注1 「確報値」とは、我が国の温室効果ガスの排出・吸収目録として気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「条約」という。）事務局に正式に提出する値という意味である。今後、各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により、今回とりまとめた確報値が再計算される場合がある。
 注2 今回とりまとめた排出量は、2018年度速報値（2019年11月29日公表）の算定以降に利用可能となった各種統計等の年報値に基づき排出量の再計算を行ったこと、算定方法について更に見直しを行ったことにより、2018年度速報値との間で差異が生じている。
 注3 各年度の排出量及び過年度からの増減割合（「2013年度比」）等には、京都議定書に基づく吸収源活動による吸収量は加味していない。 出典：環境省

<「地球温暖化対策のための税」の導入>

地球温暖化対策のための税（以下「地球温暖化対策税」とします。）は、石油・天然ガス・石炭といった全ての化石燃料の利用に対して、環境負荷に応じて広く薄く公平に負担を求めるものであり、二酸化炭素排出量1トン当たり289円に設定されています。本税による家計負担の追加額は、平均的な家庭で月100円程度、年間で1,200円程度とされています。地球温暖化対策税の導入により、化石燃料の利用量に応じて負担が生じますが、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの利用を積極的に進めることにより、経済的な負担を軽減しつつ、二酸化炭素の削減が可能となるといった効果が期待されています。

地球温暖化対策税の税収は毎年約2,600億円であり、本税収については第五次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）において、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に活用していくとしています。例として、リチウムイオン電池などの革新的な低炭素技術集約産業の国内立地の推進、中小企業等による省エネ設備導入の推進、グリーンニューディール基金等を活用した地方

の特性に合わせた再生可能エネルギー導入の推進等が挙げられます。

<気候変動適応法の制定>

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動の影響が全国各地で起きており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次報告書等によると、地球温暖化の進行を抑制する対策（緩和策）を確実に遂行しても、過去に排出された温室効果ガスの影響等から、気温や海水温の上昇、豪雨の発生頻度の増加など、少なからず気候変動の影響が発生してしまうことが分かっています。

これまで我が国においては、地球温暖化対策推進法（平成10年法律第117号）の下で、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）を進めてきましたが、気候変動の影響による被害を回避・軽減する対策（適応策）は法的に位置付けられていませんでした。

気候変動に対処し、国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの長期大幅削減に全力で取り組むことはもちろん、現在生じており、また将来予測される被害の回避・軽減等を図る気候変動への適応に、多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって取り組むことが重要となっていることから、平成30年に気候変動適応法（平成30年法律第50号）が公布・施行されました。

(3) 国の各白書から見る各種環境問題の動向及び今後の取組の方向性

国の各省庁は、それぞれが所管する法律に基づき、法律の実施状況や講じた施策について、国会に提出しています。その際の報告書類は、白書としてまとめられ公表されており、その内容をたどることで、各分野における環境問題の動向や今後の取組の方向性を把握することができます。

① 環境全般に関すること【令和元年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書】

令和元年版の白書では、気候変動影響への適応とプラスチック資源循環の取組について、第五次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）で提唱された「地域循環共生圏」の観点を交えて紹介されています。

地域循環共生圏は、環境と経済・社会問題の統合的向上、地域資源を活用したビジネスの創出や生活の質を高める「新しい成長」を実現するため、日本発の脱炭素化・SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けた新しい概念です。各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方となっています。

気候変動影響への適応とは、大雨や猛暑など、地球温暖化が原因で生じた気候変動による影響に対処するという考え方であり、これまでも実施されてきた地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するための取組（緩和策）と同時並行で進める必要があるとされています。気候変動による影響は様々な分野・領域に及ぶため関係者が多く、更に気候変動による影響が地域ごとに異なることから、影響に対処するための取組（適応策）を講じるに当たっては関係者間の連携、施策の分野横断的な視点及び地域特性に応じた取組が必要となっています。

プラスチック資源循環についてですが、プラスチック製品は利便性も高く、開発途上国では衛生管理に大きな役割を果たすなど、我々の暮らしを便利にした側面もありますが、一方

で、適正に処理されず海に辿り着いた廃プラスチック類が海洋環境を悪化させています。更には、廃プラスチック類が劣化し破砕され、マイクロプラスチックとして海に広がり、生態系への悪影響が懸念されているという状況にあります。日頃のプラスチックとの付き合い方を改めて見直さなければならぬ時機に来ていると考えられており、その見直しに当たっては、3R（リデュース・リユース・リサイクル）等これまで取り組んできたことを更に強化するだけでなくライフスタイルのイノベーションが促されています。資源の有効利用という環境負荷軽減のみならず、地域資源の活用による産業の活性化にもつながり得るものであり、資源循環体制の構築は地域経済にも資するとされています。

気候変動影響への適応、プラスチック資源循環ともグローバルな課題ですが、地域特性に応じ、地域資源を活用して課題解決を図る地域循環共生圏の考え方を活用することで、複数の課題解決にも資する取組とすることが可能になるとされています。

② 再生可能エネルギー及び省エネルギーに関すること【平成30年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書2019）】

平成30年度版の白書では、地球温暖化対策に関する国際的な枠組み「パリ協定」を踏まえ、温室効果ガス削減目標に向けて日本が取り組んでいるエネルギー政策や現在の進捗状況や、2018年に発生した地震や豪雨など自然災害における、エネルギー安定供給の取組を振り返り、今後の対策についても取り上げています。

エネルギー分野での二酸化炭素排出削減に向けた対応は、温暖化対策を進める上での要となることから、系統強化、規制の合理化、低コスト化等の研究開発を進めることで再生可能エネルギーの主力電源化への布石としての取組を早期に進めるなど、2030年のエネルギーミックスの確実な実現へ向けた取組の更なる強化を行うとともに、2050年のエネルギー転換・脱炭素化への挑戦をすることとしています。

また、大規模停電（ブラックアウト）や、ガスや燃料の供給がストップする被害などの経験を踏まえ、再生可能エネルギーの大量導入に資するため、各地域間を結ぶ連系線の増強・活用拡大策について検討するとともに、大規模停電等の災害時にも蓄電池等を組み合わせることで地域の再生可能エネルギーを利活用するモデルの構築を進めるなど、エネルギーの安定供給を確保するためのレジリエンス強化に向けた取組を進めることとしています。

③ 森林・林業に関すること【平成30年度森林・林業白書】

平成30年度の白書では、我が国の林業・木材産業について、近年は国産材の生産量の増加、木材自給率の上昇など、活力を回復しつつあるが、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、この資源を「伐って、使って、植える」という循環型サイクルを保つことで、地球温暖化防止等の森林の有する多面的機能を確保するとともに、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立し、先人の築いた貴重な資産を継承・発展させることが、これからの森林・林業施策の主要課題であるとされています。

一方で、多くの森林所有者が小規模零細で分散した森林を抱え、林業経営の効率化や森林の適切な管理が確保できないおそれがあるとされており、この課題に対応するためには、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり、意欲と能力のある林業経営者へ森林の経営管理の集積・集約化などを進める森林経営管理制度の推進が必要とされています。また、この制度などを踏まえて、市町村や都道府県が実施する森林整備等に必要とされる財源として森林環境税及び森林環境譲与税が創設されています。森林環境譲与税は、自

然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村が自ら行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用などに充てるものとされており、みやぎ環境税を活用して行う森林整備は、森林所有者等が自発的に行うものを対象としていることから目的が異なるものとなっています。本県では、森林環境譲与税を用いて市町村の取組を支援することとしており、森林環境譲与税とみやぎ環境税、それぞれの税の目的に従い、役割分担を進めることで相乗的な効果の発揮が見込まれるものと考えられます。

他方、森林の多面的機能の維持向上を図りつつ、施業の集約化や路網整備、人材の育成及び確保などを通じた原木の安定供給体制や、効率的なサプライチェーンの構築、CLT（クロスラミネーティッドティンバー＝直交集成板）の利用や公共建築物等への木材利用、木質バイオマス利用の促進など、新たな木材需要の創出に取り組むことも必要であるとされています。

さらに、平成28年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比26.0%減とし、このうち2.0%以上を森林吸収量で確保することを目標としています。この目標を達成するためには、2030年までの間において年平均45万haの間伐等を実施する必要があるとされています。

④ 自然環境・生物多様性に関すること【令和元年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書】

令和元年版の白書では、生息地の変化、過剰利用、汚染と栄養の蓄積等により生物多様性は影響を受けており、その結果として地域社会が不安定化するなどの問題も起きていることから、地球規模の生物多様性の保全と回復のためには、環境・経済・社会の課題を同時に考慮することが必要であるとしています。また、農業や林業等の人間の営みを通じて形成・維持されてきた日本の里地里山のような二次的な自然環境にも多様な生物が適応・依存しているため、生物多様性を保全するためには、原始的な自然環境の保護だけでなく、二次的な自然環境の保全も重要であることが理解されつつありますが、二次的な自然環境は、開発途上国では都市化、産業化、地域人口の急激な増加等により、日本を含む先進国等では一次産業の衰退や過疎化により危機に瀕しており、その保全のためには、人間と自然の健全な関係の維持・再構築を進めていくことが必要であると指摘しています。

⑤ 環境に関する意識調査

イ 日本人の環境意識に関する世論調査の結果【平成28年6月国立環境研究所】

国立環境研究所では、平成28年6月に全国18歳以上の男女3,000名を対象として、気候変動問題とエネルギー問題に関する日本人の認知や政策対応への態度について明らかにすることを目的とした調査を実施しています。

その結果、77%が既に気候変動や温暖化の影響を実感すると回答しています。気候が変わってきている原因については、41%が「一部は自然現象、また一部は人間の活動に原因がある」、37%が「おおかたは人間の活動に原因がある」を選択しています。また、「すべて自然現象」「おおかたは自然現象」は合わせて10%弱と、自然現象を主な原因とするものは10%以下にとどまる結果となりました。

さらに、自分自身の生活や習慣を変えなければならないかについての質問では、「そう思う」（27%）、「ややそう思う」（46%）とあわせて73%が賛成の回答でした。

なお、2015（平成27）年12月にCOP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）が開催され、パリ協定が採択されましたが、パリ協定についての賛意を聞いたところ、49%が「賛成する」、30%が「どちらかといえば賛成する」であり、79%が肯定的な回答でした。

ロ 環境問題に関する世論調査の結果【令和元年8月内閣府】

内閣府では、環境問題に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするため、令和元年8月に全国18歳以上の男女3,000名を対象として、プラスチックごみ問題と自然共生社会に関する調査を実施しています。

プラスチックごみによる海の汚染などのプラスチックごみ問題に関心があるか聞いたところ、「関心がある」とする者の割合が89.0%で「関心がない」とする者の割合が10.9%となりました。また、プラスチックごみによる海の汚染について、どのようなことを知っているか聞いたところ「海や海岸に捨てられたプラスチックごみにより汚染が生じていること」を挙げた者の割合が84.0%、「海の生物がプラスチックごみに絡まったり誤飲することで、傷ついたり死んだりしていること」を挙げた者の割合が78.2%と高く、以下、「海の生物が小さなプラスチック粒を誤飲するなど生態系に影響が生じていること」（66.5%）、「プラスチックごみが、海岸に漂着し、景観が悪化するなど観光業に悪影響が生じていること」（61.2%）、「川や街、農地に捨てられたプラスチックごみが海に流出することで汚染が生じていること」（59.4%）などの順となっています。

一方、自然について、どの程度関心があるか聞いたところ、「関心がある」とする者の割合が90.6%、「関心がない」とする者の割合が9.3%となっています。また、自然の働きについて、どのようなことが重要だと考えるか聞いたところ、「CO₂や大気汚染物質の吸収などの大気や気候を調整する働き」を挙げた者の割合が71.2%と最も高く、以下、「水資源の供給・水質浄化の働き」（62.6%）、「動物・植物など生物の生息・生育地としての働き」（55.5%）、「紙、木材、肥料などの原材料を供給する働き」（46.7%）などの順となっています。

(4) 宮城県が策定した各種計画における環境分野の方向性

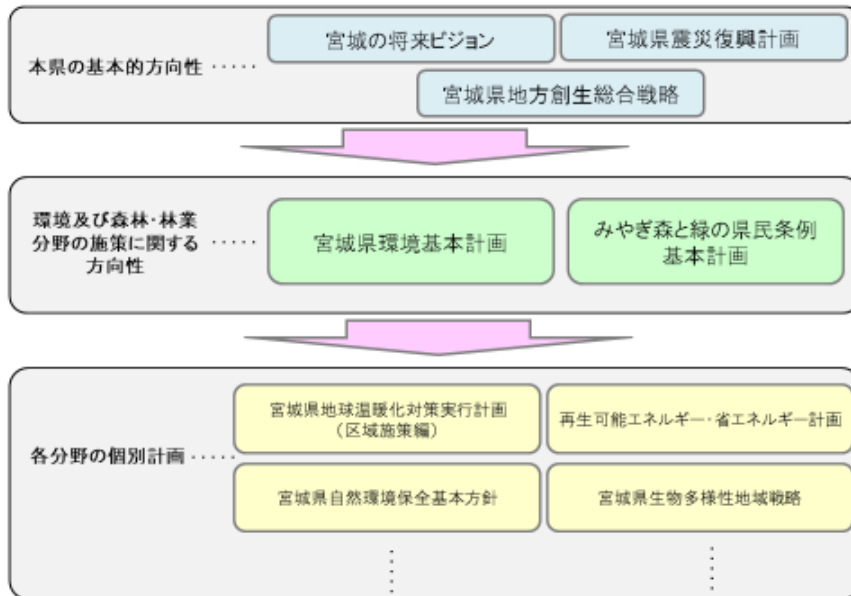
宮城県では、平成19年3月に宮城の在るべき姿や目標を県民の方々と共有し、着実にそれを実現するために県が優先的・重点的に取り組むべき施策を明らかにする「宮城の将来ビジョン」を策定しました。その後、平成23年3月に発生した東日本大震災からの復興を成し遂げるため、震災後10年間の道筋を示すものとして、平成23年10月に「宮城県震災復興計画」を策定しました。加えて、平成27年10月には、人口減少への対応などを目的とするまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく「宮城県地方創生総合戦略」を策定し、2つの計画の実現を加速し、その効果を最大化するための推進力と位置づけています。

両計画及び戦略は、本県の政策の方向性を示したものですが、本政策を実効的なものにするために、各分野における施策の方向性を示した計画も策定しています。環境分野では「宮城県環境基本計画」、森林・林業分野では「みやぎ森と緑の県民条例基本計画」がこれに該当します。

さらには、施策の方向性を示した上記計画に基づき、各事業を実施するための基礎となる各種計画も策定しており、環境分野では、「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」、「宮城県自然環境保全基本方針」等が例として挙げられます。

これら各計画の位置付けの概要について下図のとおりまとめました。それぞれの政策、施策及び事業は、相互に密接な関係を保ち、その上で各種事業を実施しています。以下、みやぎ環境税の活用事業に関連した各種計画等の目指す姿や目標達成のための各施策を示していきます。

なお、宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画が令和 2 年度で終期を迎えることから、後継計画として、令和 3 年度を始期とする次期総合計画を策定することとしています。また、令和元年度に終期を迎える宮城県地方創生総合戦略については、令和 2 年度まで終期を 1 年延長した上で、令和 3 年度以降は次期総合計画に統合することとしています。



本県の総合計画と各分野の個別計画との体系

＜本県の基本的方向性＞

① 宮城の将来ビジョン

宮城の将来ビジョンは、「富県共創！活力とやすらぎの邦（くに）づくり」を県政運営の理念とした上で、令和 2 年度を目標年度と設定し、目指す姿として、「県民一人ひとりが、美しく安全な県土にはぐくまれ、産業経済の安定的な成長により、幸福を実感し、安心して暮らせる宮城」、「宮城に生まれ育った人や住んでいる人が活躍できる機会にあふれ、国内からも国外からも人を引きつける元気な宮城」を掲げており、次の 3 つの政策推進の基本方向に沿って、各種事業を実施しています。

- 富県宮城の実現 ～県内総生産 10 兆円への挑戦～
- 安心と活力に満ちた地域社会づくり
- 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり

みやぎ環境税の活用事業については、3 つ目の基本方向である「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」に基づき、「環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献」及び「豊かな自然環境・生活環境の保全」として掲げた施策に従い、各種事業を実施しています。

② 宮城県震災復興計画

宮城県震災復興計画は、令和 2 年度を終期とし、計画期間を復旧期、再生期、発展期の 3 つの期間に区分するとともに、各期間における効果的な施策の展開を図るため、県政の分野

別に復興の方向性を定めています。また、今回の震災による被害は甚大であったことから、復旧に留まらない抜本的な「再構築」を行い、先進的な地域づくりを行っていく必要があるため、復興のポイントとして10項目を掲げ、各種取組を実施しています。

みやぎ環境税の活用事業に関係する分野では、環境・生活・衛生・廃棄物分野において「持続可能な社会と環境保全の実現」、林業分野では「活力ある林業の再生」を施策として掲げ、各種事業を実施しています。

③ 宮城県地方創生総合戦略

宮城県地方創生総合戦略では、「東北地方全体の地方創生に貢献する」など8つの基本姿勢のもと「地域資源を最大限活用した持続可能で安全・安心な社会の実現」を目指し、安定した雇用の創出、移住・定住の推進、結婚・出産・子育ての総合的な支援、時代に合った地域づくりを基本目標に据え、令和2年度を終期として、地方創生の取組を推進しています。

みやぎ環境税の活用事業に関係する分野では、「基本目標4：時代に合った地域をつくり、安全・安心な暮らしを守る」に基づき、「地域における経済・生活圏の形成」及び「分散型エネルギーの推進と関連産業の育成」として掲げた施策に従い、各種事業を実施しています。

<環境に関する計画>

① 宮城県環境基本計画

宮城県環境基本計画は、宮城の将来ビジョンの環境分野の個別計画として位置付けられています。令和2年度を目標年度とし、「豊かで美しい自然とともに、健康で快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」、「持続可能な社会の実現に向けて地域社会を構成するすべての人が行動する地域社会」を目指すべき将来像として定めています。

宮城県環境基本計画では、東日本大震災からの復興のための重点的な取組を進めるとともに、将来像を実現するため、「低炭素社会の形成」、「循環型社会の形成」、「自然共生社会の形成」、「安全で良好な生活環境の確保」を4つの柱とし、体系的に施策を進めていくこととしています。これらの柱に基づく各環境分野の具体的目標や施策は、それぞれの個別計画において定め、各種事業はその下で実施されています。各施策の実施状況やその結果に基づく各種目標や指標に対する評価については、毎年発行している宮城県環境白書において公表しています。

なお、現在、次期宮城県環境基本計画の策定を進めており、地球温暖化対策を推進する上で、温室効果ガスの9割以上を占める二酸化炭素の排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現は重要な課題であることから、次期環境基本計画の中で、2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロとする目標を掲げる予定です。

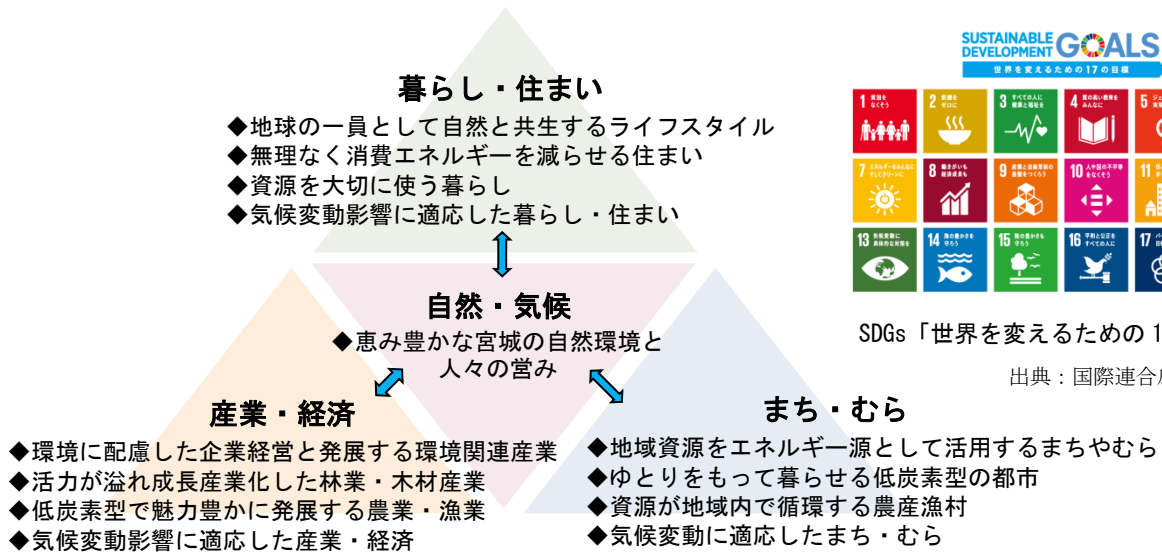
② 宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

県内の低炭素社会の形成を実現するための指針となる宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、2030年度における将来像は、県民、事業者等の各主体が「暮らし・住まい」「まち・むら」「産業・経済」のそれぞれの分野で将来像を実現することを通じて、恵み豊かな本県の自然環境が最大限活用されながら、人々の暮らしが調和した姿で保全されていることを目指すほか、各分野に気候変動影響への適応の考えを加えることとしています。また、世界の共通目標であるSDGsの実現は地域課題の解決にも直結することから、この視点も踏まえるものとしています。

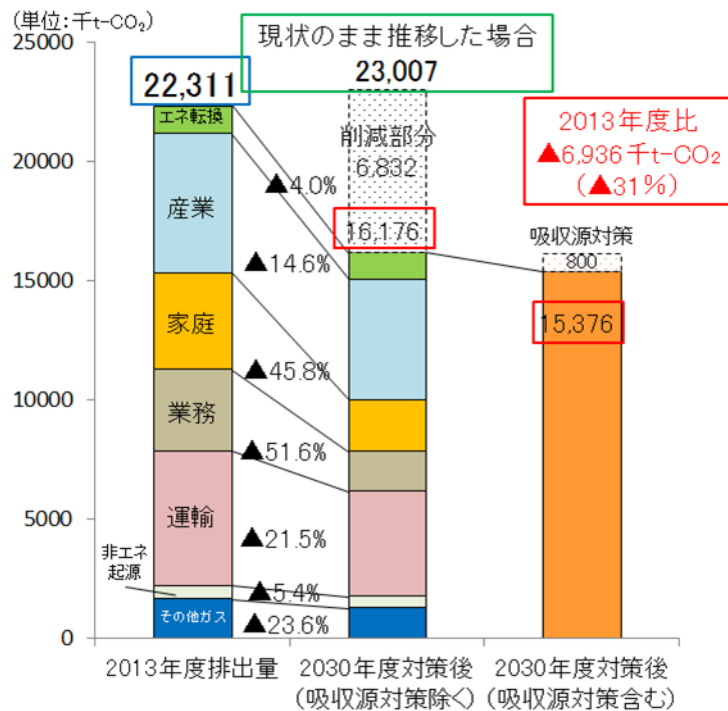


SDGs「世界を変えるための17の目標」

出典：国際連合広報センター



本計画では、2030 年度における県内の温室効果ガス排出量について、排出削減及び吸収量の確保により、2013（平成 25）年度比 31%削減（目標排出量：15,376 千 t-CO₂）を目標として掲げることとしており、国の削減目標 26.0%よりも高いものとなっています。



目標の達成のためには、継続的に効果的な取組を実施していくことが不可欠であり、県民・事業者等各主体一人ひとりが様々な分野において相互に連携・協働しながら、自ら「地球市民」として参加・行動し、確実に取組を進める必要があります。そのため、県では化石燃料を使い過ぎる社会そのものを脱炭素型に変革していく必要があることから、「流れを、変える。」を基本精神に設定し、基本精神に基づいた 5 つの「コンセプト」を掲げ、施策を展開していくこととしています。

<Concept 1> 「地球市民マインド」 ～持続可能な開発目標 (SDGs) ～

県民一人ひとりが身近なところから取り組むことができるよう「地球市民マインド」を育むとともに行動をおこすための支援をしていく。

<Concept 2> 「熱には“熱”を」 ～ジョー“熱”立県～

地中熱，太陽熱，木質バイオマスなどの熱について，「上手に」，「日常的に」，「あらゆる場で」活用するための支援を充実させる。

<Concept 3> 「地産地消エネルギーへのこだわり」 ～メイド・イン・みやぎのエネルギー～

エネルギーの利活用に伴う便益・利益が地域経済の循環・還元に資するような取組を推進し，「地産地消」「地域主導」を進める。

<Concept 4> 「ヒト・モノ・コトをつなぐ」 ～県は“インターフェース”～

県は，脱炭素社会構築に向けた“場”づくりや“インターフェース”としての役割を積極的に果たし，情報の発信，人材の発掘やマッチングなどに積極的に取り組んでいく。

<Concept 5> 「環境・経済・社会の統合的向上」 ～クラ（暮）×サン（産）×カン（環）～

「暮らしを豊かに，産業を元気に，しかも環境に優しい」をキーワードに，例えば，環境と農業，環境とものづくりなど，異なる業種が幅広く連携・協働した取組やプロジェクトを積極的に進めていく。

また，具体的な取組としては，引き続き地球温暖化の進行を抑制する対策（緩和策：45 の取組）を講じると同時に，気候変動の影響による被害を回避・軽減する対策（適応策：7 の取組）に取り組むこととしています。

③ 再生可能エネルギー・省エネルギー計画

平成 30 年 10 月に策定した再生可能エネルギー・省エネルギー計画では，「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築並びに現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」に向けて，「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に掲げる「本県が目指す低炭素社会」の将来像を実現するために，2030 年までに達成すべき 4 つの目標指標を掲げています。

また，この目標を達成するため，7 つ施策分野を掲げ，それぞれの施策分野に応じた取組を展開することとしています。

（目標指標）

ア 再生可能エネルギー等の導入量

2030 年度で 35,969TJ（熱量換算）とする（基準年比 2.2 倍）

イ 省エネルギーによるエネルギー消費量の削減量

2030 年度で 59,927TJ（熱量換算）とする（対策前比 19%減）

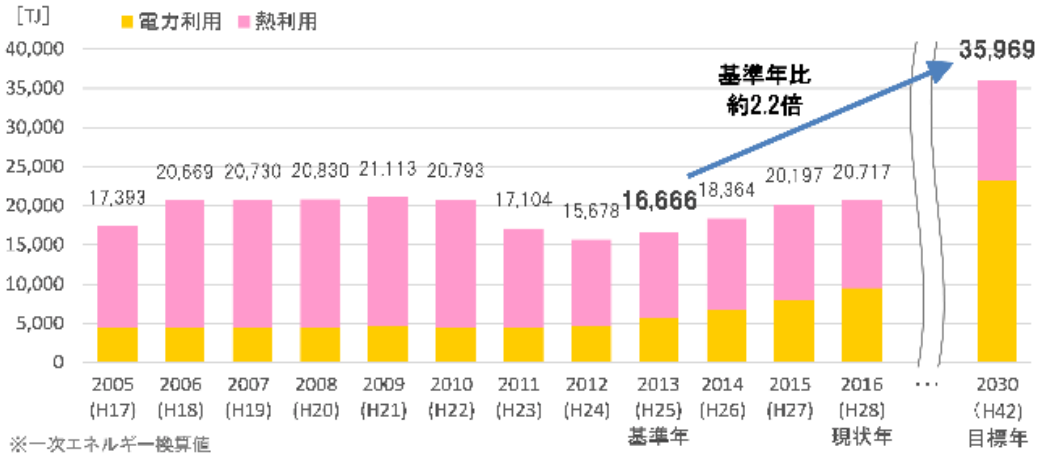
ウ 電力自給率（電力消費量に占める再生可能エネルギー（電力）の割合）

2030 年度で 25.3%とする（基準年比 5.5 倍）

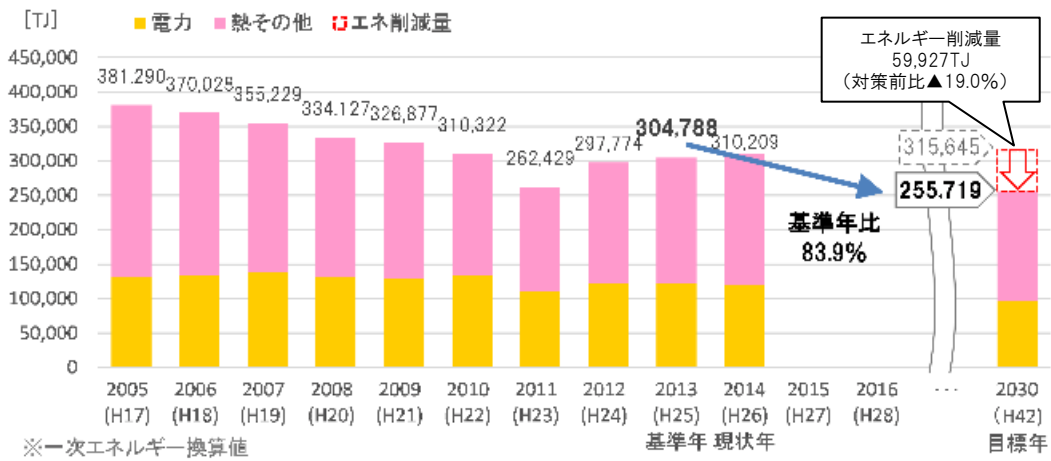
エ エネルギー自給率（エネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合）

2030 年度で 14.1%とする（基準年比 2.6 倍）

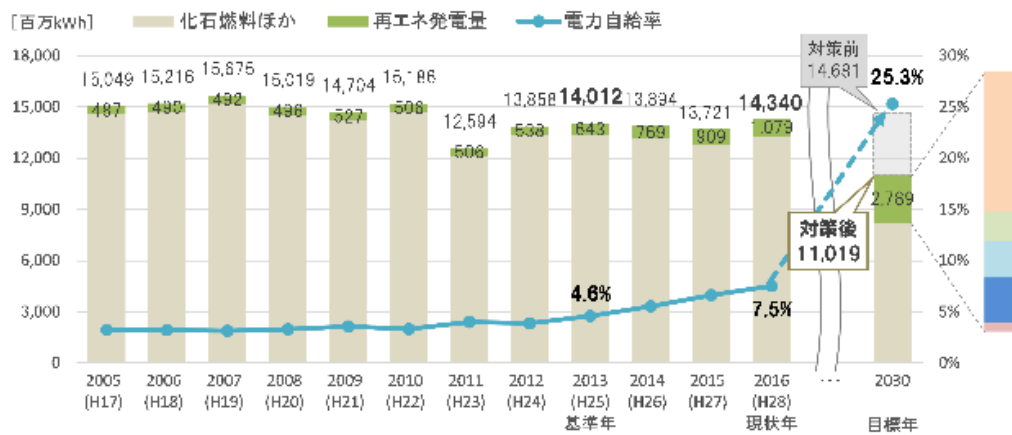
再生可能エネルギー等の導入量



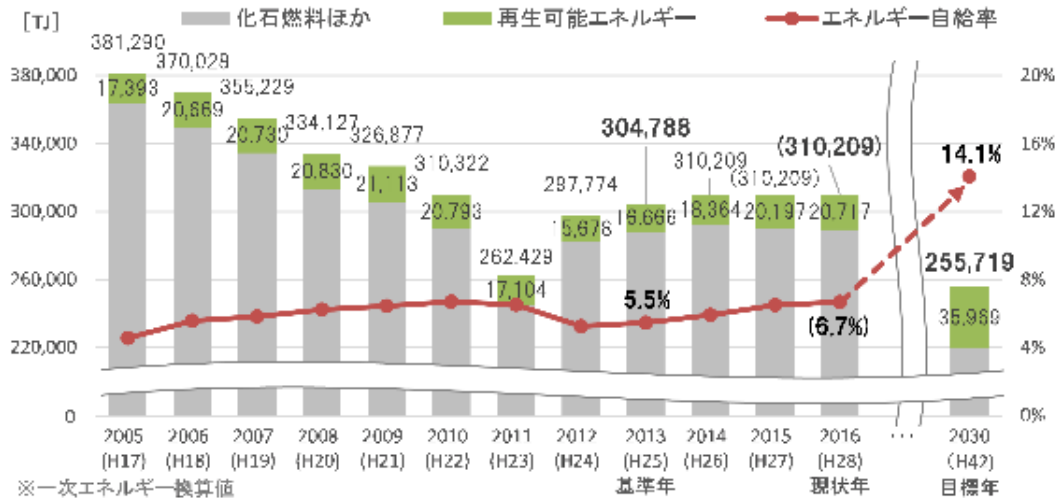
省エネルギーによるエネルギー消費量の削減量



電力自給率



エネルギー自給率



(施策)

- 1 県民総ぐるみの省エネルギー行動の促進
- 2 省エネ化した建物・設備の導入促進
- 3 太陽光発電設備の更なる導入促進と継続利用の促進
- 4 地域に根ざした再生可能エネルギーの導入と地域での活用促進（再生可能エネルギーの地産地消）
- 5 震災の経験を踏まえ、環境と防災に配慮したエコタウンの形成促進
- 6 産学官連携によるエネルギー設備等環境・エネルギー関連産業の振興
- 7 水素社会の構築に向けた取組促進

<森林・林業分野に関する計画>

みやぎ森と緑の県民条例基本計画（新みやぎ森林・林業の将来ビジョン）

新みやぎ森林・林業の将来ビジョンでは、「『森林環境の保全』『低炭素社会の構築』『地域経済の発展』それぞれが共存し、均衡が取れた宮城の森林・林業」を森林・林業行政の理念に掲げ、令和9年度を目標年度として、4つの政策推進の基本方向に沿った以下の12の取組を推進することとしています。

政策Ⅰ 林業・木材産業の一層の産業力強化

【取組1】県産木材の生産流通改革

- 素材生産性を向上させる林業基盤の整備と人材の育成
- ICTを活用した木材需給システムの構築

【取組2】県産木材の需要創出とシェア拡大

- 企画・設計・製造・施工までオールみやぎの体制によるCLT等建築物の普及
- 製材加工の品質向上・合理化と合板の新規用途開発の促進
- 木質バイオマス利用による地域循環の促進
- 公共施設等の木造・木質化の促進など

【取組3】持続可能な林業経営の推進

- 森林施業の集約化に向けた森林経営計画策定の促進
- 経営受託等による森林管理の促進
- 持続可能な林業経営を後押しする森林認証の普及促進

政策Ⅱ 森林の持つ多面的機能のさらなる発揮

【取組 4】資源の循環利用を通じた森林の整備

- 低コストな間伐の推進による森林の整備
- 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成など

【取組 5】多様性に富む健全な森林づくりの推進

- NPO や企業など多様な主体との連携の促進
- 松くい虫被害対策の推進と松林景観の保全
- 森林被害対策の推進
- 花粉症発生抑制対策の推進など

【取組 6】自然災害に強い県土の保全対策

- 重要な森林の保安林指定と適切な管理・整備の推進
- 山地災害危険地区の計画的な整備の推進など

政策Ⅲ 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成

【取組 7】持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成

- 経営感覚・経営能力のスキルアップの支援
- 教育機関と連携した小中学生からの体系的な林業教育の推進など

【取組 8】地域・産業間の連携による地域産業の育成

- 水平連携による新たなものづくりへの支援
- 特用林産物の収益力向上に対する支援など

【取組 9】新たな森林、林業・木材産業関連技術の開発・改良

- ニーズの的確な把握や関係機関との連携等による効率的な試験研究の実施
- 県民、森林所有者、業界等の研究ニーズの把握と試験研究への反映など

【取組10】森林、林業・木材産業に対する県民理解の醸成

- 県民の学びをサポートする専門家の養成
- 県民参加の森林づくりによる県民理解の醸成
- 小中学校における森林環境教育をサポートなど

政策Ⅳ 東日本大震災からの復興と発展

【取組11】海岸防災林の再生と特用林産物の復興

- 海岸防災林の再生と適切な維持管理
- 福島第一原子力発電所事故による放射能汚染問題への対応など

【取組12】地域支援をフル活用した震災復興と発展

- 公共施設等への認証材活用の促進
- 森林認証を核とした地域振興の振興など

<自然環境・生物多様性保全に関する計画>

① 宮城県自然環境保全基本方針

宮城県自然環境保全基本方針では、「生物多様性に富んだ豊かな自然環境の保全」「恵み豊かな自然環境の持続可能な利用」「先人がはぐくんできた自然と共生する知恵や文化の次世代への継承」を基本理念として掲げ、次の3項目を施策の基本目標としています。

i 健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成

様々な要素から構成される生態系やそれらの連続性を保全すべき「場」として確保する。

ii 生物多様性の確保と自然環境の再生

残されている自然についてはその状態を維持させ、損なわれた自然についてはあるべき状態に再生・回復させることにより、自然環境の「質」を向上させる。

iii 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり

自然環境の保全に向けて、多様な「主体」が連携・協力して活動できる基盤をつくる。

② 宮城県生物多様性地域戦略（第一次改訂）

宮城県生物多様性地域戦略では、県内の各地域の特性に応じた生物多様性の保全や生物多様性の恩恵の持続的な利用の在り方を明確にするため、令和16年度を目標年度として、「自然に寄り添い、自然と共に生きるふるさと宮城ー美しい森・田んぼ・川・海がつながり、子どもの笑顔が輝くふるさと宮城ー」を将来像として掲げています。

この将来像を達成するため、「豊かな自然を守り育てる」「豊かな自然の恵みを上手に使う」「豊かな自然を引き継ぐ」の3つの基本方針として、以下に掲げる10の基本的取組を推進することとしています。

i 豊かな自然を守り育てる

【取組1】在来の野生生物の保全

【取組2】良好な自然環境の保全・再生

【取組3】自然と共生する農林漁業を通じた農地、森林、沿岸域の生物多様性の向上

【取組4】開発事業における生物多様性への配慮

ii 豊かな自然の恵みを上手に使う

【取組5】生物多様性に配慮した生産・消費

【取組6】宮城ならではの自然の恵みを生かした商品やサービスのブランド化

【取組7】自然が有する多面的な機能を生かした防災・減災の取組

iii 豊かな自然を引き継ぐ

【取組8】県内の生物多様性の価値の共有

【取組9】子どもが自然に触れ親しみ、学ぶことのできる環境づくり

【取組10】多様な主体の参加・協働

なお、宮城県生物多様性地域戦略は5年ごとに見直すこととなっており、令和元年度に第一次改訂作業を行いました。

(5) 環境に関する政策・施策評価の推移

宮城県では、①政策決定に必要な情報の提供、②効果的・効率的で質の高い行政の推進、③県民への説明責任及び行政の透明性の向上を目的に「政策・施策評価」を実施しています。

評価は、宮城の将来ビジョン、宮城県震災復興計画及び宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画の体系に基づき、外部有識者による審議も踏まえて実施しています。

政策評価は、政策を構成する各施策の成果の状況や課題等を総括し、大きな視点から県政の状況を把握するものです。また、施策評価は、施策に設定された目標指標等の達成状況や構成事業の状況などから、前年度の県の施策の成果を評価し、その課題を検証して次年度の対応方針を示すものであり、事業の必要性や有効性、効率性についても分析し、事業の質の向上を図っています。ここでは、直近5年間の政策・施策評価の中から、みやぎ環境税に関する施策を抽出し、これまでの評価結果について検証します。

＜宮城の将来ビジョンの各取組の評価結果（平成 27～令和元年度）の推移＞

① 政策番号 11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立

施策番号 27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献

【政策の概要】

- 地球温暖化や資源・エネルギーの枯渇、希少生物の絶滅進行や生態系の破壊など、環境悪化が地球規模での深刻な問題となっている。健全で豊かな環境は、生活を支える基盤であり、生存の基盤でもあることから、県民やNPO、企業、市町村等と連携を図りながら、経済や社会の発展と両立する環境負荷の少ない持続可能な地域社会を構築しなければならない。
- こうした社会への転換に向け、県民や事業者が、将来世代の持続性を考えて環境に配慮した行動・活動を促す意識啓発等に取り組む。特に、地球温暖化対策については、東日本大震災に伴う原子力発電所の稼働停止や復興需要により、温室効果ガスの排出量の増加が見込まれることから、再生可能エネルギーの導入を促進し、県民総ぐるみの省エネルギー活動などを推進する。
- 環境に配慮した製品や事業者が、消費者に選ばれる市場を形成するため、県として率先してグリーン購入などに取り組むほか、環境技術の高度化に向けた支援を行う。
- 環境保全への配慮とエネルギーの安定供給との調和を図るため、水素エネルギーの利活用の推進のほか、クリーンエネルギー等環境関連産業の誘致及び振興等を図るとともに、クリーンエネルギー社会の実現に資する先進的なプロジェクトを実施するなど、環境と経済の両立に向けた取組を推進する。

【主なみやぎ環境税の活用事業】

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ○スマートエネルギー住宅普及促進事業 | ○温暖化防止間伐推進事業 |
| ○省エネルギー・コスト削減実践支援事業 | ○県産材利用エコ住宅普及促進事業 |
| ○再生可能エネルギー等設備導入支援事業 | ○里山林健全化事業 |
| ○燃料電池自動車導入推進事業 | ○木質バイオマス広域利用モデル形成事業 |

【事業の成果】

- 地球温暖化に関する県民運動である「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議の総会や委員会を開催したほか、普及啓発イベントを開催するなど、県民総ぐるみの温室効果ガス排出抑制に取り組んだ。
- グリーン購入を促進するなど、県民や事業者の環境配慮行動の促進に努めた。
- 防災拠点などへの再生可能エネルギー等の導入支援を行うとともに、再生可能エネルギーを導入する事業者や市町村を支援した。
- 新築住宅の省エネ設備の導入や既存住宅の省エネ改修への支援を行った。
- 森林の間伐に対する支援や県産木材の積極的利用に向けた補助を行い、水源かん養や二酸化炭素の吸収といった森林の持つ多面的機能の発揮に貢献した。
- 水素で走る燃料電池自動車の購入に対する補助を行ったほか、東北初の商用水素ステーションを整備した。

【目標指標の達成度】

これまでの推移

	H27	H28	H29	H30	R1
みやぎ環境税を活用した県及び市町村事業による二酸化炭素削減量 ※H30まで	A	B	B	A	—
太陽光発電システムの導入出力数 ※H30まで	A	A	A	A	—
クリーンエネルギー自動車の導入台数 ※H30まで	B	N	C	N	—
再生可能エネルギーの導入量（熱量換算）	B	A	B	N	N
間伐による二酸化炭素吸収量	B	C	C	C	C
県内の温室効果ガス排出量 ※R1から	—	—	—	—	A

凡例 A：達成率100%以上 B：達成率80%以上100%未満

C：達成率80%以下 N：判定できない

【評価結果】

これまでの推移

	H27	H28	H29	H30	R1
政策評価（最終）	○	○	○	○	○
施策評価（最終）	○	○	△	△	△

凡例； ◎：順調，○：概ね順調，△：やや遅れている，×：遅れている

【評価結果の状況】

政策は「概ね順調」との評価結果が続いているが、施策については、直近3年は「やや遅れている」の評価結果となっており、目標達成に向けた取組を一層進める必要があると考えられる。

【施策推進上の課題】

- 民生部門（家庭・業務）の二酸化炭素排出量削減
- 太陽光発電以外の地域の事情や特色を活かした再生可能エネルギーの導入の促進
- クリーンエネルギー自動車の導入拡大
- 間伐等の適切な手入れのされない森林の増加

② 政策番号 12 豊かな自然環境，生活環境の保全

施策番号 29 豊かな自然環境，生活環境の保全

【政策の概要】

- 三陸復興国立公園や栗駒，蔵王の各国定公園，ラムサール条約湿地である伊豆沼・内沼，蕪栗沼・周辺水田及び化女沼，さらに特別名勝松島など，県内の豊かで多様な自然環境と生態系を守り，次世代に引き継いでいくことは極めて重要である。
- このため，積極的にその保全に取り組むとともに，社会資本の整備手法についても，より一層環境と調和したものとする。特に，松林の松くい虫等による被害が，東日本大震災後に県内各地で増加していることから，被害防止対策を推進する。
- また，安全できれいな空気や水，土壌など，県民の健康的な暮らしを支える良好な生活環境を守り，改善していく。

【主なみやぎ環境税の活用事業】

- 伊豆沼・内沼よみがえれ在来生物プロジェクト事業
- 松くい虫被害対策事業
- 野生鳥獣保護管理事業
- 里山林健全化事業
- みやぎエコ・ツーリズム推進事業
- 環境林型県有林造成事業
- 生物多様性総合推進事業

【事業の成果】

- 伊豆沼における自然再生事業や蒲生干潟に関する環境調査等を実施し、協議会等で意見を伺いながら事業を進めたほか、タウンミーティングやシンポジウムの開催、パネル等を作成し、生物多様性の保全等について普及啓発を実施した。
- 松くい虫被害による枯損木量について、薬剤空中散布を行うなど被害木の伐倒駆除などにより保全対策を強化した。
- 希少野生動植物の保護・保全再生について、イノシシやニホンジカなどの生息域が拡大する中、四種類（ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ）の特定鳥獣について適正な保護・管理に努めた。
- 事業の成果としては、「成果があった」又は「ある程度成果があった」のいずれかであり、施策の目的の実現に貢献しているものと判断できる。

【目標指標の達成度】

これまでの推移

	H27	H28	H29	H30	R1
豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合	A	A	A	A	A
地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数	A	A	A	A	A
松くい虫被害による枯損木量	C	C	C	C	B
沿道における浮遊粒子状物質の環境基準達成率 ※H30まで	B	A	A	A	—
大気中の浮遊粒子状物質 ※R1から	—	—	—	—	A

凡例 A：達成率100%以上 B：達成率80%以上100%未満

C：達成率80%以下 N：判定できない

【評価結果】

これまでの推移

	H27	H28	H29	H30	R1
政策評価（最終）	△	△	○	○	○
施策評価（最終）	△	△	○	○	○

凡例； ◎：順調，○：概ね順調，△：やや遅れている，×：遅れている

【評価結果の状況】

目標指標等の達成状況等を受け、平成29年度の評価から政策・施策ともに「概ね順調」との評価になっている。

【評価結果の状況】

目標指標等の達成状況等を受け、平成29年度の評価から政策・施策ともに「概ね順調」との評価になっている。

【施策推進上の課題】

- 野生生物の保護管理推進のための狩猟者の確保、後継者の育成
- 地域が主体となった自然環境の保全及び活用に関する活動の推進
- 森林育成事業等における計画的な事業推進
- 継続的な松くい虫被害防止対策
- 県民や企業と協働した森づくりの拡大や人材育成
- 閉鎖性水域における継続的な流入負荷対策及び水質改善
- 生物多様性の総合的推進のための認知度の向上

<宮城県震災復興計画の各取組の評価結果（平成27～令和元年度）の推移>

① 政策番号1 被災者の生活再建と生活環境の確保

施策番号3 持続可能な社会と環境保全の実現

【政策の概要】

- 被災地においては、多くの被災者が今なお不自由な暮らしを余儀なくされており、被災者の生活の再建に向けた良好な生活環境の確保は最も切実かつ重要な課題である。
- また、被災地のまちづくりにあわせて、持続可能な社会と環境保全の実現のため、省エネルギーの促進や自然エネルギーの導入を積極的に推進する必要がある。
- このようなことから、被災者の生活の再建を進め、安心して暮らすことのできる良好な生活環境の確保に一層取り組むとともに、環境負荷の少ない社会の形成を着実に進める。
- 特に、災害公営住宅などの整備に対する支援や応急仮設住宅等における被災者の生活支援に取り組むとともに地域コミュニティの再生に努める。
- また、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入などの取組を一層推進する。

【主なみやぎ環境税の活用事業】

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ○エコタウン形成支援事業 | ○防災拠点再生可能エネルギー導入推進事業 |
| ○クリーンエネルギーみやぎ創造事業 | ○野生鳥獣保護適正管理事業 |
| ○水素エネルギー利活用普及促進事業 | ○みやぎの生物多様性保全事業 |
| | ○温暖化防止森林づくり推進事業 |

【事業の成果】

- 『再生可能エネルギーの導入とスマートシティの形成』では、住宅用太陽光発電システムや家庭用燃料電池等の導入、既存住宅の省エネルギー改修に対する助成を行ったほか、低炭素型社会対応型浄化槽の導入補助を行うとともに、事業者へ省エネ設備や再エネ設備の導入補助を行った。
- エコタウン形成に関する検討組織の組織運営補助や実現可能性調査の補助など再エネ事業を段階的に支援した。

- 水素エネルギーの更なる利活用促進に向け、燃料電池自動車（FCV）の導入補助を行うとともに、体験試乗会の実施、FCVのカーレンタル・タクシーの導入実証及びFCバスのイベント運行等を行い、水素エネルギーの認知度向上を図った。
- 「自然環境の保全の実現」では、自然環境の変化の状況や保護保全に関して、「宮城県生物多様性地域戦略」に基づき、タウンミーティングやフォーラムの開催や生物多様性マップを改訂し、広く県民に情報発信した。
- 三陸復興国立公園については、金華山島における生態系の保護保全対策を実施したほか、第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画及び4つの第二種特定鳥獣管理計画を策定し実施状況を部会で審議した。また、有害捕獲されたイノシシ等野生鳥獣肉の放射性物質を測定し、速やかに県民や関係者に情報提供及び注意喚起を行った。

【目標指標の達成度】

これまでの推移

	H27	H28	H29	H30	R1
再生可能エネルギーの導入量（熱量換算）	B	A	B	N	N
太陽光発電システムの導入出力数 ※H30まで	A	A	A	A	—
県内の温室効果ガス排出量 ※R1から	—	—	—	—	A

凡例 A：達成率100%以上 B：達成率80%以上100%未満

C：達成率80%以下 N：判定できない

【評価結果】

これまでの推移

	H27	H28	H29	H30	R1
政策評価（最終）	△	△	○	○	○
施策評価（最終）	○	○	○	○	○

凡例； ◎：順調，○：概ね順調，△：やや遅れている，×：遅れている

【評価結果の状況】

平成27年度・平成28年度の政策評価では目標指標等の達成状況等から「やや遅れている」と評価していたが、平成28年度の評価からは大幅に向上した目標指標等もあり、「概ね順調」と評価しており、施策においては「概ね順調」の評価で推移している。

【施策推進上の課題】

- 太陽光発電以外の地域特性を活かした多様な再生可能エネルギーの導入促進
- 震災後に取組が進んだ沿岸市町村以外のエコタウンの形成の支援
- 科学的知見に基づく自然環境保全の推進
- 生物多様性に関する認知度の向上
- 野生生物の保護・管理推進のための狩猟者の確保、後継者の育成

② 政策番号 4 農林水産業の早期復興
 施策番号 2 活力ある林業の再生

<p>【政策の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産業については、被災した生活基盤の早期復旧に併せ、競争力のある先進的な経営体の育成を図っていくことが重要である。 ○ このため、農地の集積や大区画化による大規模経営体の育成や園芸産地の復興支援、畜産の振興、6次産業化などのアグリビジネスの推進により、収益性の高い農業の実現を目指し、多様な担い手を育成していく。 ○ 林業については、住宅再建等への県産材の供給体制の強化や木質バイオマス利用拡大に努める。 ○ さらに、水産業については、強い経営体育成のため、協業化・6次産業化、担い手の育成を支援し、水産加工業者等の水産物ブランド化や販路拡大に向けた取組を積極的に支援する。 ○ また、「食材王国みやぎ」の再構築に向け、食品製造業者等が行う付加価値の高い商品づくりから国内外の販路拡大など、幅広い支援をきめ細かく行っていく ○ 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応については、県産農林水産物の安全・安心に関する情報等を国内外へ正確かつ継続的に発信し風評の払拭に努め、失われた販路回復のための支援を行う。
<p>【主なみやぎ環境税の活用事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○温暖化防止森林づくり推進事業 ○環境林型県有林造成事業 ○県産木材利用拡大促進事業 ○県産材木のビルプロジェクト推進事業 ○木質バイオマス広域利用モデル形成進事業
<p>【事業の成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「復興に向けた木材供給の拡大・産業発展への支援」と「被災住宅等の再建及び木質バイオマス利用拡大への支援」は、木材生産の基盤である林道災害復旧工事が完了したことや、被災住宅の再建や地域の拠点施設への木材需要に応えるための県産材木材利用拡大促進事業など成果がでていいるほか、県内でCLT建築物が増加しており新たな木材需要も生まれている。 ○ 木質バイオマス利用については、新たな発電施設が増加しており、今後も木質燃料の需要増加が見込まれる。 ○ 「海岸防災林の再生と県土保全の推進」は、関係する各種計画や他の復旧・復興事業関係機関との調整を行った結果、植栽に必要な基盤造成の全てに着手し、植栽はその7割が完了し、着実に進捗が図られている。

【目標指標】

これまでの推移

	H27	H28	H29	H30	R1
被災した木材加工施設における製品出荷額 ※H30まで	A	A	A	A	—
優良品やぎ材の出荷量 ※H30まで	B	B	B	B	—
被災地域における木質バイオマス活用量 ※H30まで	A	A	C	N	—
海岸防災林（民有林）復旧面積	B	A	A	A	A
林業産出額 ※R1から	—	—	—	—	B
木材・木製品出荷額 ※R1から	—	—	—	—	N
木質バイオマス活用導入施設数 ※R1から	—	—	—	—	A

凡例 A：達成率100%以上 B：達成率80%以上100%未満

C：達成率80%以下 N：判定できない

【評価結果】

これまでの推移

	H27	H28	H29	H30	R1
政策評価（最終）	○	○	○	○	○
施策評価（最終）	○	○	○	○	○

凡例； ◎：順調，○：概ね順調，△：やや遅れている，×：遅れている

【評価結果の状況】

政策及び施策に対する評価は、いずれの年度においても「概ね順調」の評価で推移している。

【施策推進上の課題】

- 住宅再建等に必要木材需要に対応するため生産から加工流通までの体制整備・支援
- 海岸防災林の早期復旧
- 木質バイオマス利活用の推進のための供給体制及び利用施設の整備

(6) 県民意識調査の推移

「県民意識調査」は、行政活動の評価に関する条例に基づき、県が行う取組について、県民の方々の認知度・関心度・重視度・満足度、優先すべきと思う施策や復旧・復興の実感をお聞きし、今後の施策や県政運営に反映させるため、実施しています。本調査は、宮城県に居住する18歳以上（平成27年の調査は20歳以上）の男女4,000人の方を対象にアンケート票を郵送し、回答されたものを取りまとめています。ここでは、直近5年間の調査結果の中から、特に環境に関する施策等を抽出し、県民の方々の動向を確認します。

なお、以降のグラフは四捨五入しているため、合計値は100%にならないものがあります。

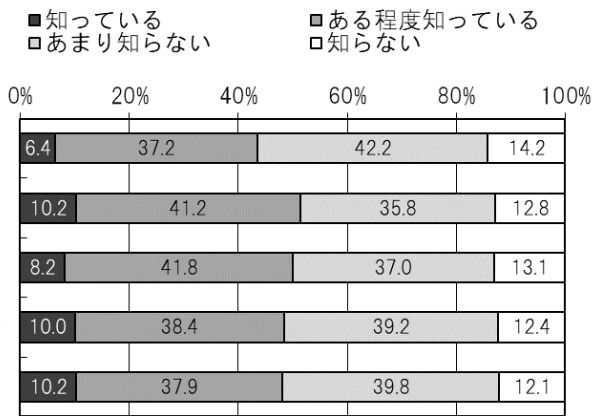
◎ 宮城県震災復興計画の各取組の調査分析結果（平成27～令和元年）の推移

分野1 環境・生活・衛生・廃棄物／取組3 持続可能な社会と環境保全の実現

【結果概要】

【認知度（県がこの取組を行っていたことについて、どのくらい知っているか）】

① これまでの推移

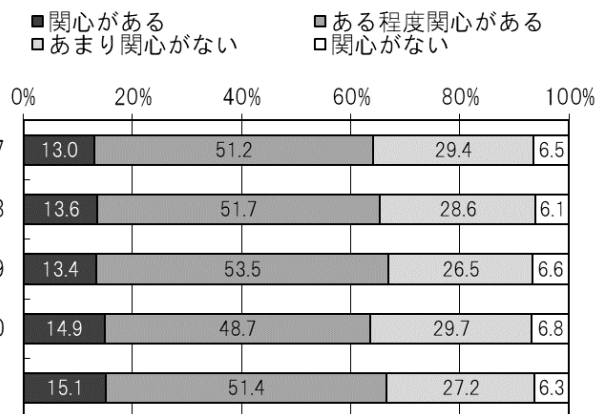


② 結果

最新の令和元年調査では、「知っている」「ある程度知っている」を合わせた『高認知群』が48.1%と、約5割の方々が取組を認識しています。

【関心度（県が行ってきたこの取組の内容について、どのくらい関心があるか）】

① これまでの推移

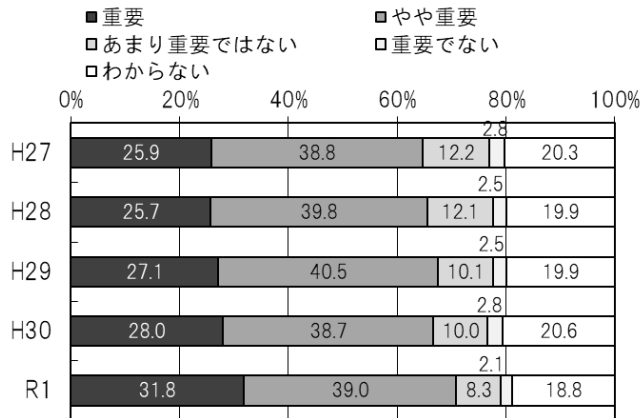


② 結果

最新の令和元年調査では、「関心がある」「ある程度関心がある」を合わせた『高関心群』が66.5%と、7割弱の方々が取組に感心を寄せています。

【重視度（県がこの取組を今後行っていくことが、どのくらい重要と考えるか）】

① これまでの推移

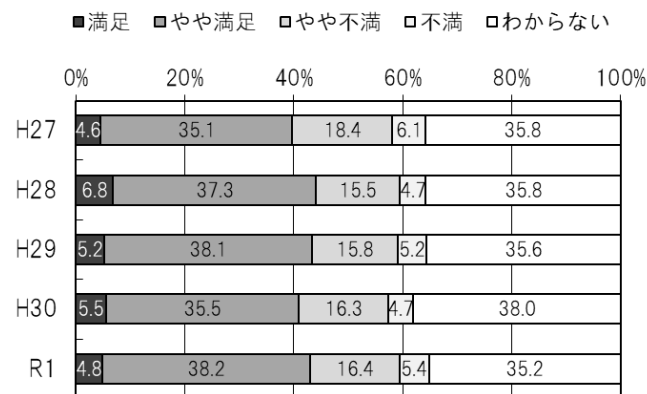


② 結果

最新の令和元年調査では、「重要」「やや重要」を合わせた『高重視群』が70.8%と、約7割の方々が取組を重要と考えています。

【満足度（県が行ってきたこの取組について、どのくらい満足しているか）】

① これまでの推移



② 結果

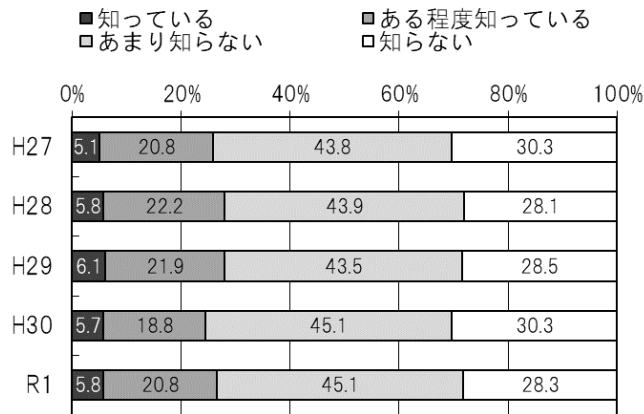
最新の令和元年調査では、「満足」「やや満足」を合わせた『満足群』は43.0%と、約4割の方々が取組に満足しています。

分野4 農業・林業・水産業／取組2 活力ある林業の再生

【結果概要】

【認知度（県がこの取組を行っていたことについて、どのくらい知っているか）】

① これまでの推移

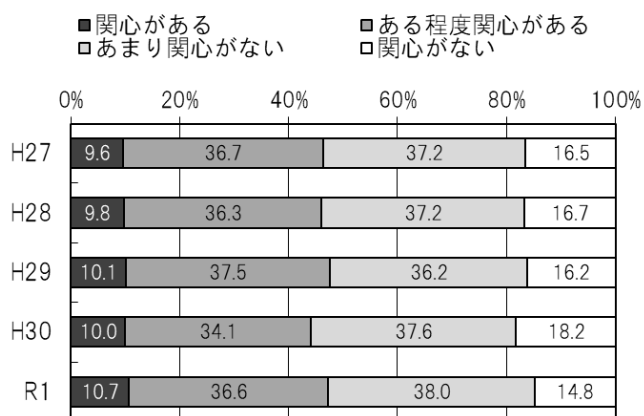


② 結果

最新の令和元年調査では、「知っている」「ある程度知っている」を合わせた『高認知群』は26.6%と、7割以上の方々が取組を知らない状況となっています。

【関心度（県が行ってきたこの取組の内容について、どのくらい関心があるか）】

① これまでの推移

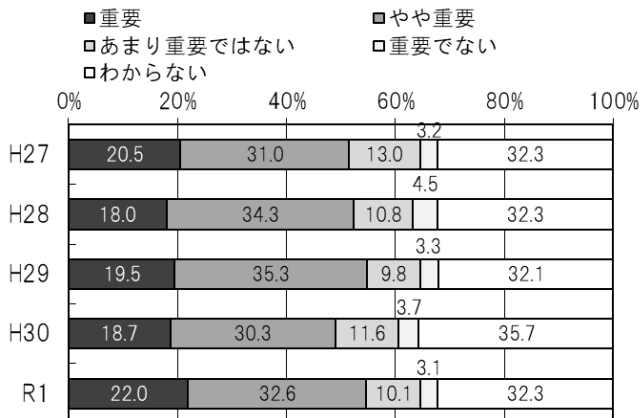


② 結果

最新の令和元年調査では、「関心がある」「ある程度関心がある」を合わせた『高関心群』は47.3%と、5割弱の方々が取組に関心を寄せています。

【重視度（県がこの取組を今後行っていくことが、どのくらい重要と考えるか）】

① これまでの推移



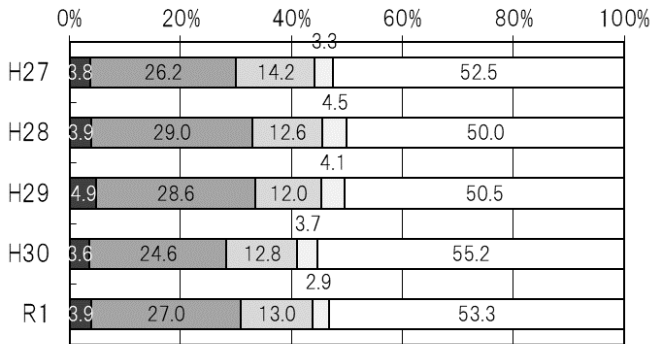
② 結果

最新の令和元年調査では、「重要」「やや重要」を合わせた『高重視群』が54.6%と、5割以上の方々が取組を重要と考えています。

【満足度（県が行ってきたこの取組について、どのくらい満足しているか）】

① これまでの推移

■満足 □やや満足 □やや不満 □不満 □わからない



② 結果

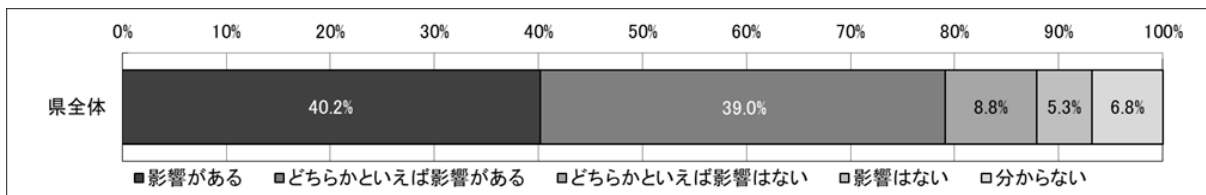
最新の令和元年調査では、「満足」「やや満足」を合わせた『満足群』が30.9%と、約3割の方々が取組に満足しています。

(7) 気候変動への適応に関する意識調査

平成30年に実施した県民意識調査において、テーマ別項目に気候変動への適応に関する調査項目として「気候変動の影響への『適応策』について」を設け、気候変動による生活への影響についてどのように感じているか調査しました。今回はこの中から、回答結果の一部を抜粋して掲載しました。

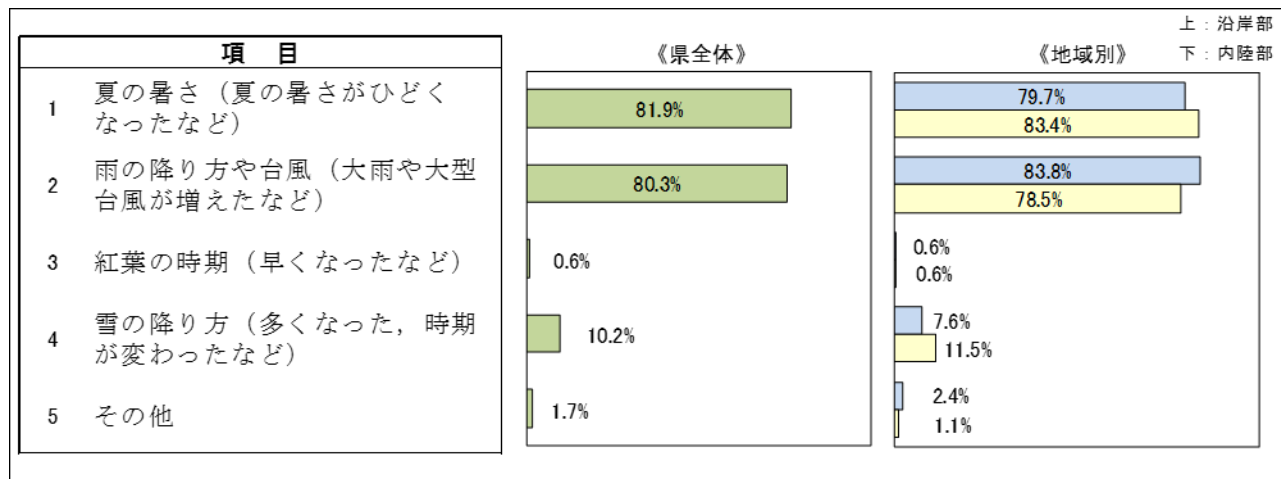
① 近年の気候変動による生活への影響について

- 県全体で、近年の気候変動による生活への影響について、「影響がある（40.2%）」又は「どちらかといえば影響がある（39.0%）」と回答している割合の合計は、79.2%となっています。
- 一方で、「どちらかといえば影響はない（8.8%）」又は「影響はない（5.3%）」と回答している割合の合計は、14.1%となっています。



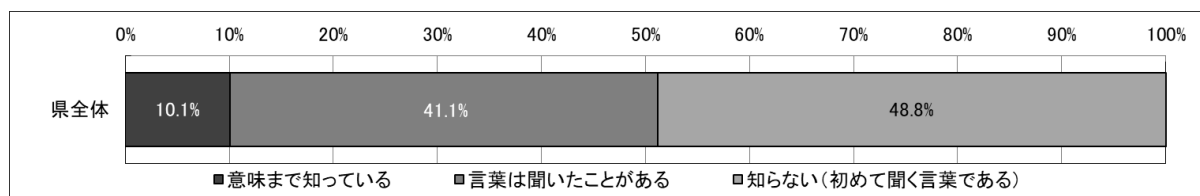
② 気候変動の影響を感じる理由

県全体で、近年の気候変動による生活への影響について「影響がある」又は「どちらかといえば影響がある」の回答のうち、「気候変動の影響を感じる理由」の割合が最も高かったのは、「夏の暑さ（夏の暑さがひどくなったなど）（81.9%）」で、次いで「雨の降り方や台風（大雨や大型台風が増えたなど）（80.3%）」、「雪の降り方（多くなった、時期が変わったなど）（10.2%）」の順となっています。



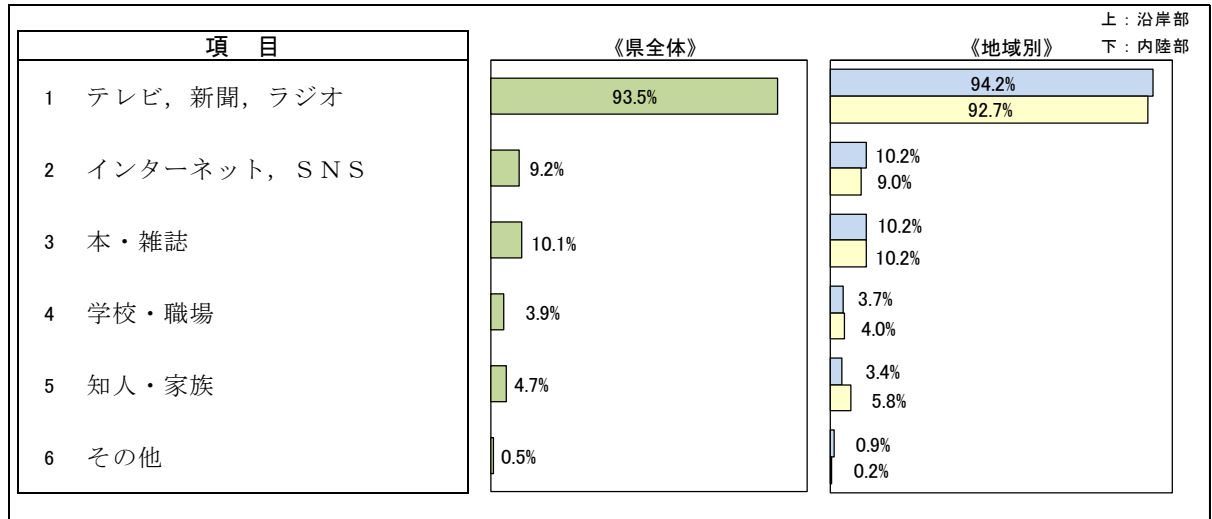
③ 「適応策」の認知度について

県全体で、「適応策」の認知度について回答している割合は、「意味まで知っている（10.1%）」、「言葉は聞いたことがある（41.1%）」、「知らない（初めて聞く言葉である）（48.8%）」となっています。



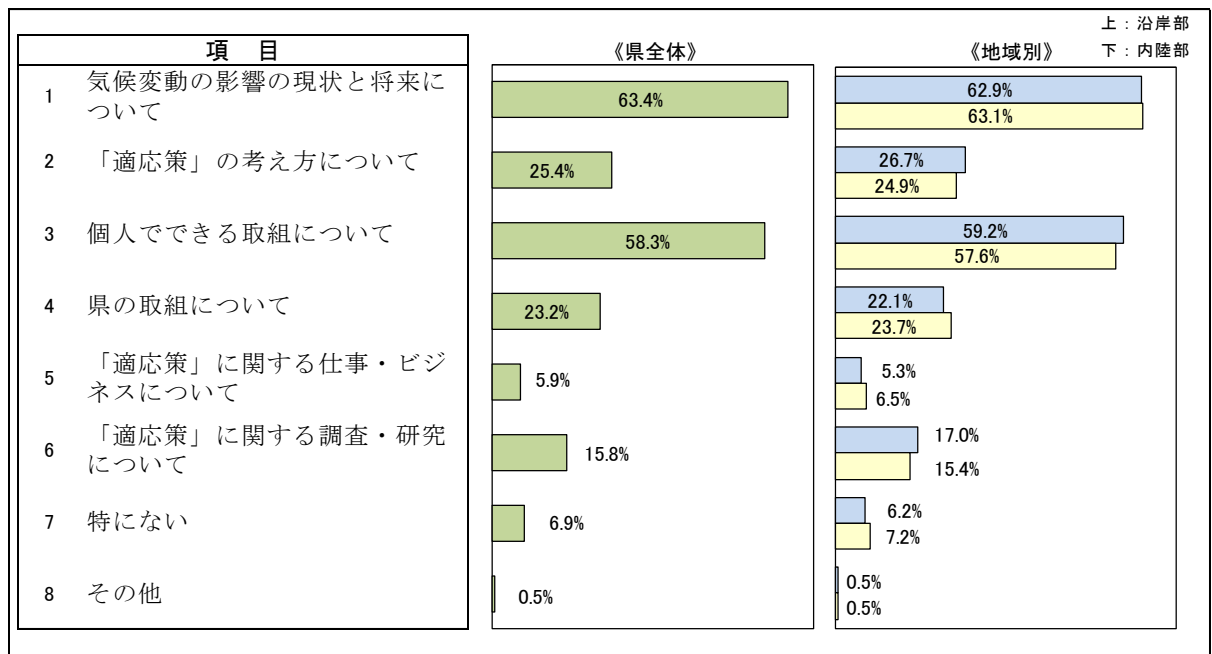
④ 「適応策」を知ったきっかけ

県全体で、「適応策」の認知度について「意味まで知っている」又は「言葉は聞いたことがある」の回答のうち、「『適応策』を知ったきっかけ」の割合が最も高かったのは、「テレビ、新聞、ラジオ (93.5%)」で、次いで「本・雑誌 (10.1%)」、「インターネット、SNS (9.2%)」の順となっています。



⑤ 「適応策」について知りたいこと

県全体で、「『適応策』について知りたいこと」の割合が最も高かったのは、「気候変動の影響の現状と将来について (63.4%)」で、次いで「個人でできる取組について (58.3%)」、「『適応策』の考え方について (25.4%)」の順となっています。



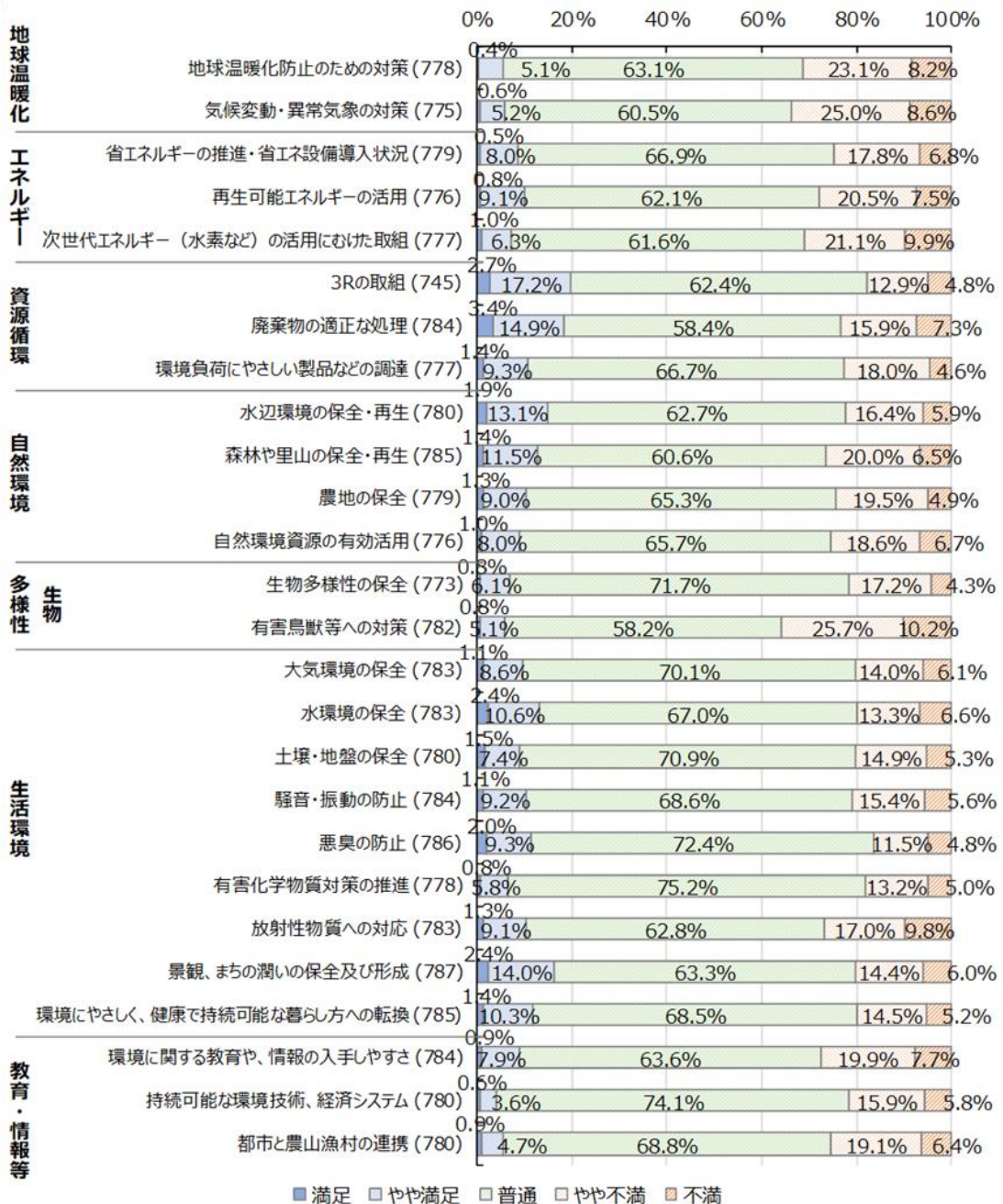
(8) 環境に関する県民・事業者意識調査の結果

本調査は、次期宮城県環境基本計画の策定に当たり、県の環境の現状や環境政策・施策等に係る県民及び事業者の意識を調査し、今後の方向性を検討する際の参考とするため実施したものです。令和元年8月から9月にかけて実施し、宮城県に居住する18歳以上の2,000人の方及び県内に所在する800事業所を対象とし、郵送又はWebによって回答されたものを取りまとめたものです。今回はこの中から、回答結果の一部を抜粋して掲載しました。

① 県民意識調査

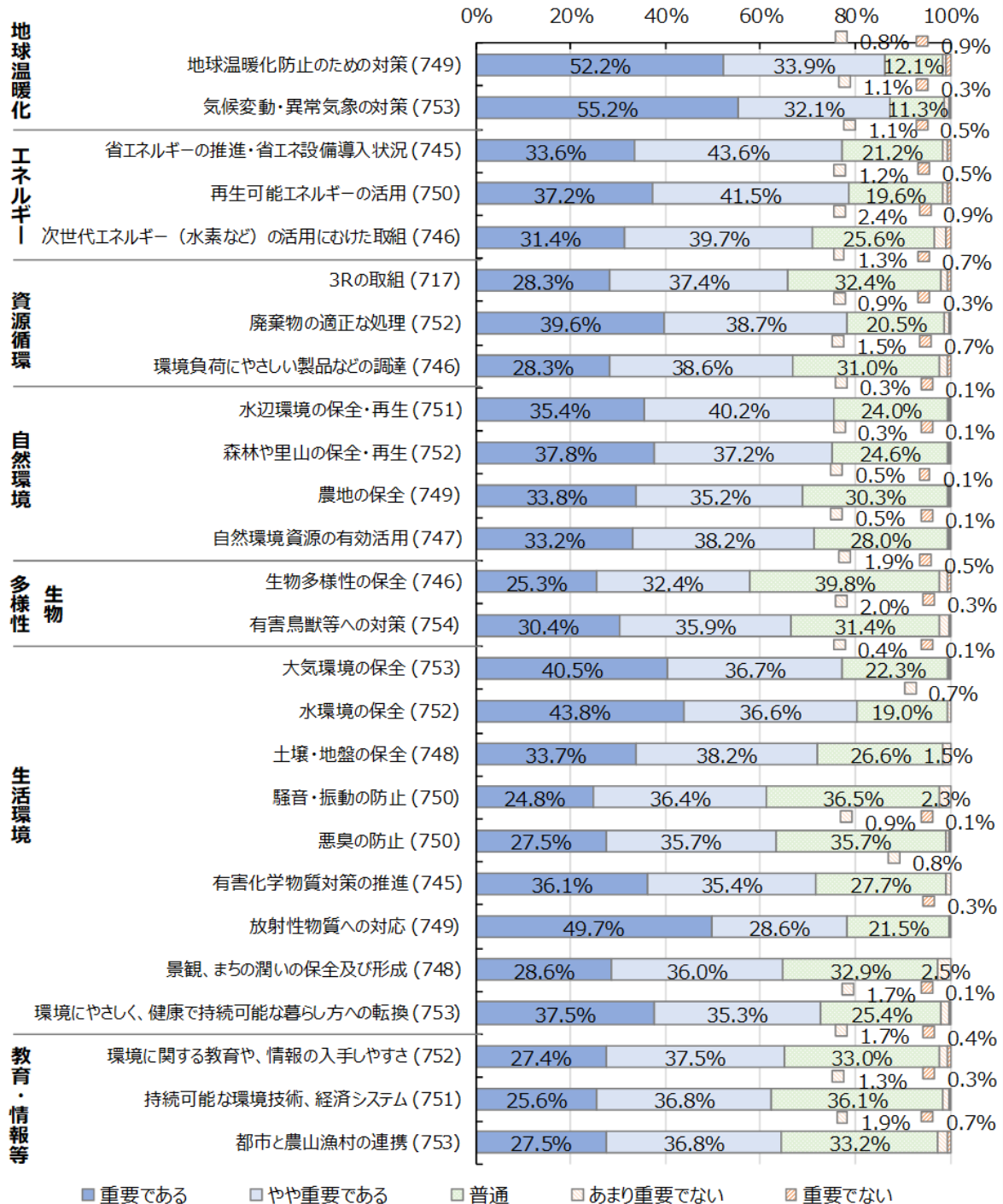
イ 宮城県の環境に関する各分野の満足度

満足度が高い項目（「満足」，「やや満足」の割合が高い項目）は「3Rの取組」，「廃棄物の適正な処理」などの「資源循環」に関する分野でした。一方で、低い項目は、「有害鳥獣等への対策」のほか、「気候変動・異常気象の対策」，「地球温暖化防止のための対策」などの「地球温暖化」に関する分野でした。



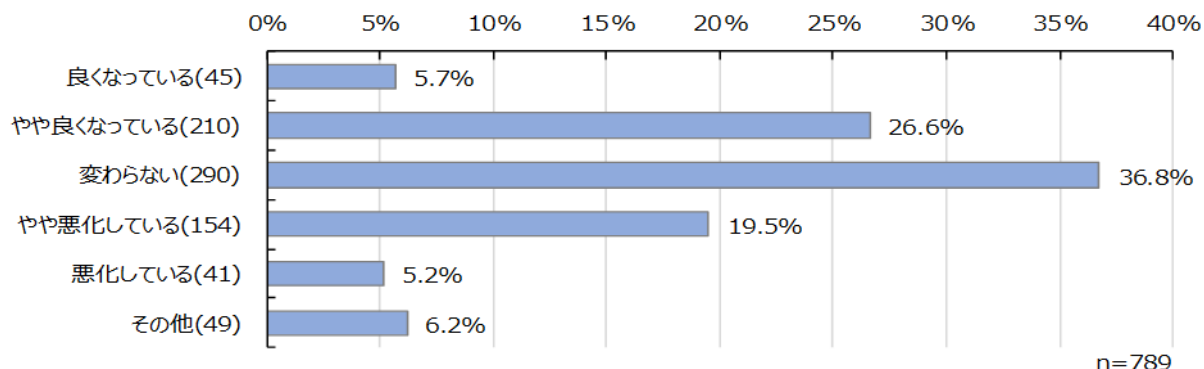
ロ 宮城県の環境に関する各分野の重要度

重要度が高い項目（「重要」、「やや重要」の割合が高い項目）は「気候変動・異常気象の対策」、「地球温暖化防止のための対策」などの「地球温暖化」に関する分野や、「大気環境の保全」、「水環境の保全」、「放射性物質への対応」などの「生活環境」に関する分野でした。



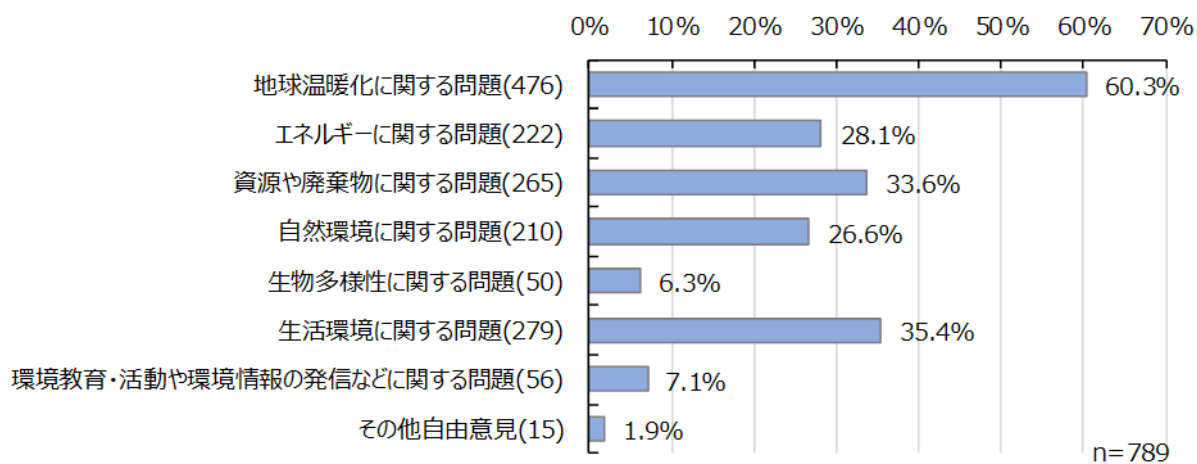
ハ 10年前と比べた宮城県の変化

環境の変化について、「良くなっている」と「やや良くなっている」の合計（32.3%）が、「悪化している」と「やや悪化している」の合計（24.7%）を上回りました。



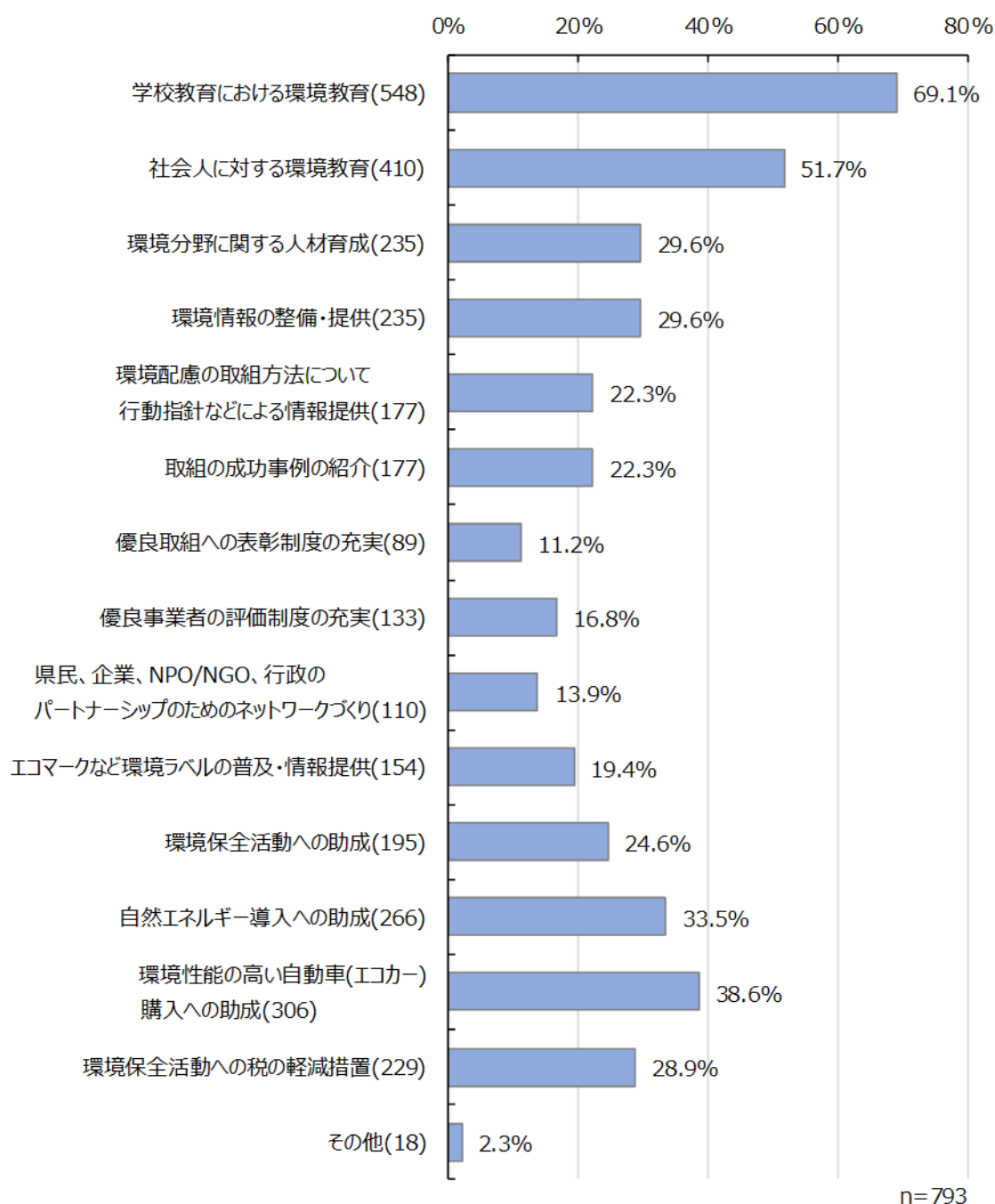
ニ さまざまな環境問題の中で特に興味を持っている問題（2つ選択）

環境問題の中で特に興味を持っている項目は、「地球温暖化に関する問題」，「生活環境に関する問題」，「資源や廃棄物に関する問題」でした。



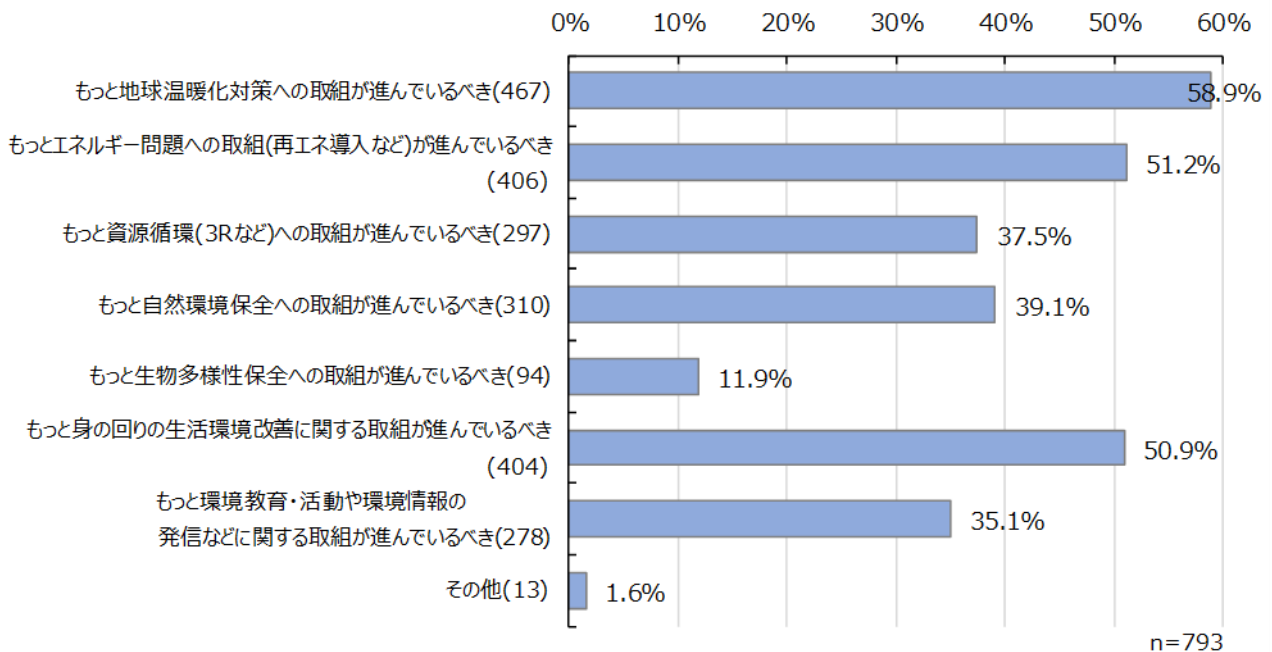
ホ 一人ひとりが自主的な環境配慮の取組を進めていくために行政に期待する支援（複数選択）

行政に期待する支援で多く選択された項目は、「学校教育における環境教育」，「社会人に対する環境教育」，「設備導入への経済的支援」でした。



へ 宮城県の環境のあるべき将来像（3つまで選択）

あるべき将来像として多く選択された項目は、「もっと地球温暖化対策への取組が進んでいるべき」、「もっとエネルギー問題への取組（再エネ導入など）が進んでいるべき」、「もっと身の回りの生活環境改善に関する取組が進んでいるべき」でした。

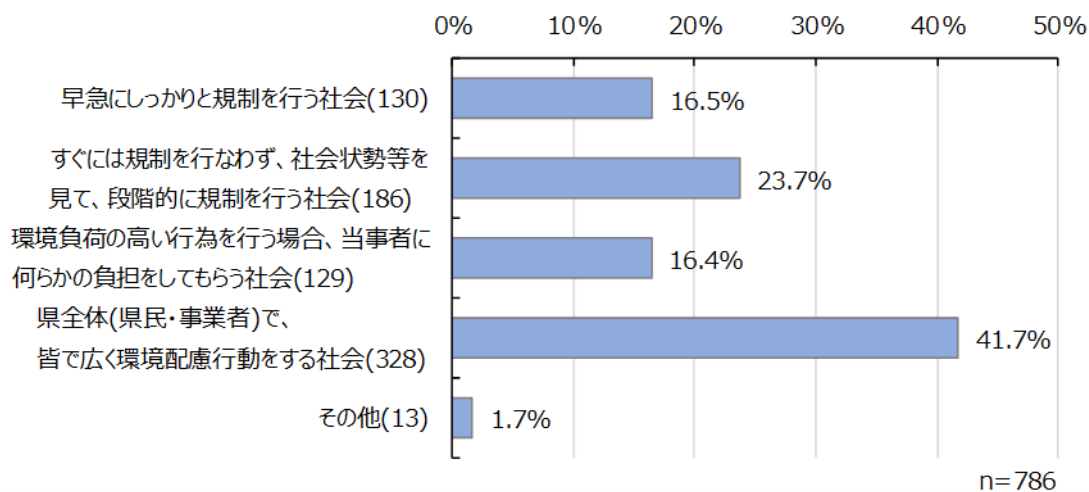


また、上記の回答を選択した理由について、以下の回答がありました（自由記述）。

取組分野	主な選択理由の概要
地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化は喫緊の課題であるため、早急な対策が必要 毎年異常気象が多く、いろいろなところで問題が起きている
エネルギー問題	<ul style="list-style-type: none"> 自然エネルギーの導入を進めるべき リスク分散のためにも官公庁の屋上での発電などが実施されるとよい
資源循環（3R など）	<ul style="list-style-type: none"> 自治体によってごみの分別のルールが異なる 高齢者でも 3R 等に貢献できるよう分かりやすくすべき
自然環境保全	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全を進めることが他の環境問題解決にもつながる 自然を残していくべき
生物多様性保全	<ul style="list-style-type: none"> 市街地に出没する野生動物などの問題が解決するとよい
生活環境改善	<ul style="list-style-type: none"> 身近なところから一人ひとりが取り組めるように 自分の身近なことから取組があれば興味関心につながる
環境教育・活動、環境情報等	<ul style="list-style-type: none"> 子供や社会人への環境教育が必要 環境に関する教育、知識がもっと浸透すれば、意識もより高くなる 情報に触れられる機会が少なく、情報発信が重要
その他	<ul style="list-style-type: none"> 官民一体となって取組を進めるべき

ト 宮城県の環境の将来像を実現していくための社会の在り方

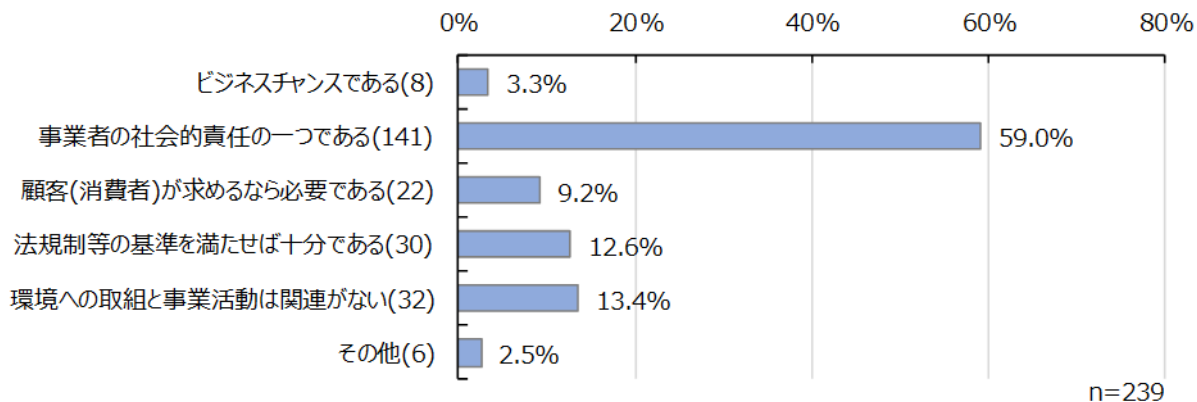
社会の在り方として多く選択された項目については、「県全体（県民・事業者）で、皆で広く環境配慮行動をする社会」が最も多く、次いで「すぐには規制を行わず、社会状況等を見て、段階的に規制を行う社会」でした。



② 事業者意識調査

イ 環境への取組の位置づけ

「事業者の社会的責任の一つ」として取り組んでいる割合が 59.0%と最も多く、概ね 6割を占めました。一方、最も低かったのは、「ビジネスチャンス」としての位置づけで、3.3%でした。

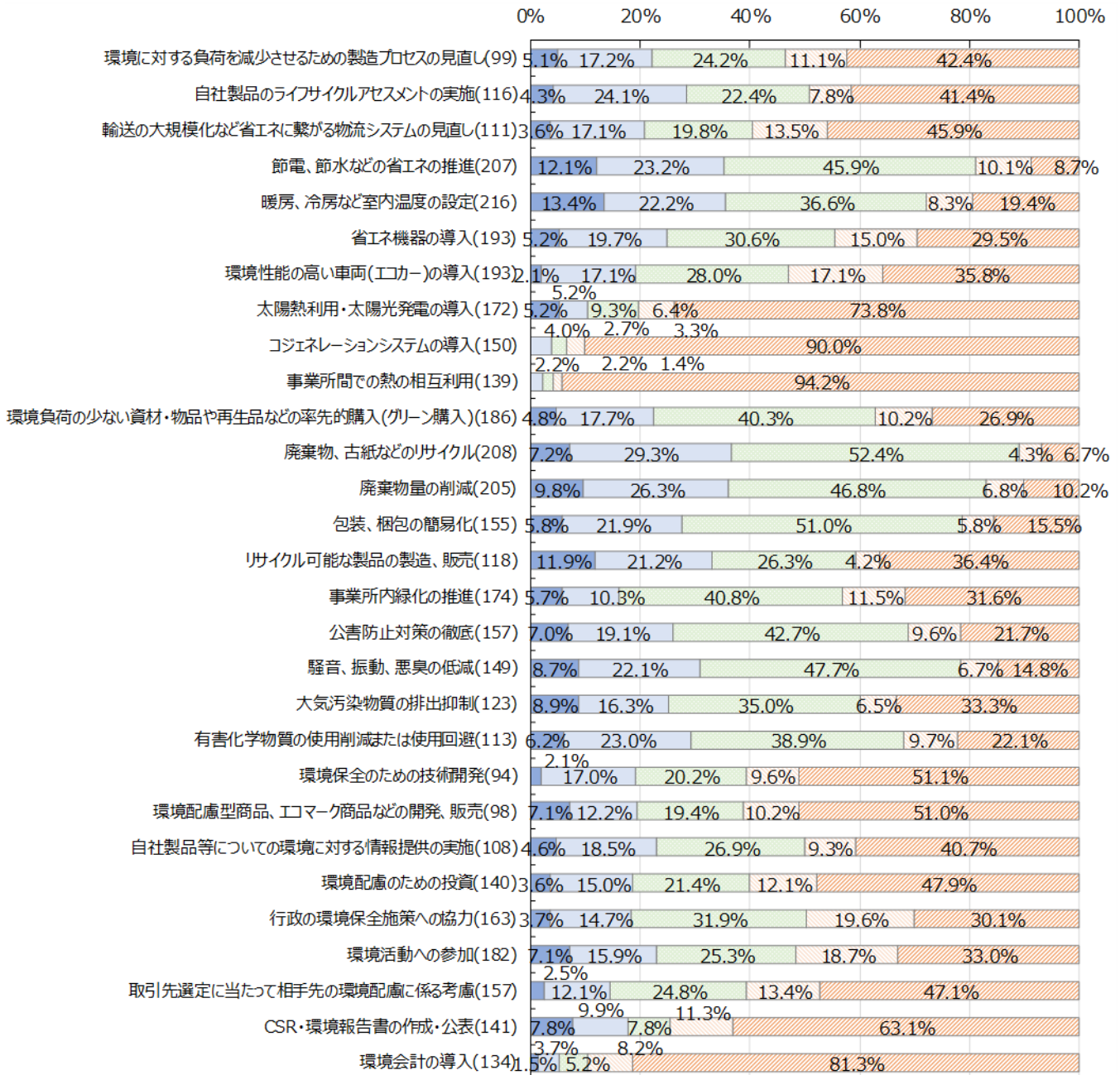


ロ 環境対策の実施状況

実施率の高い項目（「実施している」、「方針をもって実施している」、「目標や方針はないが実施している」の合計の割合が高い項目）は、「廃棄物、古紙などのリサイクル」、「廃棄物量の削減」など、「資源循環」に関するものでした。

「実施予定はない」という回答の多い項目は、「事業所間での熱の相互利用」、「コージェネレーションシステムの導入」、「環境会計の導入」でした。

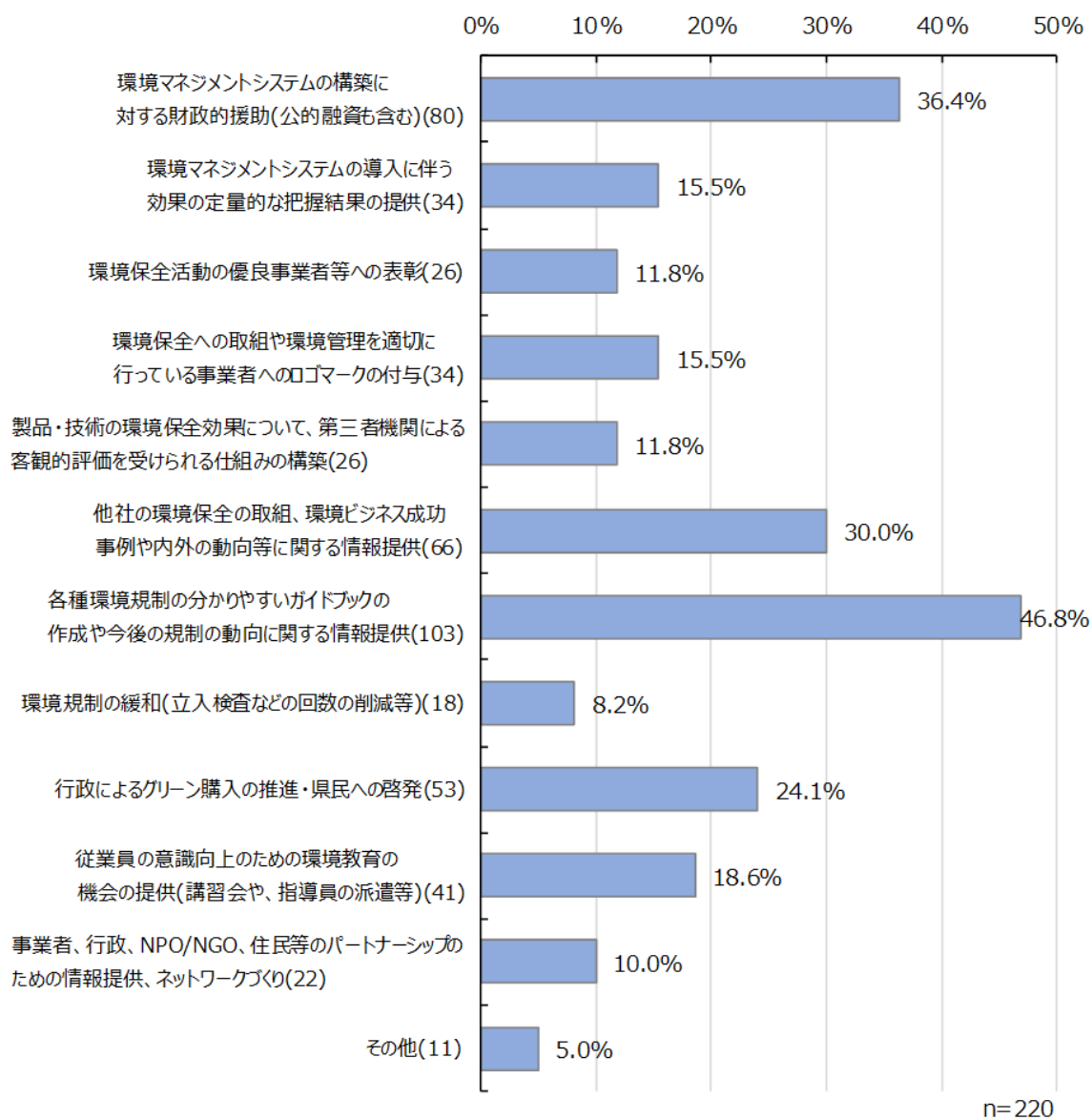
「今後実施予定」という回答の多い項目は、「行政の環境保全施策への協力」、「環境活動への参加」、「環境性能の高い車両（エコカー）の導入」でした。



■ 数値目標を持って実施 □ 方針をもって実施 □ 目標や方針はないが実施 □ 実施していないが今後実施予定 □ 実施予定はない

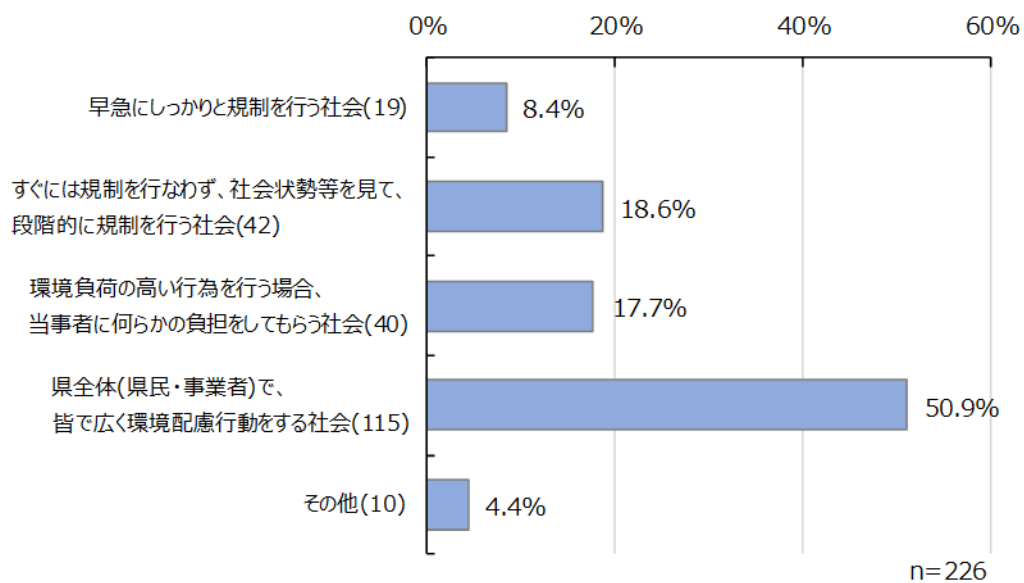
ハ 環境配慮の取組を進めるために行政に期待する支援（複数選択）

多く選択された項目は、「各種環境規制に関する情報の提供」「環境マネジメントシステム構築に関する財政的援助」「他社の取組・成功事例や内外の動向等に関する情報提供」でした。



二 宮城県環境の将来像を実現していくための将来の在り方

最も割合が高かったのが「県全体（県民・事業者）で、皆で広く環境配慮行動をする社会」で、県民意識調査と同じ結果となりました。



3 市町村の意見

(1) 全市町村に実施したアンケート結果

みやぎ環境税について、令和元年 11 月から 12 月にかけて県内の全市町村にアンケートを実施しました。本アンケートでは、みやぎ環境税の実施に関すること、本税で実施しているみやぎ環境交付金事業等について意見をいただきました。

- ・有効回答数：34 市町村
- ・様式によらず回答のあった市町村：1 市町村

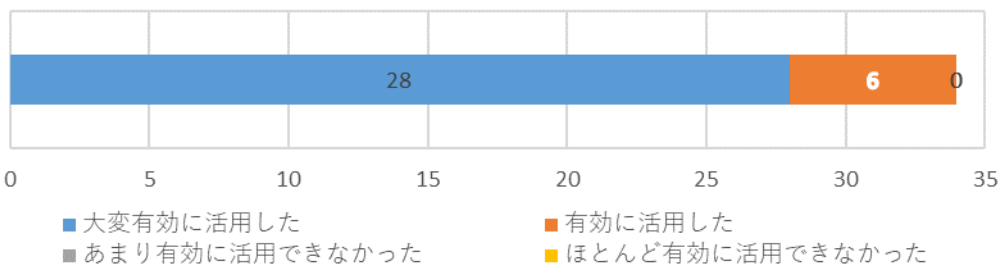
1 みやぎ環境交付金メニュー選択型事業について

(1) 現行の課税期間ではどのような観点でメニューを選択し、事業を実施してきたか

【主な回答】

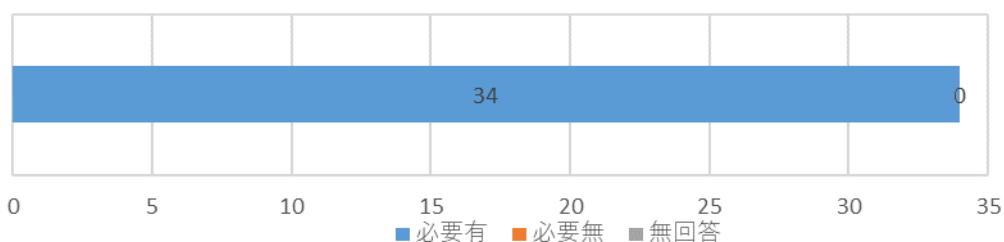
- 電力など消費エネルギー量の削減による二酸化炭素排出削減の推進
- 住民の利便性向上，要望事項への対応
- 地球温暖化に関する普及啓発
- 限られた職員数における費用対効果が高い事業の推進

(2) 事業の実施に当たって環境交付金は有効に活用したか（どれか一つ選択）



(3) みやぎ環境交付金メニュー選択型事業の必要性について

① これまでの事業実績等を踏まえた令和 3 年度以降の本事業の必要性（どちらか選択）



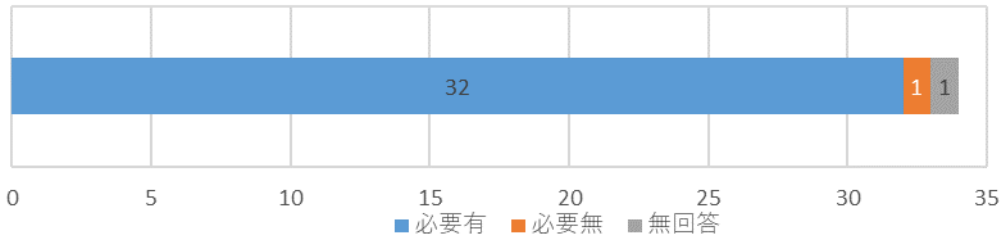
② その理由

【「必要有」の主な回答】

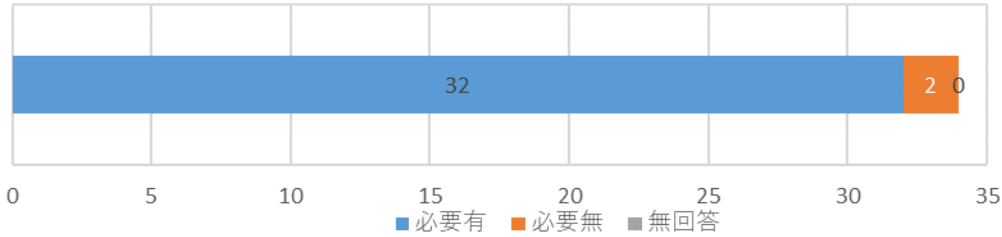
- 住民から事業実施の要望があるため。
- 現行の事業が完了していないため。
- あらかじめ事業例が示されており，限られた人員でも実施しやすいため。
- 今後も住民の意識向上・普及啓発を図るには，事業を継続する必要があるため。
- 財源確保が困難であるため。

(4) 仮に令和3年度以降も継続する場合における現行のメニューの必要性（どちらか選択）

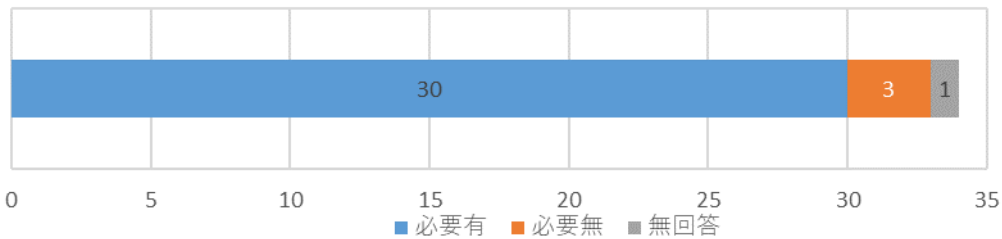
① 公共施設、学校等におけるCO₂削減対策



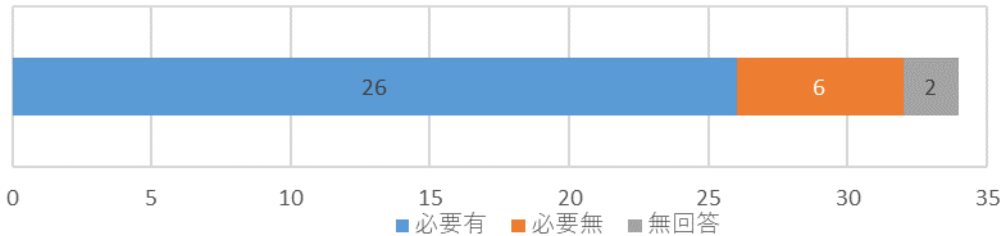
② 照明（街灯、商店街等）のLED化



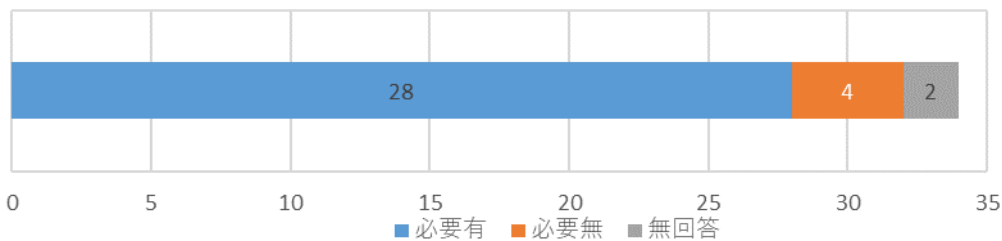
③ 自然環境保全（イベント、環境教育を含む）



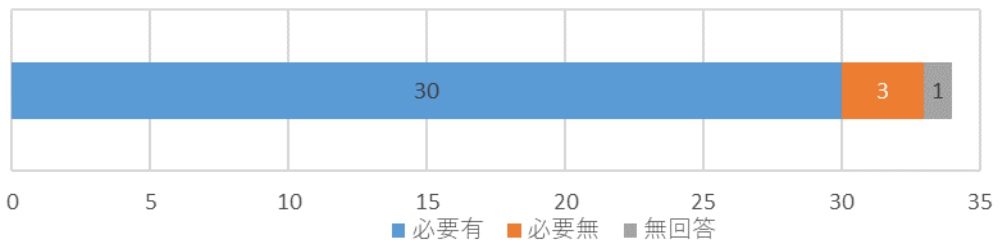
④ 野生鳥獣対策



⑤ 環境緑化



⑥ 省エネ機器導入支援

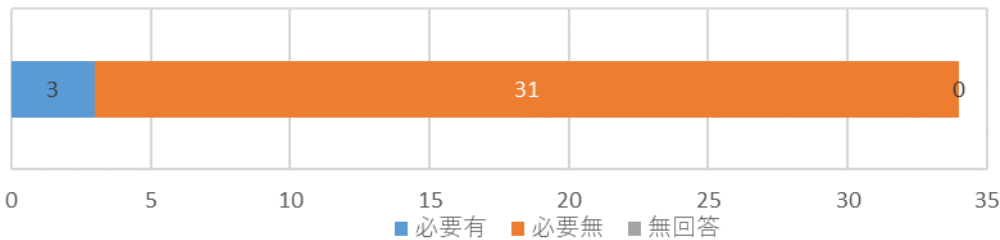


【各設問における「必要無」の主な理由】

- ①公共施設等におけるCO₂削減対策：すべて対策済みであるため。
- ②照明のLED化：すべて対策済みであるため。
- ③自然環境保全：事業を実施する予定や要望がないため。
- ④野生鳥獣対策：域内で大きな被害が生じていないため。
宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金があるため。
- ⑤環境緑化：事業を実施する予定や要望がないため。
- ⑥省エネ機器導入支援：交付金を活用しなければならないほど、通常機器との間に金額の差があるとは思えないため。

(5) 新たなメニューの創設について

- ① 仮に令和3年度以降も継続する場合における新たなメニュー創設の必要性
(どちらか選択)

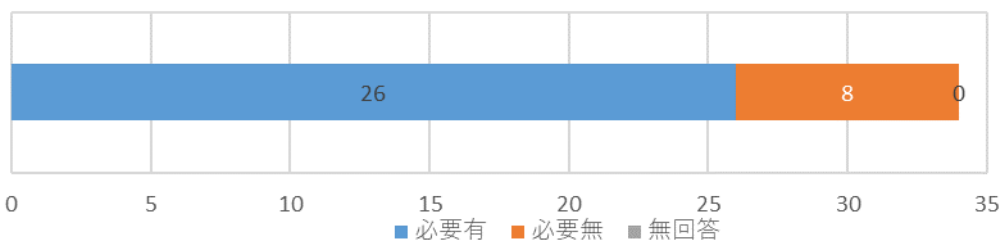


- ② ①で必要有と回答した場合におけるメニュー名及びその内容

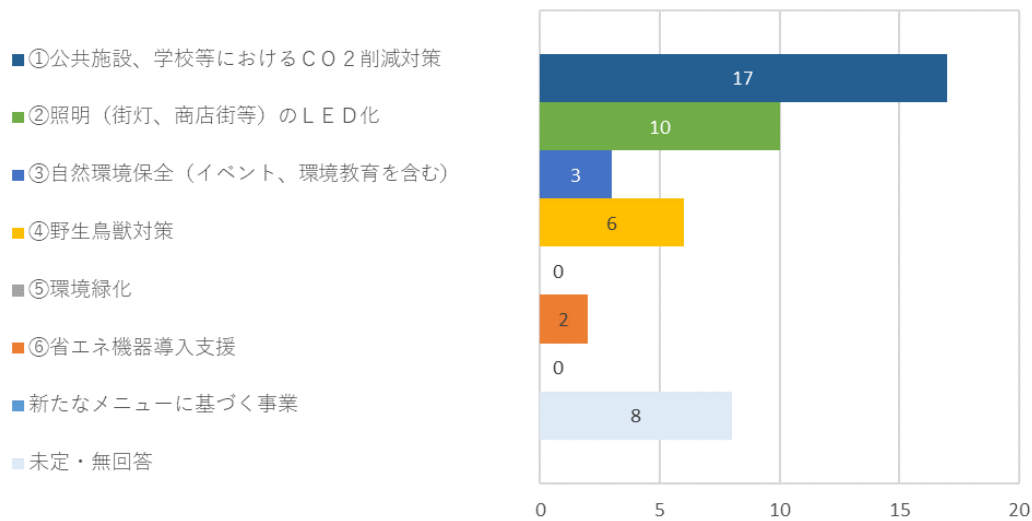
【主な回答】

- 不法投棄対策⇒監視カメラや看板の購入・設置，投棄された廃棄物の処理といった不法投棄防止対策や処理に関する事業
- ごみの減量化⇒3R 推進や食品ロス，プラごみ減量化対策などごみの減量化に繋がる事業
- 環境に関する基本計画の策定⇒コンサルへの調査委託

- (6) 仮に令和3年度以降も継続する場合における適応策に該当するメニューの必要性 (どちらか選択)



(7) 仮に令和3年度以降も継続する場合におけるメニュー選択型該当事業の実施計画・希望（複数回答可）



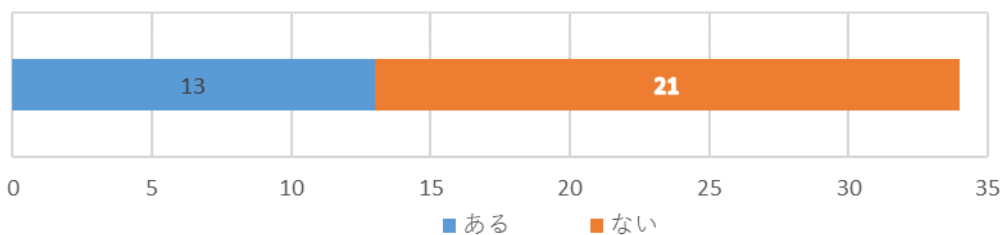
(8) これまでの運用に関する要望等

【主な回答】

- 野生鳥獣対策事業の対象動物にタヌキ、ハクビシン、アナグマも追加してほしい。
- 経費の20%を超える相互間の流用があった場合でも、事業内容に変更がなければ計画変更承認は不要にしてほしい。
- 提出書類の内容が分かりにくい。
- 具体的な事業例を示してほしい。
- 二酸化炭素削減量を算出できない事業もあることから、あらかじめ記載内容から除外してほしい。
- 例年11月頃に実施する次年度の事業計画ヒアリングの日程を、現行より早くしてほしい。

2 みやぎ環境交付金市町村提案型事業について

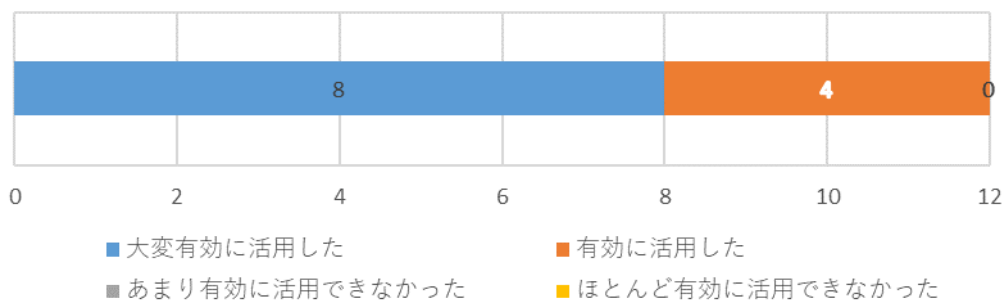
(1) 現行の課税期間における事業提案の有無（どちらか選択）



【提案したことがない場合の主な理由】

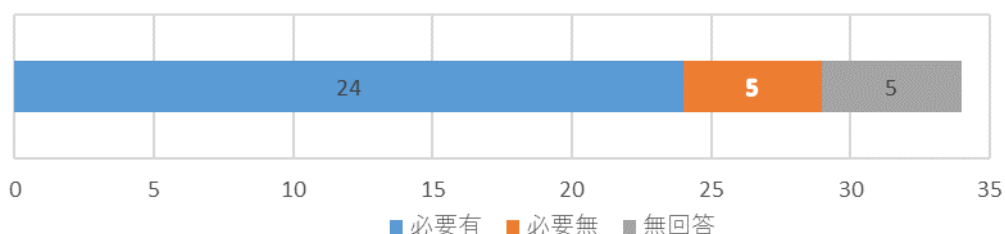
- 提案型事業の趣旨に合致した事業を実施しなかったため。
- 事業を提案するための職員、財源の余裕がなかったため。
- 提案したかったが実際の立案には及ばなかったため。

(2) 事業の実施に当たって環境交付金は有効に活用したか
 (どちらか選択, 事業が採択されたことのある 12 市町村のみ回答)



(3) 本事業の必要性について

① これまでの事業実績等を踏まえた令和 3 年度以降の本事業の必要性
 (どちらか選択)



② その回答理由

【「必要有」の主な回答】

- メニュー選択型事業の上限額では実施できないような、大規模な事業でも実施できる可能性があるため。
- メニュー選択型事業のメニューに縛られない、地域の実情に応じた事業を提案できるため。
- 財源確保が困難であるため。
- 該当する事業を実施する際に提案し、採択されれば財源として充当できるため。
- 各市町村の状況相違による不平等を少しでも緩和するため

【「必要無」の主な回答】

- 提案するだけの人的余裕がないため。
- ある程度長期的な計画を立てなければならないため。
- 提案型分の予算額をメニュー選択型事業の配分額に上乘せしてほしいため。

(3) 仮に令和 3 年度以降も継続する場合における本事業への提案が可能な事業の計画等

【主な回答】

- ECO シェアサイクル事業 (太陽光で充電するアシスト自転車のシェア事業)
- 動植物・自然景観の調査・分析及び普及・啓発・保全に資する事業
- ラムサール条約湿地簡易観察施設誘導事業
- ラムサール地域活用計画策定事業
- 魚市場への電動フォークリフト導入支援事業

(4) これまでの運用に関する要望等

【主な回答】

- 一部の市町村に本補助金の活用が偏っているように見受けられるため、広く本補助金が配分され活用できるよう、実施期間中における採択上限を設定するなど採択方法の再考を願う。
- 事業効果の報告に二酸化炭素削減効果の記載があると、どうしても二酸化炭素削減効果の高い事業が中心になっていると感じる。仮に二酸化炭素削減効果を採択の加点対象としているのであれば、数値では示すことのできない森林保全に資する点も加点対象としてほしい。二酸化炭素削減効果の加点規模が大きいのであれば、最初からそのような事業を中心に企画せざるを得ないとする。
- よりよい事業が提案できるよう、審査の評価項目と項目ごとの得点を事前に公開してほしい。
- 環境インフラや自然環境が充実している市町村が有利に感じられるため、プレゼンテーション方式による事業採択ではなく市町村ごとの提案周期を設けるようにしてほしい。

3 みやぎ環境交付金事業全般に関する意見等

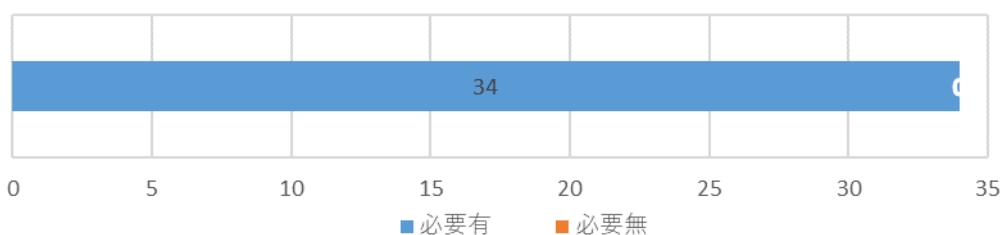
【主な回答】

- 例年5月に説明会はあるものの、実際の通知から締め切りまでが短い。特に市町村提案型事業は準備に時間がかかるため、募集予定日をあらかじめ明示する、事前相談日を設けるなど、市町村が前もって準備できるよう工夫してほしい。
- 事業着手届出の提出期間が要綱に明記されていないが、遅延した場合には遅延理由書が必要となるため、要綱にも明記してほしい。
- 交付金を活用した事業に関わった業者や団体等からのアドバイスや提案を受けてみたい。

4 みやぎ環境税の実施について

(1) みやぎ環境税について

- ① これまでの活用実績等を踏まえた令和3年度以降のみやぎ環境税の必要性
(どちらか選択)



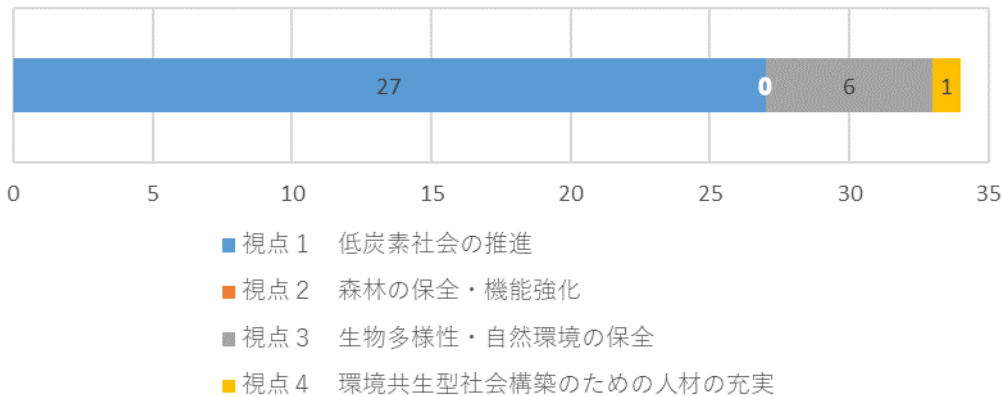
- ② ①で回答した理由

【「必要有」の主な回答】

- 環境施策が十分に推進されたとは言えず、引き続き実施する必要があるため。
- 県民の環境問題に対する意識付けとするため。
- SDGsの推進など環境に関する取組の必要性が高まっており、その貴重な財源とするため。
- みやぎ環境交付金事業の財源とするなど、市町村への財政支援として必要であるため。

(2) みやぎ環境税を活用した取組について

- ① 現行の「新みやぎグリーン戦略プラン」の中で、特に重要と思われる視点
(どれか一つ選択)



- ② 仮に令和3年度以降も継続する場合における新たな視点を追加する必要性
(どちらか選択)



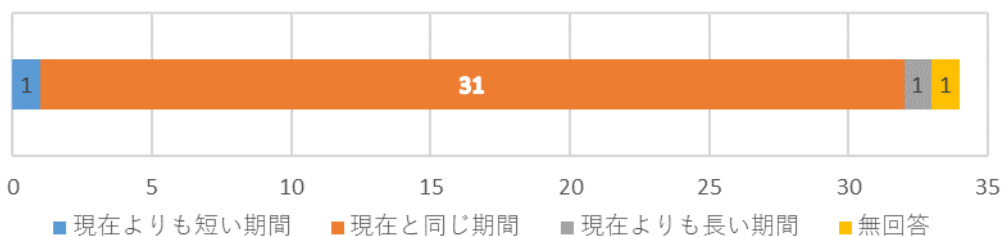
- ③ ②で必要有と回答した場合、考えられる視点及びその内容

【主な回答】

- 資源循環型社会の推進
⇒地球規模の問題となっている海洋プラスチックや食品ロス等への対応
- マイクロプラスチック等の環境汚染ごみの減量・削減対策
⇒ストローやレジ袋、ペットボトルなどのプラスチック系ごみを削減し、自然環境保護に努める。
- 気候変動影響への適応
- ごみに関連する視点

(3) 課税期間について

- ① 仮に令和3年度以降も継続する場合における適切と考えられる課税期間
(どれか一つ選択)



② ①で現在と同じ期間以外の回答をした場合における理由と適切と考える期間

【主な回答】

○3年

⇒喫緊の課題として認識しているのであれば、通常予算で優先的に取り組むべきであり、同一期間での継続は考えにくい。

○10年

⇒環境問題は世界規模で協議されており、継続的に取り組むことが必要と考えられるため。

(4) 課税額について

① 仮に令和3年度以降も継続する場合における適切と考えられる税額

(どれか一つ選択)



② ①で現在と同じ額以外の回答をした場合における理由と適切と考える税額

【主な回答】

○個人：1,000円 法人：10%

⇒令和元年10月に消費税が増税され、税負担が増加したことに鑑みると、みやぎ環境税に対する県民の理解が得られないと考えられるため。

(5) 各自治体における「喫緊に対応すべき環境課題」の状況（あればその解決に繋がる事業案）

【主な回答】

○再生可能エネルギー普及促進に伴う自然破壊などの公害発生

○海洋プラスチック対策（プラごみ回収ボックスの設置、普及啓発セミナー及びワークショップの開催）

○災害ごみ処理

○スキー場における降雪時期の遅れ

○気候変動影響

○多発する自然災害

(6) みやぎ環境税充当事業を実施した感想

【主な回答】

○みやぎ環境交付金事業は補助率の上限がないため、事業を実施しやすかった。

○みやぎ環境税を活用して実施している取組は、住民は元より観光客へもアピールできるものだと感じる。

○みやぎ環境税を活用して実施した取組によって、温室効果ガスの削減には一定の効果があったと感じる。

○単費の歳出抑制に繋がった。

(7) みやぎ環境税全般に関する意見等

【主な回答】

- 令和 3 年度以降のみやぎ環境税の継続については、令和元年 10 月からの消費税増税や令和 6 年度からの森林環境税の課税等による市民の負担感や、地域経済を取り巻く状況等を考慮し、慎重に検討すべきである。
- 仮に令和 3 年度以降も継続する場合には、以下の点について要望する。
 - ①みやぎ環境交付金については地球温暖化対策や資源循環の推進、生物多様性の保全などの様々な環境課題に対し、市町村が積極的かつ柔軟に取り組めるよう十分な交付額を配当するとともに、対象事業を拡大・拡充すること。また、住民や事業者の納税負担に見合った交付額とすること。
 - ②森林環境譲与税の導入に当たって、県から住民や事業者に対して十分な周知がなされていないことから、改めて森林環境譲与税との関係を整理するとともに、住民や事業者に対し丁寧に説明すること。
- 市町村では、住民に直結する種々の環境保全事業や地球温暖化対策事業等に対応している現状を踏まえ、みやぎ環境交付金の交付額の拡大を検討願う。
- みやぎ環境交付金メニュー選択型事業における交付額が少なく、効果的な事業展開に至っていないため、メニュー選択型と市町村提案型を統一するなどにより、交付額の拡大を検討願う。
- みやぎ環境税がどのように使われているか等の周知・広報が不足している。
- 水素に関する事業など、県下全域で推進できる事業があってもよい。

(2) 市町村担当課長会議の結果

令和 2 年 1 月に開催したみやぎ環境税市町村担当課長会議において、寄せられた主な意見・要望等は以下のとおりです。

- 都道府県独自の超過課税と森林環境譲与税との関係について、分かりやすい形で周知してほしい。
- みやぎ環境税を活用した事業で住民の方々がどういった恩恵を受けられたか、具体的な数値を用いて周知してほしい。
- みやぎ環境税の継続については慎重に検討すべきであり、検討の過程が分かるように資料等を公表してほしい。
- 仮に継続するのであれば、みやぎ環境交付金事業として各市町村の税負担に見合った額を交付してほしい。また、対象となる事業の基準や範囲についても見直してほしい。

4 環境課題の変化の状況

平成 23 年 4 月から導入したみやぎ環境税は、喫緊の環境課題の解決に向けた取組の継続が必要であるとして平成 28 年 4 月から 5 年間延長し、取組を進めてきたところですが、社会情勢の推移等による喫緊の環境課題の変化の状況を、以下のとおり整理しました。

(1) これまでの環境課題の状況

本県の喫緊の環境課題として、みやぎ環境税を活用しながら取り組んできた課題の変化の状況を以下のとおり取りまとめました。

<地球温暖化対策に関すること>

温室効果ガス排出量は、2011（平成 23）年度まで、リーマンショック等の経済的な要因や省エネ家電の普及等の要因を受けて減少傾向にありましたが、東日本大震災の発生以降、原子力発電所の稼働停止に伴う火力発電の割合の増加等により排出量が増加し、現在も震災前の水準を下回らない状況にあります。

温室効果ガス排出量抑制のためには、更なる省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進が必要であり、従来のエネルギーに加えて水素エネルギー等の技術の進展・普及が今後見込まれる分野への対応も課題となっています。

こうした中で太陽光発電設備は、FIT 制度によって大きな伸びが見られますが、それ以外の再生可能エネルギーの導入はあまり進んでいない状況になっています。県内の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの特徴として、太陽光、風力、地熱については全県的に高いポテンシャルが見込まれますが、水力については、主な適地は既に開発済みであり、大規模な設備の設置は難しいものと考えられることから、各地域の特徴や資源を活用した再生可能エネルギーの導入を進めていく必要があります。

また、地域にあるエネルギー資源を地域で消費する、いわゆるエネルギーの地産地消のための取組や技術開発を支援していくことが求められていますが、沿岸部、中山間部、都市部のそれぞれの地域特性を踏まえた対応が必要です。

一方、パリ協定では「平均気温上昇の幅を 2℃未満とする」目標が国際的に広く共有されるとともに、平成 30 年 10 月に公表された IPCC 特別報告書においては、世界の平均気温が 2017 年時点で工業化以前と比較して約 1℃上昇し、現在の度合いで増加し続けると 2030 年から 2052 年までの間に気温上昇が 1.5℃に達する可能性が高いことから、気温上昇を 2℃よりリスクの低い 1.5℃に抑えるためには、2050 年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロ（※）にすることが必要とされています。（※二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することにする）

このような状況において、昨今、脱炭素社会に向けて、2050 年二酸化炭素排出実質ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあり、現在、本県を始めとする 101 の自治体（18 都道府県、48 市、1 特別区、25 町、9 村、2020 年 6 月 25 日現在）が二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しており、その自治体を合計すると人口は約 6,386 万人、GDP は約 311 兆円となり、日本の総人口の過半数を超える勢いとなっています。

さらに、県全体で温室効果ガス排出量の削減を推進していくためには、県民・事業者・行政・NPO などの各主体が、連携・協働しながら、それぞれの主体の役割と責務に応じた取組の推進が必要であり、環境教育の充実化と併せ、今後そうした土台作りの整備が課題となります。

<森林・林業に関すること>

森林は、水源のかん養、土壌保全、木材をはじめとする林産物の生産等の多面的機能を有しており、国民生活や地域の経済・雇用などに大きく貢献しています。特に近年は、全国的に台風等に伴う豪雨により山地・林道災害が激甚化・頻発化しており、災害に強い安全な国土づくりのほか、地球温暖化対策として森林の二酸化炭素を吸収する機能への期待が大きくなっています。森林の持つ多面的機能が十分発揮されるためには、適切な森林整備が重要であり、特に人工林では、植栽→保育→間伐→伐採→利用→再生林の循環利用を推進する必要があります。

一方、林業は、外国産材との競合や木材価格の低迷などにより採算性が悪化し、長期にわたって厳しい経営環境に置かれています。人工林の多くが利用期を迎えているものの、森林所有者の林業に対する経営意欲の低下等により、適切な管理が行われていない森林も増加していることから、県産木材の需要確保と併せて施業の低コスト化を進め、木材の販売収益を山元に還元することで、豊富な森林資源の循環利用のサイクルを定着させ、森林の多面的機能を持続的に確保していくことが重要となります。

こうした中で、人口減少社会に伴い住宅着工戸数が減少していることから、住宅用木材需要の減少が懸念されています。また、FIT制度を背景に、各地で木質バイオマス発電施設新設の動きが活発化しており、多様化する木材需要に対応していくためには、木材需要先のニーズに対応した品質の木材を安定的に供給する体制の構築が喫緊の課題となっています。

さらに、素材生産量の拡大に伴い、伐採後に再生林されず放置される箇所が増加しており、こうした課題に対応するため、環境に配慮した伐採から植栽・保育管理までを一貫して行う「一貫作業システム」の推進やコンテナ苗、早生樹の導入など、造林・保育コストの低減に向けた新しい取組の推進も求められています。

また、CLT、CNF（セルロースナノファイバー）、リグニンなど、木材の新たな利用技術の開発や需要創出が重要な課題となっています。

<生物多様性・自然環境に関すること>

本県ではこれまでに鳥類 370 種、植物 3,365 種など多くの生き物が確認されていますが、平成 28 年に発行した「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物－RED DATA BOOK MIYAGI 2016」では、全体で 613 種が絶滅のおそれのある種に選定されています。東日本大震災における津波の影響による海岸地域の無脊椎動物類や淡水産貝類、海浜植物等の減少もありますが、震災以前から続く開発による生息・生育環境の縮小や消失によって、本県の野生動植物は依然として厳しい状況に置かれていると言えます。

また、農家や林家の高齢化や減少とともに、十分に手入れが行き届かない森林や農地が増加しつつあり、イノシシやニホンジカ等が生息地として利用する可能性が指摘されています。放置された森林や農地が今後も増加することに加え、狩猟者の高齢化と減少に伴う捕獲圧の低下により、野生動物が人里に近づきやすい環境がさらに増え、農作物や人の被害が増加することが懸念されています。野生鳥獣による農作物の被害額については、平成 25 年度から高止まりの状況が続いており、被害を受けた生産者が生産意欲をなくし、耕作放棄してしまうなど、数字に表れない被害もあります。

一方、ラムサール条約湿地である伊豆沼・内沼では、度重なる豪雨被害やハスの枯死体が堆積するなど浅底化が一層進行するとともに、水生植物群落域の変化や飛来する渡り鳥の生息種や飛来数にも変化が生じています。

さらに、開発等による土地の造成や飼育個体の野外への放棄等の人為的な要因によって、地域の生態系に大きな影響を及ぼす「特定外来生物」に指定されているオオクチバスやブルーギル等が急増し、在来生物が捕食され、生息地を追われることによる個体数の減少など、深刻な生態系への影響が依然として懸念されています

(2) 新たな環境課題の状況

平成 28 年 4 月のみやぎ環境税の延長以降、社会情勢の変化等により生じた環境課題を以下のとおり取りまとめました。

<気候変動による影響への適応に関すること>

IPCC 第 5 次報告書等によると、地球温暖化の進行を抑制する対策（緩和策）を確実に遂行しても、過去に排出された温室効果ガスの影響等から、気温や海水温の上昇、豪雨の発生頻度の増加など、少なからず気候変動の影響が発生してしまうことが分かっています。

世界の平均気温は、令和元年 7 月に観測史上最高を記録しており、国内では、平成 30 年 7 月に観測史上最高となる 41.1℃が観測され、同月の熱中症搬送人数は平成 20 年の調査開始以来、過去最多となりました。また、県内に甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風は、地球温暖化による海水温の上昇によって勢力が増大したとされています。

今後、このような気候変動の影響が長期にわたって拡大するおそれがあることから、平成 30 年には気候変動適応法が制定され、気候変動の影響から人々の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るため、温室効果ガスの削減に全力で取り組むことはもちろん、現在生じている又は将来予測される気候変動による被害の回避・軽減等を図る対策（適応策）に取り組むことが重要となっています。

<海洋環境の保全に関すること>

近年、地球温暖化や気候変動と同様に、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な問題となっています。海洋プラスチックごみは生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など様々な問題を引き起こしており、特に近年では、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されています。

海洋プラスチックごみ問題について、国では、平成 30 年 6 月に海岸漂着物等の発生を抑制するための海岸漂着物処理推進法（平成 21 年法律第 82 号）を改正し、海洋環境の保全の観点等を目的に追加したほか、第四次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定し、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略である「プラスチック資源循環戦略」を策定し、施策を進めていくこととしています。

令和元年 5 月には、海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係閣僚会議で「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、プラスチックを有効利用することを前提としつつ、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指す取組を徹底していくとしています。

<地域循環共生圏の考え方を踏まえた、環境・経済・社会の統合的向上に関すること>

平成 30 年 4 月に閣議決定された第五次環境基本計画では、SDGs やパリ協定といった世界を巻き込む国際的潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決という SDGs の考え方も活用した地域循環共生圏が提唱されました。

地域循環共生圏とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分

散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことによって、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。地方創生の推進が今後加速化される中で、地域特性に応じた地域課題の解決及び地域間の連携推進が図られていくことは、今後の政策・施策を考えていく上で、注視すべきものです。

なお、上記の 3 つの環境課題については本県における重要な環境課題であるという認識のもと、次期宮城県環境基本計画における基本方針や政策・施策体系に組み込まれる予定です。

5 まとめ

(1) 検討

「みやぎ環境税」の今後について検討するに当たり、Ⅲにおいて、これまでの活用事業の実績と成果等を検証し、本章前節までにおいて、本県の環境を取り巻く状況や社会情勢の推移等を確認してきました。

みやぎ環境税を財源とした各種施策は、新みやぎグリーン戦略プランの目指す姿の実現に向け、着実にその成果が得られているものと考えています。

しかしながら、本県の環境を取り巻く状況としては、依然として東日本大震災前を上回る温室効果ガスの排出量や林業採算性の悪化、野生鳥獣による農作物被害の増加、外来生物の分布拡大など、各分野において多くの課題が存在しています。

また、社会情勢の推移としては、気候変動の影響への適応や、人口減少社会における地方創生に向けた地域循環共生圏の形成への対応、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す取組の推進など、これまでの政策・施策の継続に加え、新たに取り組んでいく必要がある課題も顕在化しているところです。

現在、東日本大震災の復興需要の減少のほか、足下では令和元年東日本台風や新型コロナウイルスの影響によって、県内の経済環境は非常に厳しい状況にあります。

その一方で、宮城県の環境を守り次世代に引き継ぐことは、現役世代の重要な役割であるとともに、地域の自然・森林・海洋環境・人材を育み、脱炭素社会や人と自然環境との地域循環共生圏を形成していくことは、喫緊に取組を進めていく必要がある重要な課題でもあります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、世界的にも温室効果ガスの排出量が減少すると見込まれています。しかしながら、世界金融危機や東日本大震災後の状況から、排出量の減少は一時的なものであり、収束後の景気回復に伴って増加に向かうものと予想されます。地球温暖化対策が新型コロナウイルスの影響で置き去りにならないよう取組を進めることに加え、経済が回復していくというときには、今までどおりではなく、脱炭素化などに向けた新たな社会経済構造やグリーンリカバリーを目指すきっかけにしていく必要があります。

以上を踏まえ、各分野における地域特性を踏まえた環境課題に対応するためには、これまでの取組を中長期的に継続していくことが重要です。さらに、気候変動の影響への適応など分野横断的な新たな課題に対応していくためにも、みやぎ環境税は貴重かつ重要な財源であり、現行の課税制度による期間の延長が必要と考えます。

なお、超過課税の実施については、社会情勢の推移等を見ながら、再検討していく必要があることから、これまで同様5年間とするのが妥当であると考えます。

(2) 提案

課税期間の延長を検討する上で、各種施策の継続性と社会情勢などから生じる新たな課題に対応するため、新みやぎグリーン戦略プランの目指す姿と県事業の視点を次のように見直し、各種施策を展開していく必要があると考えます。

【新みやぎグリーン戦略プランの目指す姿】

- 脱炭素社会の構築に向け、環境に配慮した生活・産業を推進する宮城県
- 地球温暖化防止と美しく安全な県土づくりのため、森林を活かし育む宮城県
- 気候変動の影響への適応力を備えた、強く柔軟な宮城県
- 地域循環共生圏の形成に向け、人と自然環境との輪を守り育てる宮城県

視点1 脱炭素社会の構築

- ① 環境に配慮したグリーン経済の推進
事業例：家庭・事業所における再生可能エネルギー設備等の導入支援
環境負荷低減に資する製品の開発支援 など
- ② 地域特性を生かしたエネルギーの利用の推進
事業例：再生可能エネルギーを活用したまちづくりに向けた取組支援
未利用資源を活用した再生可能エネルギーの導入推進 など
- ③ 省エネルギー対策の推進
事業例：事業所における省エネルギー設備等の導入支援
テレワークによる家電等の使用割合の増加など、新しい生活様式の広がり
を踏まえた家庭における省エネルギーの普及促進
- ④ 次世代エネルギーの普及促進
事業例：FCV（燃料電池自動車）の導入支援
水素エネルギーの普及啓発 など

視点2 森林の保全及び機能強化

- ① 森林の多面的機能の維持・強化
事業例：森林の造成（間伐、植栽、作業道整備等）支援
松林景観の保全対策の推進 など
- ② 持続可能な森林づくりに向けた木材利用の推進
事業例：県産材木材利用住宅の普及促進
CLT（直交集成板）活用の推進 など

視点3 気候変動の影響への適応

- ① 産業における気候変動適応策
事業例：高温耐性を備えた水稻品種の育成
海水温上昇に適応可能な海藻種の探索 など
- ② 生活における気候変動適応策
事業例：熱中症予防のためのクールシェアの推進
気候変動適応策を地域から推進する人材の育成 など

視点4 生物多様性、自然・海洋環境の保全

- ① 生物多様性の総合的推進
事業例：生物多様性に関する普及啓発
ニホンジカやイノシシの個体数調整のための捕獲 など
- ② 自然・海洋環境の保全・再生と次世代への継承
事業例：在来生物の保護の推進
磯焼け対策の推進 など

視点5 地域循環共生圏形成のための人材の充実

① 環境立県を支える人材の育成

事業例：エコ・ツーリズムの推進

子どもの基本的な生活習慣確立と併せたエコ活動の普及啓発 など

② 環境教育の一層の充実

事業例：児童・生徒への環境教育に関する出前講座の実施

自然体験活動を通じた環境配慮行動の普及促進 など

市町村支援事業

メニュー選択型：あらかじめ定めたメニューの中から、市町村が地域の環境課題の解決に向けた事業を選択して実施するもの

市町村提案型：地域の環境課題の解決に向けた事業を、市町村が創意工夫して実施するもの

前述した目指す姿の実現及び視点に基づく事業を推進するに当たっては、県民の方々から頂いた本税を基金に積み立てした上で、各種事業を運用してきたこれまでの仕組みを継続する方向で実施したいと考えており、事業の実施に当たっては、県民の方々に納税された成果が感じられるよう効果的、効率的な事業を展開していきたいと考えています。また、これまで以上に、本税の仕組みや事業の内容について県民の方々へ周知していきたいと考えています。

なお、本税は、県民の方々からの超過課税であることを改めて受け止め、課税制度を継続することについて、県民説明会やパブリックコメント等を実施しながら、今回の検証結果をしっかりと示し、説明責任を十分に果たしていきます。

V 資料集

「Ⅲ 現行の課税期間におけるみやぎ環境税の活用事業とその成果」において記載した各事業の検証シートを掲載します。

なお、各年度の二酸化炭素削減量は、事業実施以降令和2年度までの累積分を計算しています。

編 集 宮城県環境生活部環境政策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8-1

T E L 022-211-2661

F A X 022-211-2669

U R L <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/>